

特別名勝松島保存管理計画



平成22年3月 宮城県教育委員会



序

日本三景の一つに数えられ、国内有数の景勝地として知られる松島は、大正12年に名勝として国の指定を受け、さらに戦後の文化財保護法によって昭和27年には特別名勝に指定されています。いにしへの文人墨客の感動を誘った風光明媚な風致景観は、法の下に保護されるとともに、地域の方々の努力によって現在に伝えられています。

宮城県教育委員会は、昭和51年に保存管理計画を策定し、特別名勝松島の適切な保存管理に努めてまいりました。この間、松島を取り巻く社会環境の変化のなかで特別名勝松島の保護と当地域で営まれる生活とのより良い調和を図るため、約10年おきに2回の改訂をおこなっております。

この度、県教育委員会では、平成20、21年度の2カ年にわたり、保存管理の改善のために検討を重ね、ここに保存管理計画の3回目の改訂版を提示することといたしました。今後はこの計画に基づき、特別名勝松島のすばらしい風致景観を永く後世に伝えることに努めてまいります。地域住民の方々や市民の皆さまには、松島の保護により一層のご理解とご協力をお願いする次第です。

改訂にあたりましては、特別名勝松島保存管理計画策定会議の委員の皆さま、文化庁からは貴重なご指導、ご助言を賜りました。また、特別名勝松島の所在する塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町の関係部局には多大なるご協力を頂きました。加えて、地域住民の方々からも貴重なご意見を賜ることができました。ここに深く感謝申し上げます。

平成22年 3月

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

目 次

序

第1章 特別名勝松島の指定と保存管理計画

第1節 指定の沿革	1
第2節 指定の範囲	2
第3節 保存管理計画の策定	3

第2章 特別名勝松島の価値

第1節 特別名勝松島の価値	4
第2節 特別名勝松島を構成する要素	5
1 特別名勝松島の基本的な要素	5
(1) 地質・地形	5
(2) 植生	10
(3) 展望地点	19
2 特別名勝松島の付帯的な要素	21
(1) 生活・生業	21
(2) 信仰・宗教	22
(3) 遊覧・観光	23
(4) 歴史・伝説	24
第3節 松島の景観	33
1 展望地点の選定	33
2 展望地点からの景観	33

第3章 保存と管理

第1節 保存管理の基本方針	57
第2節 保存管理の方法	58
第3節 現状変更等の取扱い	71
1 文化財保護法による現状変更等の制限	71
2 現状変更等の取扱指針	72
(1) 基本指針	72
(2) 保護地区ごとの取扱指針	72
3 公共事業等の取扱い	76
(1) 全体計画の必要性	76
(2) 全体計画作成のプロセス	76
(3) 計画作成における留意事項	76

第4節 景観配慮の考え方	79
(1) 住宅の参考例	79
(2) 住宅以外の建築物の参考例	79
(3) 道路付帯施設の参考例	79
(4) 電柱、鉄塔等の参考例	80
(5) 擁壁、法面保護の参考例	80
(6) 護岸、岸壁、突堤、消波堤等の参考例	80
(7) 標識・サイン、碑・像等の参考例	80
(8) その他諸施設の参考例	80
第4章 活用と整備	81
第5章 今後に向けて	82
参考文献	83
参考資料	85

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 本書は特別名勝松島の保存管理に関する事項を定めた計画書である。2 本計画は宮城県教育委員会が事業主体となり史跡等保存管理計画策定事業国庫補助金を得て策定した。3 本計画は塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町との協議を経て宮城県教育庁文化財保護課が原案を作成し、特別名勝松島保存管理計画策定会議での検討を経て、文化庁の指導、助言のもとに策定した。4 本書で使用した地形図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/25,000地形図を複製したものである。(承認番号 平21東複、第146号)5 本計画は平成22年4月1日から運用する。 |
|---|

表紙(上) 西行戻しの松(松島町)からの眺望

(下) 佐久間洞巖画 陸奥国塩竈松島図(享保13年(1728)刊) 仙台市博物館蔵

第1章 特別名勝松島の指定と保存管理計画

第1節 指定の沿革

松島は平安時代から歌枕の地として知られ、中世には円福寺・雄島を中心に霊場として栄えていた。江戸時代になると、安芸の宮島、丹後の天橋立とともに日本三景の一つに数えられ、国内有数の景勝地として認められることとなった。さらに、松尾芭蕉の『おくの細道』によって全国に紹介されてからは、文人墨客を中心に多くの人々が訪れることとなり、遊覧の地として栄えた。しかし明治維新の後、松の乱伐や山火事等によって景観は荒廃し、瑞巖寺ほかの寺院も廃仏毀釈によって大きな打撃を受けた。この状況を受け、宮城県は、瑞巖寺周辺の海岸通りに加え湾一帯の島嶼・岬・林野の広大な範囲を県営松島公園として設定し、明治44年（1911）から5年間をかけて本格的な整備をおこなった。主な事業として、1,000ha以上の山野に松等の樹木を植林して風致林を保護育成し、四大観の整備や五大堂などの歴史的建造物の修理をおこない、あわせて陸路・海路の交通路の整備、観光施設の充実等をおこなっている。

大正12年（1923）3月7日、松島は、史蹟名勝天然紀念物保存法（大正8年（1919）法律第44号）により名勝に指定された（大正12年3月7日付内務省告示第57号）。指定にあたっては明治44年から大正4年にかけて実施された県営公園の整備が基盤となったと考えられ、それは指定範囲が県営公園の範囲とほぼ同じであったことから何うことができる。

指定の理由は、「著名ナル海岸、島嶼其ノ他景勝ノ地」及び「著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點」にあるとされ、指定説明は右のとおりである。

戦後、文化財保護法（昭和25年法律第214号）が施行されると、松島は「わが国の国土美として欠くことのできないものであって」、「風致景観の優秀なもの」の中で価値が特に高いものとして、昭和27年11月22日付けで特別名勝に指定された（昭和28年文化財保護委員会告示第44号）。

しかしその後、高度経済成長の時代に塩釜湾周辺の開発が進み、臨海の埋立や丘陵の削平等が進行した。その結果、塩釜湾から七ヶ浜町の臨海部の一部は特別名勝としての価値を失うこととなり、昭和36年6月26日付けで指定が解除され今日に至っている（昭和36年文化財保護委員会告示第44号）。

（指定説明）

数百ノ島嶼一湾ノ内ニ碁散シ崖上ノ松樹水面ニ映シテ風致ヲ添フ巖島及天橋立ト共ニ日本ノ三景トシテ人口ニ膾炙ス島嶼ニハ其ノ形状ノ同一ナルモノナク石柱アリ洞門アリ島嶼ノ周囲ハ概ネ絶壁ヲ成シ往々波浪ノ為ニ剝ラレタルカ如キ状ヲ呈シ地層井然トシテ露ハレ青松ノ島嶼ニ成長スルモノ姿態亦千差萬別ニシテ共ニ景趣ヲ加フルコト少カラス管ニ第三紀層ノ島嶼ヲ代表スルモノトシテ重視スヘキノミナラス一湾内ニ多数ノ島嶼散布シ何レモ特異ノ形状ヲ呈スルハ此類ヲ見サル所ナリ

（指定ノ事由）

保存要目中 名勝ノ部 第十（著名ナル海岸、島嶼其ノ他景勝ノ地）及第十一（著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點）ニ依ル

（保存ノ要件）

公益上必要止ムヲ得サル場合ノ外風致ヲ損傷スヘキ現状変更ヲ許可セサルコトヲ要ス

■名勝松島の指定説明（大正12年）

第2節 指定の範囲

大正12年に指定された名勝松島の指定区域は、宮城郡七ヶ濱村の御殿崎突角より桃生郡宮戸村波島の南端を見通す線と同郡鳴瀬川河口右岸より波島の東端を見通す線との結合線以内の海面並びに島嶼の全部及び宮城郡七ヶ濱村より桃生郡鳴瀬川河口右岸に至る沿海の大字の全部とされ、昭和27年の特別名勝の指定範囲もこれをそのまま踏襲している。

その後、昭和36年の一部指定解除により、塩竈市及び七ヶ浜町の一部の地域が指定地から除外された。

その結果、現在の指定範囲は塩竈市・東松島市・松島町・七ヶ浜町・利府町の2市3町に及ぶ約12,600haとなっている。

ここに示した指定範囲の面積は、陸地部分と海面部分を合わせた範囲を、GIS地図上で計測した概算値である。

大正十二年三月七日付け官報第三一七八号 ◎内務省告示第五十七号 史蹟名勝天然紀念物保存法第一条二依り左ノ通指定ス 大正十二年三月七日 内務大臣 第一類 名勝	名称 松島 宮城 宮城 宮城 宮城 桃生	区域 宮城郡七ヶ濱村字御殿崎突角ヨリ桃生郡宮戸村波島(二二端島二作八)ノ南端ヲ見通スヘキ線ト同郡鳴瀬川河口右岸ヨリ波島東端ヲ見通スヘキ線トノ結合線以内ノ海面並島嶼全部宮城郡七ヶ濱村ヨリ桃生郡鳴瀬川河口右岸ニ至ル沿海大字ノ全部
	昭和二十八年六月十七日付け官報第七九三三号 ◎文化財保護委員会告示第四十四号 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第二項の規定により、昭和二十七年十一月二十二日付をもつて、名勝松島(大正十二年内務省告示第五十七号)を特別名勝に指定した。 昭和二十八年六月十七日 文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎	

昭和三十六年六月二十六日付け官報第一〇三五三号 ◎文化財保護委員会告示第四十四号 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第七十一条第一項の規定により、特別名勝松島(大正十二年内務省告示第五十七号および昭和二十八年文化財保護委員会告示第四十四号)について、次の地域の特別名勝および名勝の指定を解除する。 昭和三十六年六月二十六日 文化財保護委員会委員長 河原 春作	所在地 宮城県塩竈市 同 宮城郡七ヶ浜町	地域 塩竈市の内左の地域を除く全部 一、塩釜湾の内塩釜市字杉ノ入表東端独立標高点(三一・二メートル)と宮城郡七ヶ浜町大字代ヶ崎浜字八ヶ森多聞山独立標高点(五五・六メートル)とを見通した線の西側に所在する島以外の島嶼部 二、塩釜市字杉ノ入裏三九番ノ三の内、字越ノ浦若井島東端と字杉ノ入表東端独立標高点(三一・二メートル)とを見通した線の東側の地域 三、塩釜市字越ノ浦の内国鉄仙石線東側の地域 大字代ヶ崎浜の内字清水、土浜、北待田、南待田、千刈田、四反田、蓮沼および細田 大字吉田浜の内字北谷地、南谷地、中田、下屋神、中屋神、上屋神、細田、小浜、野山、上山ノ田、中山ノ田および下山ノ田 大字花淵浜の内字寺前、暉堂、洗崎、上清水沢、下清水沢、三月田、塚田、谷地、後田、四月田、天神堂、安場、五月田、小塚、白坂、大石廻、高山、大日堂、大山、笹山および祭田 大字菖蒲田浜の内字長砂、牛ノ鼻木および宅地を除く全部 大字松ヶ浜の内字長根、神明前、浜屋敷および洞坂を除く全部 大字湊浜の内字新左衛門、弁天および砂場を除く全部 大字東宮浜の全部 塩釜湾の内塩釜市字杉ノ入表東端独立標高点(三一・二メートル)と宮城郡七ヶ浜町大字代ヶ崎浜字八ヶ森多聞山独立標高点(五五・六メートル)とを見通した線の西側の海面および島全部
---	----------------------------	---

第3節 保存管理計画の策定

宮城県は、昭和3年5月31日付けで、保存のために必要な管理及び復旧にあたるものとして、名勝松島の管理団体に指定された。また戦後の文化財保護法においても引き続き管理団体の指定を受けている。

保存管理計画は、特別名勝松島の価値を確認した上で、保存管理の基本方針と方法、現状変更等の取扱指針などについて必要な事項を定めるものであり、宮城県は管理団体として昭和51年にこれを策定した。以後、社会状況の変化に応じておおむね10年ごとに改訂してきている。

昭和51年の保存管理計画では、事前に実施した総合調査の成果から、松島の特性を地質・地形、植生、動物相、遺跡、建造物などに分類して示し、それぞれの特性ごとに保存すべき要素や管理方法・現状変更等の取扱指針を示した。また、指定地を保護の必要度に応じて区分し、特別・第1種・第2種保護地区及び要指定解除地区を設定し、保存管理の指針を地区ごとにも示した。

昭和60年には主に保存管理に関する部分を改訂した。保護地区区分は従来どおりとしたが、新たに指定地内の景観を類型化し、それぞれごとに保存管理の方法と現状変更等の取扱指針を示した。また、建造物については景観の類型ごとの指針を特記した。

平成10年の2回目の改訂では、松島の価値を自然的景観と歴史的・人文的景観に大別して捉え直した。保護地区区分に関しては、要指定解除地区を第3種保護地区に改め、新たに海面保護地区を設定した。また第1種保護地区内には「人家密集地」を設定した。現状変更等の取扱指針の明確化も改訂の主題であり、指針は保護地区ごとに示し、それを数値化するなどして明確化を図った。

3回目の改訂にあたる今回の改訂事業は平成20・21年度の2カ年で実施した。作業にあたっては、多方面の専門的知見を総合的に評価・考察しながら実施する必要があるため、学識経験者及び関係市町の代表からなる策定会議の指導・助言を得た。策定会議の検討案は、県及び2市3町の担当者による作業部会にて協議の上作成した。また、指定地内の現状を的確に把握するために現地調査を実施し、加えて地元住民との懇談会を適宜開催し、その意見を計画に反映させた。

今回の改訂では、まず特別名勝松島の価値とそれを構成する要素を再整理し、保存すべき要素を確認した。そして、それらの分布状況を地区区分に反映させることにより、保存管理を地域の実情により細かく対応しうるものとした。また、現状変更等の取扱指針は、特別名勝松島の景観の保護と地域住民の生活・生業との調和を図りうるものとした。

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る審査は、保存管理計画が定められている場合には、その取扱指針に適合しているか否かで判断されることになっている。参考資料12(6)参照→P.117

保存管理計画の策定

宮城県教育委員会（1976）
事前に実施した総合調査は、宮城県教育委員会編（1970）にまとめられている。

第1回目の改訂

宮城県教育委員会（1985）

第2回目の改訂

宮城県教育委員会（1998）

第3回目の改訂

改訂に係る事業の実施要領、各会議の開催要綱、策定会議委員名簿、会議・調査等の実施状況は巻末の参考資料6～11を参照。→P.96～100

改訂内容の概要

第2章 特別名勝松島の価値

第1節 特別名勝松島の価値

特別名勝松島の価値は、大正12年（1923）の指定説明において「数百の島嶼一湾の内に碁散し崖上の松樹水面に映して風致を添う」、「島嶼には其の形状の同一なるものなく（中略）周囲は概ね絶壁を成し（中略）地層井然として露はれ」、「青松の島嶼に成長するもの姿態亦千差萬別にして共に景趣を加ふる」とされ、「一湾内に多数の島嶼散布し何れも特異の形状を呈するは此類を見ざる所なり」とまとめられている。このように、特別名勝松島の価値は、島嶼、海岸、マツ林などがつくる風致景観にあるといえる。

一方で松島は古くから人々の生活の場であり、信仰の場であった。さらには、和歌や絵画などの題材とされることによって世に知られ遊覧観光の場となってきた。長年にわたる人々の活動が形成してきたこれらの人文的な景観は、松島の自然景観と調和している。特別名勝松島の価値は、自然景観にこうした人文的な景観が加味された風致景観にもあるといえる。



五大堂



多島海

第2節 特別名勝松島を構成する要素

特別名勝松島を保存管理していく前提として、まずその景観を構成する要素を抽出し特定する必要がある。

島嶼、丘陵、海食崖、砂浜、湿地などの地形とその基盤となる地質、マツ林に代表される植生は、訪れる者に感動を与える松島の景観の根幹をなすものであり、特別名勝松島を保護する上で欠くことのできないものである。したがって、これらの自然の要素を、松島の風致景観を構成する基本的な要素と位置づける。また指定理由にあるように景観を鑑賞しうる歴史的な展望地点も基本的な要素に加える。

松島の特徴的な自然環境の中で育まれてきた生活・生業や信仰・宗教、また遊覧・観光などに係る要素は、景観に歴史的な深さと独特の味わいを加えている。これらの人文的な要素は、松島の景観に好影響を及ぼすものであり、特別名勝松島の景観を構成する付帯的な要素に位置づける。



島嶼と丘陵

1 特別名勝松島の基本的な要素

特別名勝松島の景観を構成する要素のうち、松島湾の地形とその基盤となる地質、自然景観の大部分を占める植生及び展望地点は、特別名勝松島の景観を構成する基本的な要素である。

(1) 地質・地形

松島固有の自然景観は、一つの湾内に散在する多数の島嶼と、この多島海を取り囲む丘陵の曲線美により構成されており、これらは松島の地質や地形の成因を示す海食崖とともに、重要な構成要素となっている。

① 松島湾の地質・地形の成り立ち

松島の景観をつくる島と丘陵を構成する地層の形成は新生代中新世にさかのぼる。約2,300万年前、日本列島の広い地域にわたって火山活動が活発となり、松島周辺でも溶岩、火山砕屑岩、火山灰が堆積した。これらは陸地のみならず周辺の浅海にも堆積し、シルト岩などの砕屑岩と互層を形成している。これらの岩石は隆起によって陸上にすがたをあらわしたが、当時の景観は現在の松島とは全く異なる様相を呈していた。

松島の多島海の形成は、時代的には約2万年前以降の海水面の変動と密接に関連している。今から1万8,000年前、第四紀最後の氷期には、海水面が現在より100メートルほど低下していた。その後、地球の温暖化とともに海水面は徐々に上昇し、約6,000年前には現在とほぼ同じ高度に達した。そ

本項は、宮城県教育委員会編(1970)、松本(2009)をもとに構成した。また、文章の作成にあたっては、策定会議の森啓副議長及び東北学院大学松本秀明教授に御教示を受けた。

の後、島々には侵食作用による海食崖が形作られ、現在みられる松島の多島海の景観が完成した。松島の島々は海拔高度10メートル以下の島が全体の75パーセントほどを占めている。これらの島々は海進期の海面上昇がもう少し高くなると沈んでいた可能性が高く、現在の多島海は微妙なバランスの上に成立したといえる。また、湾内への流入河川が少ないことから、土砂による埋没が避けられ、多島海がそのまま残された、類まれな景観を形作った。

② 松島の地層と地質構造 (図1)

層序区分及び地層名は石井ほか(1982)、石井ほか(1983)をもとにした。

松島の地質は新第三系とよばれる約2,300万年前から160万年前に作られた地層が中心となっている。松島湾域西側には、新第三系よりも古い三畳系利府層が分布し、松島の新第三系に不整合におおわれている。

新第三系中新統の地層は松島湾層群と志田層群からなり、両層群は不整合関係にある。松島湾周辺にはこのほか、新第三系鮮新統、第四系の地層が分布している。松島地域の地層は以下のように要約される。

図1 特別名勝松島地域の地質図→P.8

(i) 三畳系利府層

利府町浜田の北東から、赤沼付近に分布しているもので、本地域の基盤をなすものである。主として粘板岩、砂岩などからなる。

(ii) 新第三系中新統 松島湾層群

松島湾の全域に広く分布する。下部から塩釜層、佐浦町層、網尻層、松島層、東宮浜層、大塚層に分類される。塩釜層とその上位の佐浦町層は松島湾の北西部に分布し、主として火山角礫岩など火山噴出物からなる陸成層で、それぞれ層厚が250メートル、240メートルである。網尻層は佐浦町層に整合に重なり、下部は細粒化した凝灰岩、上部はシルト岩からなる海成層で、最大層厚が250メートルである。松島層は水中堆積した貝化石を含む凝灰岩からなる。最大層厚は400メートルである。続く東宮浜層は松島層の走向に斜交して分布することから、シルト岩が堆積する海域に西から流入した水中火砕流により形成されたとみられる。松島層、東宮浜層を覆う大塚層は、海成のシルト岩・砂岩の互層からなる。最大層厚は300メートルである。

(iii) 新第三系中新統 志田層群

おもに松島湾の北西部に分布し、松島湾層群を傾斜不整合関係で覆う。全体に細粒～中粒砂岩の浅海性堆積物よりなる。下位より三ツ谷層、幡谷層、番ヶ森層から構成される。



松島層の凝灰岩



東宮浜層の角礫岩



大塚層のシルト岩

(iv) 新第三系鮮新統

松島湾周辺地域で志田層群と不整合に重なる鮮新統は、特別名勝松島の指定地内では利府町付近の砂岩を主体とした放森層がみられる程度である。

(v) 第四系

第四系は段丘堆積物や、島々の入江、川沼付近などに広く分布する低湿地堆積物が中心となる。

これらの地層のうち、松島の特徴的な景観を生み出している島々は主に松島湾層群の上位層である松島層、大塚層から構成されている。松島層は凝灰岩、大塚層はシルト岩がそれぞれ主体となっている。これらの地層は松島湾内では北西－南東の走向をもち、ゆるやかな背斜、向斜構造をくり返し形成しながら分布する。

軽石質凝灰岩からなる島の海食崖下部にはノッチが発達し、凝灰岩とシルト岩の互層からなる島には節理や断層に沿って海食洞などがみられる。また、建築用石材として用いられる凝灰岩は、東松島市東名地区、湾内島嶼、及び松島海岸から塩竈市の市街地にかけての海沿いに広く分布している。

③ 地質・地形に係る構成要素 (図3)

松島の地質・地形は特別名勝松島の風致景観の基盤を作っている、もっとも特徴的な多島海の島々のみならず、景観の背景を作る丘陵や、景観上のアクセントとなる海食崖や砂丘など、地質・地形に係るすべてが保護されるべき基本的な要素となっている。そのため、人為的な改変のみならず、侵食の進展などに対しても必要に応じて対応していくことが望まれる。

(i) 島嶼

松島湾内の島嶼数については、通常島と認め得るものは約230であり、暗礁など島らしいものまで数えると280ほどとなる。これらの島は、侵食されやすい凝灰岩質又はシルト岩質の岩石からなるため、急峻な海食崖に囲まれている。島嶼は松島の景観の中心に位置づけられる。

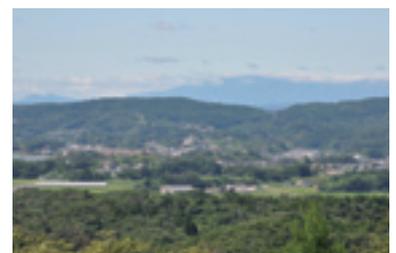
(ii) 丘陵

松島湾を取り巻く丘陵はおおむね海拔100メートルほどの高さで、起伏、傾斜ともに小さい。概観すれば頂高の揃った丘陵といえる。松島湾を取り囲むことで外界を遮断する効果を生み、丘陵斜面は豊かな緑に覆われることで、空の青とのコントラストを生み出している。このように丘陵は、特別名勝松島の風致景観の背景をつくりだしており、欠くことのできない要素となっている。

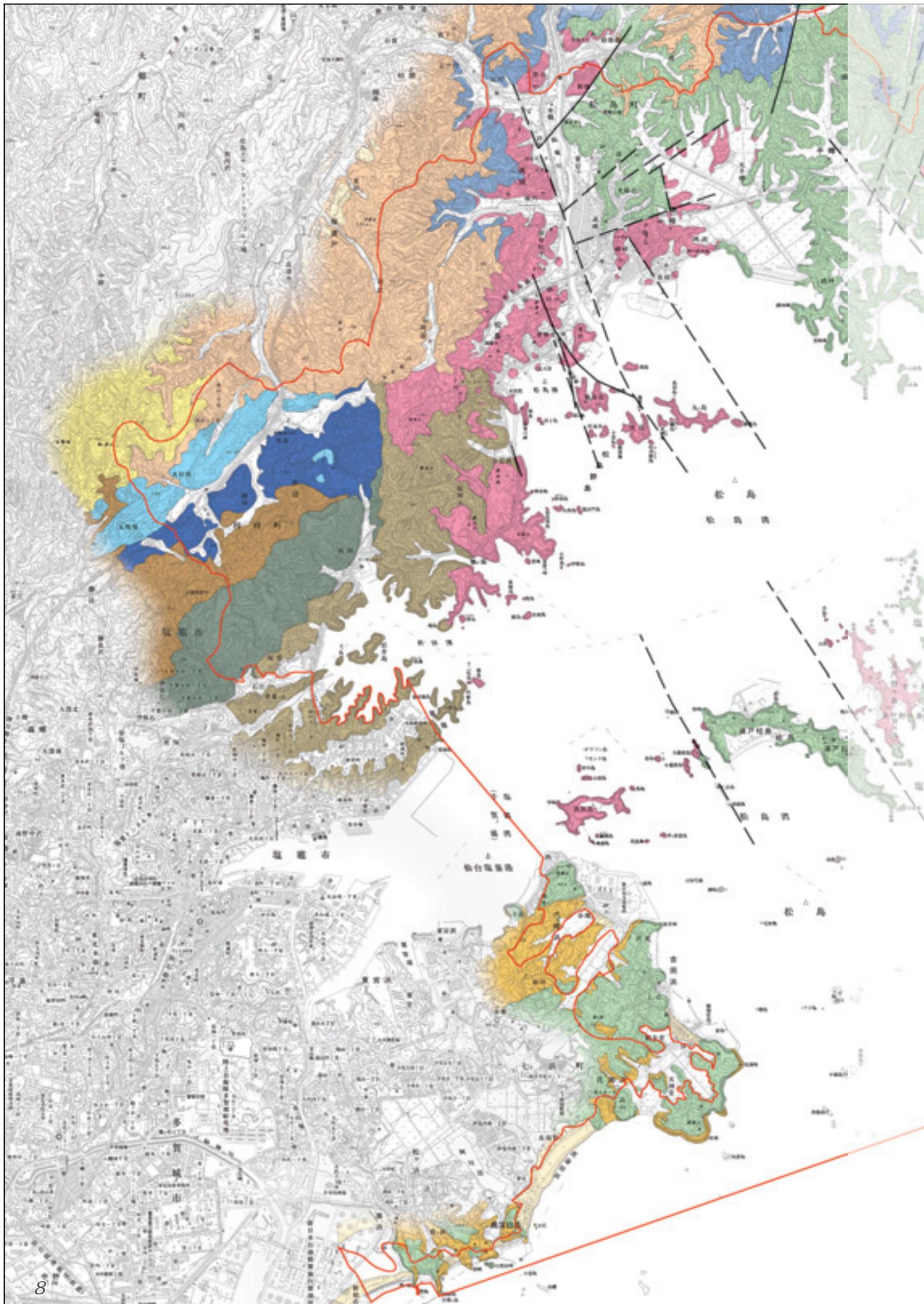
図3 特別名勝松島地域の地形分類図及び主な展望地点位置図→P. 34



多島海



丘陵



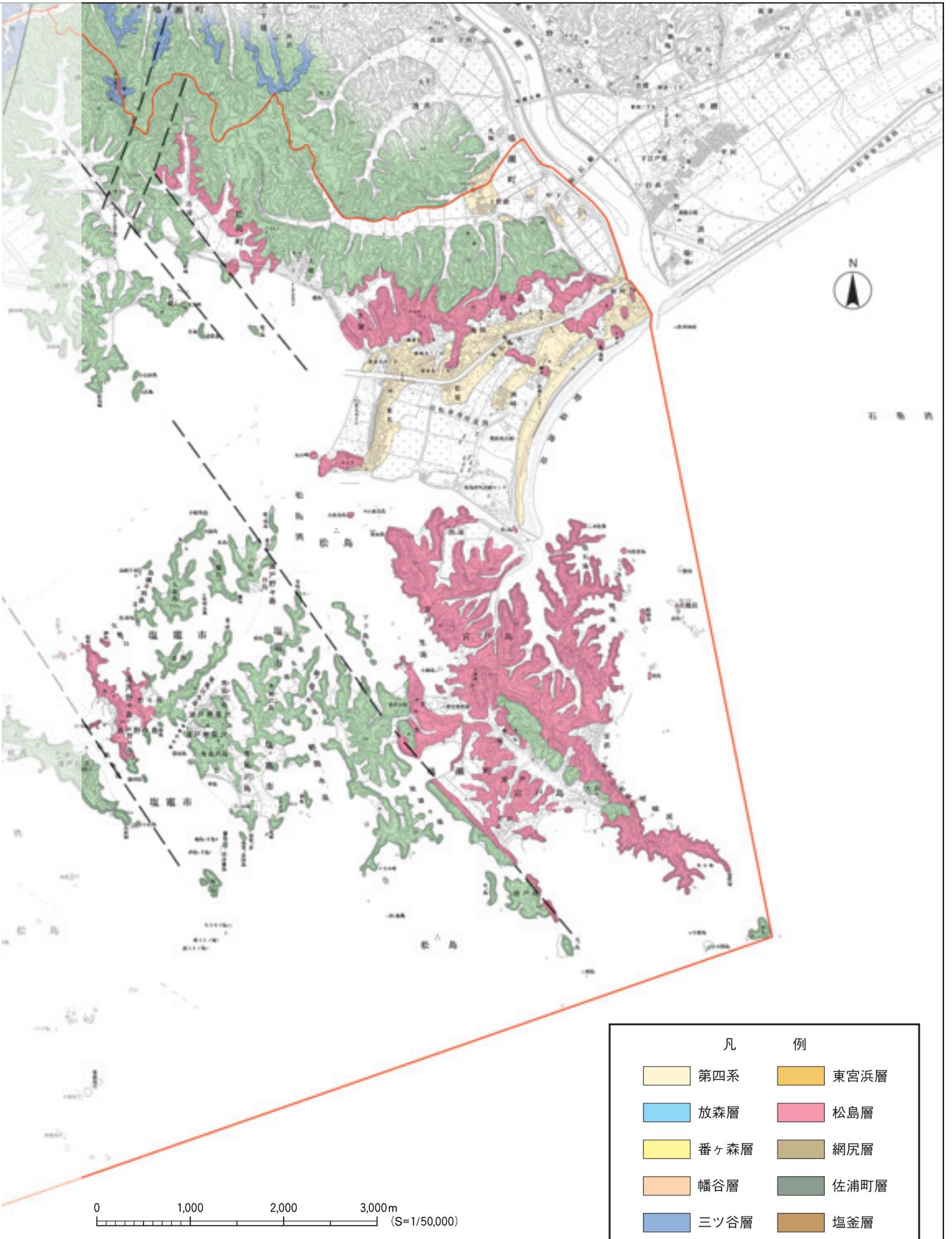


図1 特別名勝松島地域の地質図
 「松島地域の地質」(1982)「塩竈地域の地質」(1983)
 より作図

凡 例	
 第四系	 東宮浜層
 放森層	 松島層
 番ヶ森層	 網尻層
 幡谷層	 佐浦町層
 三ツ谷層	 塩釜層
 大塚層	 利府層
 特別名勝松島指定範囲	

(iii) 海食崖

海岸線のうち、砂浜以外には広く海食崖がみられる。また、海に面していない内陸部にもみられ、それらによってかつての海岸線の位置を知ることができる。松島の島々は乳白色の凝灰岩やシルト岩等からなっており、海食によりむき出しとなった岩の白さと木々の緑や、海の青とのコントラストが、奇観の一部を構成しており、主要な景観要素となっている。また、宮戸島の嵯峨溪のような外洋に面した海食崖は、動的ともいえる侵食を示し、独特の景観を形成している。

(iv) 砂浜

松島では砂浜は外洋に面する海岸に見られる。野蒜の洲崎浜には比較的広い砂浜があり、七ヶ浜半島・宮戸島・寒風沢島・桂島の外洋側の海岸に小規模なものが多い。



砂浜

(v) 湿地

野蒜の洲崎浜の西側には湿地帯が広がる。この湿地は洲崎浜の形成にも深く関わるものであり、東側に砂州が発達し、その西側が潟となり、のちにそれらが封じ込められて湿地となったものである。

(vi) 河川

松島湾に注ぐ河川は少数であり、規模も極めて小さい。その中では流路延長12キロメートルの高城川が最も大きな河川である。こうした状況により、湾内への土砂の流入等が少なく、多島海の地形は大きく改変されず長い間保持されている。



河川

(vii) 海底地形

松島湾の海底は、中央部が水深3～3.5メートルの最深部となっており、周囲に向かって浅くなる盆状の形態をなしている。島々の間は潮流によって海底が掘り込まれており、外洋部に通じる区域には部分的に水深の深い複雑な樹枝状の谷が認められ海水下に沈む以前の地形のすがたをとどめている。

(2) 植 生

① 松島の植生の特徴

松島の植生は、伸びやかに広がる海と空の青さの中に、海食崖の白さとコントラストを描き出しながら、島嶼や丘陵をゆるやかに覆う緑色のアクセントとして、自然景観を構成する重要な要素となっている。

その「みどり」を代表する植物が、表土が薄く、乾燥して貧栄養な立地で優勢となる2種の常緑針葉樹、アカマツとクロマツである。潮風や波浪にも耐えて島嶼や丘陵の海食崖に立つそのすがたは、まさに「松島」、そし

本項の作成にあたっては、策定会議の平吹喜彦委員に御教示を受けた。

て日本人の自然観を象徴する風景のひとつといえる。

松島の「みどり」の二つ目の特徴は、四季の変化が顕著な落葉植物を基調としながらも、タブノキやヤブツバキ、シロダモなどの暖地系常緑植物を豊富に内包する植物群落が数多く存在することである。冬季の寒冷・乾燥が緩和される海洋性気候と地形的構造が強く作用している。

三つ目の特徴は、変化に富んだ立地及び人々の生業の歴史が、多様な植物群落の形成とそれらのモザイク状の配置を促して、箱庭のような「みどり」の景観、地域生態系を生み出していることである。それは、浅土上のマツ林をはじめ、社寺に付随するタブノキ林やモミ林、海食崖に点在するコハマギク群落といった自然度の高い植物群落と、かつて薪炭や用材、養殖用資材などの生産を担っていたコナラ林やスギ植林、竹林、あるいは日常的に生産活動が展開される水田や畑地、住宅地といった履歴や利用形態を異にする植物群落が近接し合うすがたでもある。

② 松島にみられる主要な植物群落

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(環境省自然環境局生物多様性センター、1999～2009)にしたがい、松島の傑出した景観の形成にかかわる植物群落を抽出した上で、それらの概要や分布状態について整理した(図2、表1)。次に、多様な植物群落の中から、特別名勝松島の基本的価値の構築に関与する植物群落を、既存の学術調査報告書等を参照しながら選抜した。

その結果、松島の景観形成に大きくかかわり、学術的価値が高い8タイプの自然植生を抽出した(以下の(i)～(viii)を参照)。これらの植物群落は、松島の特徴的な地形に由来する岩壁・砂地・森林土壌といった基質、及び海水・汽水・淡水といった水環境から導き出される「入り組んだ立地」に対応して、モザイク状に分布している。このしくみが松島の自然景観や生態系を豊かなものとし、水質浄化や土砂流出防止、魚介類の育成といった生態系サービスを生み出していると考えられることから、単に緑のボリュームを維持するだけでなく、植物群落の多様性とそれを支える立地を維持することが求められる。また、巨木・名木は個別に価値を有するとともに(表2)、林野の景観上の価値を高めるものであり、個別に一層の保護が求められる。

なお、水界の環境や漁業とのかかわりを検討するためにも、海草・海藻が繁茂する藻場、特にアマモやアカモクが優占する群落について、今後留意する必要がある。

図2 特別名勝松島地域の植生図→P.14
表1 特別名勝松島及び周辺の陸域植生の概要→P.16

宮城県教育委員会編(1970)、県立自然公園松島学術調査委員会編(1981)等

表2 特別名勝松島内の巨木・名木→P.18



マツ林（宮戸島）

(i) マツ林

松島ではマツ林が最も広い面積を占め、景観を支配する代表的な植生である。しかし、クロマツ林とアカマツ林はいずれも、養分や水分の少ない砂土や凝灰岩の風化した浅土の上に成立しており、きわめて脆弱な植物群落とみなされる。

マツ林は、松島の自然景観に欠くことのできない要素であり、天然林のみならず防潮・防砂を目的として育成された人工林も、生態系サービスの源泉、あるいは人と自然とのかかわりを物語る歴史的遺産として重要な要素となっている。したがって、これらをあわせて良好な状態で保存していく必要がある。

(i)-1 クロマツ林

クロマツは耐塩性が高いことから、外側島嶼群の潮風が激しい岬端や海食崖肩などに生育し、また防潮林として植栽されている。

(i)-2 アカマツ林

アカマツ林は松島湾の本土沿岸部及び島嶼の大部分を覆い、天然林が主体となっている。厳しい環境条件下では生育が阻害されて矮生樹・偏形樹となってしまう反面、それが独特の景観を生み出している。



タブノキ（朴島）

(ii) 常緑広葉樹群落

発達した森林としてはタブノキ群落が、宮戸島や寒風沢島などの外側島嶼に残存し、自然景観に緑の深みを与えている。タブノキの樹冠下では、シロダモやヤブツバキ、テイカカズラ、マサキ、ヒサカキ、オオバジャノヒゲ、ヒメヤブランなど多くの暖地系常緑植物が各階層で優勢となる。

マサキトベラ群集は、外洋に面した浅土の凝灰岩地にみられる、樹高1～2メートルの低木林である。



モミ・ケヤキ林

(iii) モミ林

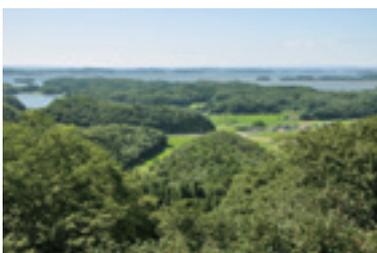
モミ林は松島地域の気候的極相林とみなされている。富山付近のほか、人為の加わることの少ない福浦島などの島嶼内部にわずかに残存している。特に富山付近では、大径木のモミにイヌブナ、イヌシデなどが混交し、原生林の面影を残す貴重な森林が認められる。

(iv) ケヤキ林

ケヤキやイタヤカエデ、アカシデといった落葉広葉樹が優占するケヤキ林も、本地域における極相林の1タイプとみなされ、外側島嶼を中心に海岸に近い急斜面や谷頭、崖錐に、しばしば巨木を交えて残存している。

(v) 落葉広葉樹二次林

松島湾内の比較的大きな島嶼や本土沿岸部の丘陵に広く分布する。コナラやクリ、カスミザクラといった落葉広葉樹が優占し、モミやアカマツなどの針葉樹がしばしば混交する二次林で、薪炭林や雑木林ともよばれる。



落葉広葉樹を主体とした林野

占有面積が大きくマツ林と対比される反面、四季の変化が顕著な点で、松島の自然景観に大きな影響を与える森林である。

(vi) 岩壁植生

面積的には狭いが、海岸の海食崖に分布するコハマギク群落やラセイタソウ-ハマギク群集、そして内陸の岩壁に認められるキツタやマメツタ、ミツデウラボシなどが生育する特異な群落である。景観上、松島を特徴づける海食崖を彩る植生としても貴重である。

(vii) 砂浜植生

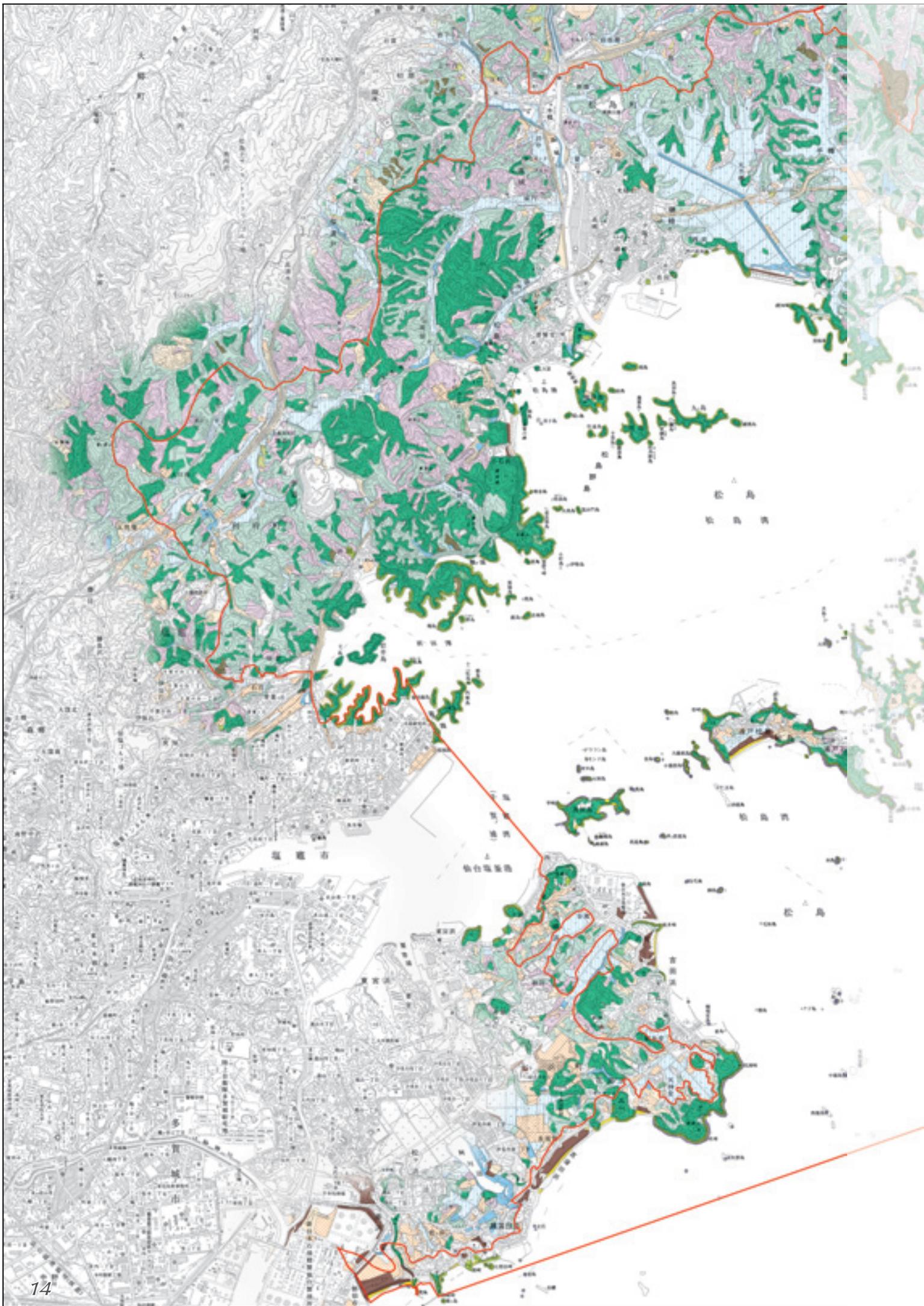
洲崎浜や菖蒲田浜をはじめ、宮戸島や寒風沢島など外洋に面する海岸には砂浜も見られる。ここでは、厳しい環境条件を反映して、ハマニンニクやコウボウムギ、ハマヒルガオ、ハマナスといった特異な植物だけが、波打ち際から内陸に向かって一定の順序で生育している。



砂浜植生

(viii) 湿原・河川・池沼植生

洲崎浜西側に広がる湿原には、ヨシや塩生植物であるシオクグの群落がみられ、原生植生の面影をとどめている。また、各所に散在する小規模な入り江や河川、池沼などでも、ヨシやガマ、ハンノキ、ヤナギ類、ヒシなどの湿生・水生植物が生育する植生が認められ、野生動物の生息や水質浄化にも貢献している。



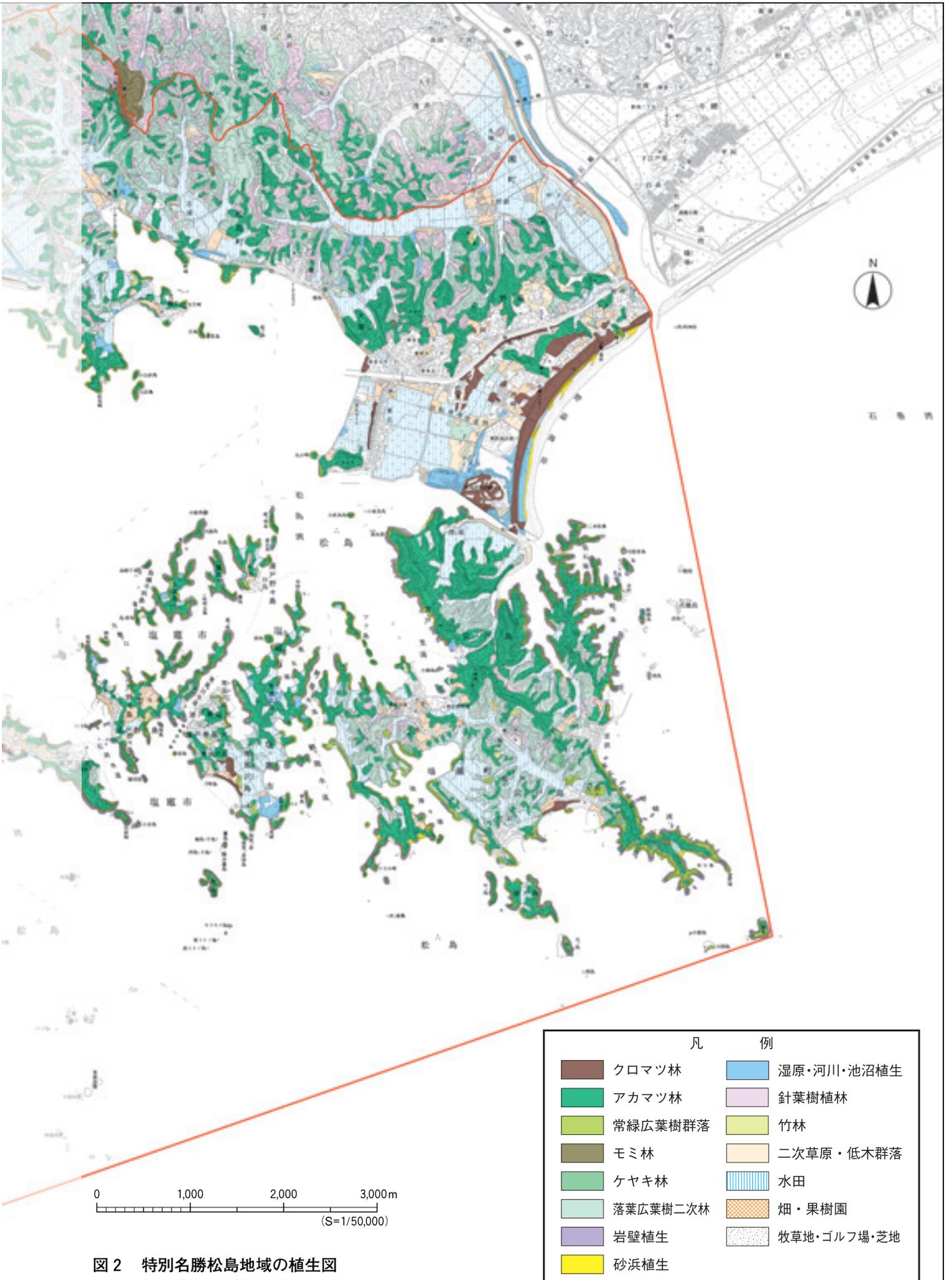


図2 特別名勝松島地域の植生図
 「第6回・第7回自然環境保全基礎調査」
 より作図

表1 特別名勝松島及び周辺の陸域植生の概要

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(環境省自然環境局生物多様性センター(1999~2009))より作成。植生型は図2の凡例に同じ。

植生型		主な植物群落	概要
①マツ林	①-1 クロマツ林	クロマツ植林	常緑針葉樹のクロマツの植林。耐塩性が強いことから海岸砂丘の防潮林、沿海地の用材林として植栽されたもの。
	①-2 アカマツ林	アカマツ群落	尾根や斜面上部の土壌の浅い、乾いた立地に広く分布する常緑針葉樹林。アカマツが優占する。
②常緑広葉樹群落		タブノキ群落	向陽の適潤地に成立する常緑広葉樹の自然林で、タブノキが優占し、林内にヤブツバキ、ヒサカキ、イノデ類が生育する。
		マサキトベラ群落	海岸砂丘や海食崖の風衝地に成立する常緑広葉樹の低木群落。トベラ、マサキ、マルバシャリンバイ等が混生する。
③モミ林		シキミーモミ群落	暖地系の常緑針葉樹と常緑広葉樹の混交林。モミ、カヤ、シキミ、ヤブツバキ等が混生する。
		アオハダモミ群落	落葉広葉樹のクリ、コナラ、シデ類と常緑針葉樹のモミなど、さまざまな植物が混生する。
④ケヤキ林		イロハモミジケヤキ群落	岩壁や岩角地に成立する落葉広葉樹の自然林。ケヤキ、イロハモミジが優占し、時にタブノキを伴う。
		オオモミジケヤキ群落	湿潤な砂礫土から成る斜面下部や渓谷沿いの崖錐に成立する落葉広葉樹の自然林。ケヤキ、オオモミジが優占し、アワブキ、エゾエノキ等が混生する。暖地系の常緑植物をほとんど含まない。
⑤落葉広葉樹二次林		クリコナラ群落	丘陵地に成立する落葉広葉樹の二次林。高木層ではコナラが優占し、クリ、カスミザクラ等が混生する。いわゆる薪炭林、雑木林で定期的伐採により維持されてきた。
		オニグルミ群落	河岸、法面、崩積斜面等に先駆的に成立する落葉広葉樹の二次林。オニグルミが優占し、河岸ではエノキ、ニセアカシア等が混生する。
		ニセアカシア群落	北米原産のマメ科植物ニセアカシアの植林または逸出による二次的な群落。河川敷、海岸砂丘、崩壊地、伐採跡地等に生育域を広げている。
⑥岩壁植生		コハマギク群落	海岸断崖に成立する多年生草本植物群落。コハマギクだけ優占することが多い。
		ラセイトソウハマギク群落	海岸断崖に成立する風衝草原。ハマギクやラセイトソウ等が点々と生育する。
⑦砂浜植生		砂丘植生	海岸砂丘に形成される矮生低木群落または草本群落。低木のハマナス、草本のコウボウムギ、ハマニンニク等が帯状に優占する。
⑧湿原・河川・池沼植生		ハンノキ群落	湿地の周辺、池沼畔、後背湿地等で、常時冠水する過湿地に成立する落葉広葉樹の自然林。
		ヤナギ高木群落	河川の上・中流域の河畔、低湿地等に成立する落葉広葉樹の自然林。シロヤナギ等が優占する。
		ヨシクラス	水位変動や流動水が少なく、底質が泥や粘土質で、一般に富栄養な水に潤される低湿地に成立する低層湿原。ヨシ、マコモ、各種のスゲ類等が生育する。

植生型	主な植物群落	概要	
⑧湿原・河川・池沼植生	ミゾソバ・ヨシ群落	水田放棄地、河畔の造成地等、富養化した湿地に成立する二次草原。ヨシが優占し、群落内にはミゾソバ等の好窒素性植物が混生する。	
	オギ群集	河川下流域の淡水湛水地で、排水のよい砂質土壌上に成立する多年生草本植物群落。オギが優占する。河川改修で冠水頻度が減少した場所で、ヨシに代わって面積を拡大している。	
	ヒルムシロクラス	池や沼、浅い湖、旧河道等の淡水の湛水域に成立する水生植物群落。	
	シオクグ群集	満潮時に冠水する河口や潟湖の泥質塩性に成立する短茎草原。シオクグが密生し、単純な群落を形成する。	
⑨針葉樹植林	スギ・ヒノキ・サワラ植林	常緑針葉樹のスギ、ヒノキ等の植林。単独で植栽されることが多く、広い面積を占める。	
	カラマツ植林	落葉針葉樹のカラマツの植林。一般に、高海拔の寒冷地に植栽される。	
⑩竹林	竹林	モウソウチク、マダケ等の竹林。人家付近に小面積で分布していたものが、管理不足から周辺の植林地や二次林内に生育域を広げている。	
⑪二次草原・低木群落	ススキ群団	放置された畑地や採草地、火入れ地、海岸の風衝地、湿地が陸化した立地等に成立する多年生の高茎草原。ススキが優占し、トダシバ、ツクシハギ等が混生する。	
	伐採跡地群落	森林の伐採跡地に成立する草本群落、または高さ1m前後の落葉広葉低木群落。キイチゴ類、タラノキなどの先駆植物が優占する。	
	アズマネザサ群落	向陽地、伐採跡地、河川堤防上等に成立するササ群落。アズマネザサが優占することが多い。	
⑫耕作地植生	⑫-1 水田	水田雑草群落	水田、及び水田に成立する雑草群落。
		放棄水田雑草群落	水田放棄地に成立する高さ2m以下の草本植物群落。ミゾソバ、イグサ、コブナグサ等からなる。
	⑫-2 畑・果樹園	畑雑草群落	畑地、及び畑地に成立する雑草群落。シロザ、ツユクサ、スベリヒユ等の1年生植物を主要構成種とする。
		果樹園	高さ2m以上の果樹が栽培される樹園地、または茶畑。桑畑や苗木畑も含める。畑雑草や路傍雑草が生育することが多い。
		路傍・空地雑草群落	都市と周辺域の空地や造成地に成立する高さ1m以下の草本群落。セイタカアワダチソウ、ヨモギ、クズ等が生育し、帰化植物が多い。
	⑫-3 牧草地・ゴルフ場・芝地	牧草地	播種後、刈り取り等で管理される高さ1.5m以下の人工草地。牧場、採草地、法面等の人工管理下にある草地を含む。
		ゴルフ場・芝地	頻繁な刈り取りにより維持されている植生高10cm以下のシバ草地。

表2 特別名勝松島内の巨木・名木

名称	員数	内容	所在地	所有者	指定年月日
瑞巖寺の臥竜梅	2本	紅梅 幹周2.3m、樹高8m 白梅 幹周1.5m、樹高6m	松島町字町内	瑞巖寺	県指定 H9.5.9
瑞巖寺老杉	4本	幹周8~8.8m、樹高32m	松島町松島字町内	瑞巖寺	町指定 S45.12.1
いぶきびやくしん	1本	幹周1.8m、樹高3m、樹齢約700年	松島町字町内	個人	町指定 S45.12.1
西行戻しの松	1本	幹周2.5m、樹高20m	松島町松島字犬田	(財)松島自治 振興会	町指定 S45.12.1
富山・杉	1本	幹周3.8m、樹高45m、樹齢約400年	松島町手樽字三浦	大仰寺	町指定 S45.12.1
天麟院・はりもみ	1本	幹周4m、樹高40m、樹齢300年以上	松島町字町内	天麟院	町指定 S45.12.1
富山・しろいたもみ	1本	幹周4m、樹高45m、樹齢約400年	松島町手樽字三浦	大仰寺	町指定 S45.12.1
陽徳院・高野まき	1本	幹周5.2m、樹高32m	松島町字町内	瑞巖寺	町指定 S45.12.1
瑞巖寺夫婦榎(夫)	1本	幹周7m、樹高25m、樹齢約800年	松島町字町内	瑞巖寺	町指定 S45.12.1
瑞巖寺夫婦榎(婦)	1本	幹周5m、樹高25m、樹齢約800年	松島町字町内	瑞巖寺	町指定 S45.12.1
観瀾亭・大榎	1本	幹周7.8m、樹高35m、樹齢約800年	松島町字町内	松島町	町指定 S45.12.1
松島せっこう		瑞巖寺中門前東側老杉に2株着生	松島町松島字町内他 松島湾一帯	瑞巖寺他	町指定 H7.9.29
むろの木 (イブキビャクシン)	1本	幹周4.5m、樹高15m、樹齢約700年	東松島市宮戸字大室	個人	市指定 S50.2.8
宮戸島のセッコク		ラン科、多年草、指定面積22,202㎡	東松島市宮戸字大室	個人	市指定 H8.7.1
医王寺のカヤ	1本	幹周3.8m、樹高20m、樹齢約300年	東松島市宮戸字里	医王寺	市指定 H2.2.26
医王寺のイチヨウ	1本	幹周3.6m、樹高23m、樹齢約200年	東松島市宮戸字里	医王寺	市指定 H2.2.26
定林寺のイチヨウ	1本	幹周4.2m、樹高30m、樹齢約150~200年	東松島市野蒜字寺沢	定林寺	市指定 H2.2.26

(3) 展望地点

① 松島の展望地点

特別名勝松島の指定理由の項目には、自然景観とともに、これら自然景観を展望する場所があげられている。松島湾には多くの島々が点在しており、その景観を見るには、一定程度の高所からみる必要がある。すなわち、特別名勝松島の背景に位置づけられる丘陵が展望地点として最も優れた場所となっている。

② 展望地点に係る構成要素

特別名勝松島の展望地点のうち、江戸時代に仙台藩の儒学者舟山萬年によって「塩松環海四山」と定められた湾内の四方にある展望地点が、松島を代表するものとして基本的要素となる。

これら4か所の展望地点は「四大観」とも総称され、単に眺望がよいだけでなく、寺院や堂宇が所在しているように信仰の場と組み合わせられている点に特徴がある。すなわち、これらは人文的な性格をもつ地点としても位置づけられる。また、寺院や堂宇のうち、景観と共にある歴史的な建築物は展望地点と密接な関係を持つと見ることができる。

『鹽松勝譜』については鈴木省三編(1926)を底本とした。なお、一般に「四大観」は舟山萬年が命名したとされるが、この名称は鈴木省三の前掲文献の解題が初出と思われる。

(i) 大高森

東松島市宮戸島の中央部に位置する大高森は、標高105.6メートルの独立峰である。山頂部からは360度の展望が確保でき、外洋に面した野蒜海岸から湾内多島海までを一望できる。『鹽松勝譜』には古来阿弥陀如来を祀っているとあり、薬師如来を祀る瑠璃山、観音菩薩を祀る観音嶺とともに宮戸三嶺の一つとして信仰されていたとある。



大高森からの眺望



富山からの眺望



扇谷からの眺望



多聞山からの眺望

(ii) 富山

松島町の北端に位置する富山は、標高116.8メートルで丘陵部の峰である。山頂部に富山観音堂が祀られ、大仰寺がある。その展望は、江戸時代より『奥州名所図絵』などに「松島の景悉く富山に在り」と記され、また『鹽松勝譜』に「(景) 勝に富む」ことから富山の名がついたという由来が紹介されるなど、松島を代表する展望地点として知られてきた。

(iii) 扇谷

松島町西端、壮観山の裏に位置する扇谷は、標高55.8メートルの展望地点である。谷を通した松島の展望は、『鹽松勝譜』において「扇面の書」のようであると評される独特な景観となっている。

山麓には、瑞巖寺を中興した雲居が営んだ庵に由来し、瑞巖寺の僧鵬雲が創建した海無量寺があった。

(iv) 多聞山

七ヶ浜町代ヶ崎浜の多聞山は標高55.6メートルである。海食崖の直上に位置し、直下の島々を最も近くから見下ろすことができる展望地点となっている。多聞山には毘沙門天が祀られている。

2 特別名勝松島の付帯的な要素

松島の景観は、自然環境に基づくものであるとともに、人の営みにより成立した景観でもある。特別名勝松島の付帯的な要素は、多様な暮らしの在り方のうち、基本的な要素と直接関わり、この地域の暮らしに特徴的な景観を構成する要素である。以下、各要素を(1)生活・生業、(2)信仰・宗教、(3)遊覧・観光、(4)歴史・伝説に分類した上で、内容について記す(表3)。

(1) 生活・生業

生業に係わるものとしては、松島湾の内湾を利用した漁業関連の施設と、丘陵部を使った植林及び段々畑状の畑地利用があり、これらは松島湾の地形を反映した里山と里海が接する独特な景観となっている。生活に係わるものとしては、松島に豊富にある凝灰岩の切石を利用した住居や倉庫、崖地を掘った石窟の倉庫などが松島湾に特有な地質・地形利用の在り方としてあげられる。

① 内湾漁労

松島湾内の漁業では、養殖漁業が明治時代以来の主要な漁業形態であり、現在もノリやカキの養殖が中心となっている。松島湾は、これらの採種技術も含めて全国でも有数の評価を得ている養殖漁業の先端地である。こうした背景により、海面を覆い尽くさんばかりのノリ・カキの養殖棚は近代から現在にかけての浅海内湾利用の特徴を示した景観となっている。

また、湾奥部では、ボダ漬漁などの仕掛け漁がおこなわれており、独特の景観となっている。

こうした湾内の漁業は時代の流れのなかで変化しながら存在しており、人と海との関わりを示す景観である。

② 林地・畑地

松島湾域の丘陵には天然林とともに、針葉樹を中心とした植林や、薪炭材の供給地であった落葉広葉樹の二次林がひろがり、人々の林地の利用のかたちを示している。

丘陵地の谷沿いに広がる段々畑はこの地域の畑地の代表的な在り方である。これらの畑地は、耕作の不便さから放棄される例もあるが、今なお集落近在には多数残っており、松島の「みどり」のアクセントとして穏やかな景観を作り出している。

本項の参考文献は項末に一括して掲載した。

表3 特別名勝松島の付帯的な要素→
P.26~32



松島湾のノリ養殖



松島湾のカキ養殖棚の景観



ボダ漬漁



浦戸朴島の野菜種苗畑



松島石採石所

③ 凝灰岩採石

海食崖を主に形成する風化しやすい凝灰岩は、加工しやすい石材という側面をもっている。そのため、野蒜石や塩釜石など産地名が付けられた石材は、壁や塀、竈の適材として切り出され出荷された。採石場跡は各地に残る。湾域には凝灰岩を使った家や倉庫が現在も多数残っており、松島に特徴的な住居景観となっている。

採石場の近辺では、採石時に出る規格外の石材などを使って入江を堰き止め干拓した田地を見ることもある。また、埋め立てに際して石材を基盤として使ったという例もある。

海食崖を掘り込み小規模な倉庫を作る例は各地にみられ、特徴的な土地利用となっている。重要無形民俗文化財「月浜のえんずのわり」で少年たちが潔斎のために籠り共同生活を営む岩窟は海食崖を利用した景観の代表である。

こうした凝灰岩や海食崖利用の在り方は、松島と生活との関わりを示す独特の景観を形作っている。



総石製の家屋



えんずのわりの籠屋

(2) 信仰・宗教

松島における信仰の中心には古代延福寺以来の由緒を持つとされる瑞巖寺が位置づけられる。国宝「瑞巖寺本堂」などの建造物のみならず、その境内地も含めて重要な景観を形成している。さらに、瑞巖寺に関わる信仰は、五大堂や扇谷の達磨堂、富山の太夫寺、多聞山の毘沙門堂など周辺の広い範囲で展開したことがうかがえる。

古い寺社建築は、松島湾の歴史的な景観の中で一定の位置を占めてきた要素と見なすことができる。また、境内の林地も松島の森林を管理し保持していく一つの原動力と見ることができる。

石造物は、重要文化財「奥州御島頼賢碑」など由緒のあるものから、何を祀っているのか忘れ去られた石像まで、くらしの中の様々な祈りを示すものである。



多聞山毘沙門堂

① 寺社建築

瑞巖寺の諸堂を代表に、古い寺社建築は多数残されている。これらは地域社会に馴染んだものとして、松島の風致景観の一翼を担っているものと見ることができる。



瑞巖寺の境内

② 境内地

寺社には本殿・本堂のみならず、門や社務所など様々な建築物が配置され、これらが一体のものとして境内を構成している。また、神木などの樹木や、寺有林・社有林などの林地を併せ持つこともあり、そうした境内地全体が一つの景観となっている。特に集落で信仰される鎮守などの神社の境内地は、鎮守の森といった林地に囲まれることが多く、本殿などの建築物とともに独特の空間を作り出している。これらの林野には巨木などが多く見られ、松島の「みどり」に歴史性を与える存在でもある。

③ 石造物

石造物は地域における信仰の現われといえる。頼賢碑など雄島の石造物群は、松島が中世以来の霊場であったことを今に伝えている。また、瑞巖寺の周囲には神仏を祀る多数の石窟が残っており、松島における多様な宗教活動を今に示すものとなっている。

集落内の石造物は、人々の生活における信仰を示すものでもある。三叉路に位置し、多くの風車が納められる野々島の六地藏などは路傍の景観となっている。また、石窟に神仏を祀るものでは、朴島の青面金剛を祀る岩窟のように個人で祀っているものから、宮戸里浜の薬師堂下の岩窟のように由緒を持ち集団で祀るものまで信仰の在り方は多様である。こうした祈りの来歴をもった石造物は、後世に寄せられたものも含めて価値がある。

(3) 遊覧・観光

近世以降の松島の景観を形作ってきた要因のひとつとして遊覧・観光があげられる。松島は江戸時代後期に遊覧の地として広く知られるようになった。遊覧・観光の広がりには、旅籠をはじめとした瑞巖寺門前町を形成した。

明治時代末には県営松島公園として松島海岸などの整備がおこなわれるとともに、林野の保全が図られ、観光地としての松島が形作られた。

遊覧・観光に係る要素には、松島の観光の中心となる展望地点、松島海岸一帯の観光施設、海浜を利用した海水浴場等があげられる。

① 展望地点

特別名勝松島の基本的な要素である四大観のほかに、近代以降の観光開発を通して、各所に展望地点が整備されてきた。それぞれの地点からは松島の景観の様々な在り方を見ることが可能になっている。



雄島の岩窟と石仏



野々島六地藏



朴島の青面金剛



薬師堂の岩窟



松島海岸の観光地



観瀾亭



頼賢碑（鞘堂）



菖蒲田海水浴場



里浜貝塚



西の浜貝塚

また、近世以来松島を訪れる主要な方法であった塩竈からの海路は、遊覧船の航路として今なお主要な来訪手段であり、船上から見える島々の近景は丘陵の展望地点からは得ることのできない景観である。また、嵯峨溪の遊覧船からは、内湾とは異なった外洋の特異な海食崖を見ることができ、もう一つの海からの景観を得ることができる。

② 松島海岸の観光施設

江戸時代の遊覧の様子は、藩主の別荘である観瀾亭などを通してうかがうことができる。明治時代から大正時代にかけておこなわれた県営松島公園の整備事業は、松島海岸地域の公園化や、四大観の展望地点の整備などをおこなったものである。頼賢碑の鞘堂など、整備に際して建てられた建造物等の一部は現在も残されている。現在の松島海岸の景観は、この事業を礎に発展してきたともいえる。

③ 海水浴場・潮干狩り場

松島沿岸の海岸には、外洋に面した部分に砂浜、内湾部に干潟が発達しており、これらを利用して海水浴場や潮干狩り場などが開設されている。海水浴場では菖蒲田海水浴場が東北地方で最初に開設されたものとして知られ、夏場における観光の景観となっている。

(4) 歴史・伝説

松島には古くから人が生活し、遺跡や伝説が数多く残されている。縄文時代から弥生時代には松島湾に貝塚が形成され、その後も古墳時代の横穴墓や奈良・平安時代の集落跡など人々のくらしが確認されている。中世には霊場として知られ、多くの人々が往来した。

江戸時代には、江戸に向かう廻米の中継地として、浦戸諸島寒風沢島や磯崎に御米蔵が設けられるなど、交通の要衝としての位置づけがなされた。また、江戸時代以降、製塩や採石といった産業が活発におこなわれた。

これらの遺跡は全てが景観を構成しているわけではないが、観光や漁業以外の生活・生業の在り方を伝えるものとして、特別名勝松島の風致景観に深みを与えるものと位置づけられる。また、特定の場所の由来を示す伝説は、必ずしも歴史的な事実を示すものではないが、地域の歴史・文化の一端を示すものである。

この中では、現在も景観として認知できる整備された史跡や、土地利用の痕跡が残っているもの、伝説の対象を直接視認できる場所などを付帯的な要素として取り上げる。

① 貝塚

松島湾は国内でも有数の縄文時代の貝塚集中地帯であり、特別名勝松島の指定地内にも多数の貝塚が残っている。こうした遺跡の中でも、里浜貝塚や西の浜貝塚など整備されたものは、松島地域の歴史を物語る景観を構成している。



寒風沢日和山の石造方位標

② 海上交通遺跡

江戸時代に仙台藩の航海路の要衝として松島湾が位置づけられたことから、これに関わる遺跡が多数ある。江戸時代初期には、外国船警備のための唐船番所や、北上川から仙台や江戸への廻米の中継地として御米蔵などの施設が寒風沢や磯崎に置かれた。幕末には外国船への対策として砲台場が多数設けられ、戦略上の要衝にも位置づけられた。こうした歴史は、遺跡のほか石造方位標などの石造物を通して知ることができる。



地蔵島灯台

③ 産業遺跡

江戸時代後期より大規模化した石材採集の石切場や、現在も水路網に痕跡を見ることのできる東名の塩田など産業に係わる遺跡が各所に残る。また、近代式港湾の先駆とされる野蒜築港に係わる施設として港口の突堤や東名運河が残る。丘陵を崩す石材採取のように、大規模な産業遺跡は特別名勝松島の風致景観の保持と相容れない側面も認められるが、地域の資源を利用したくらしの痕跡になっている。



野蒜築港跡東名運河

④ 伝説の場所

松島湾域には、特に貴種流離譚とよばれる、貴族にまつわる伝説が多数残されている。宮戸島に伝わる護良親王伝説のお筆室や、皇族に関わる染殿神社と赤沼の伝説、小野小町に関わる湯ノ原温泉の伝説など、各地に伝わる伝説は、特別名勝松島の景観に歴史的・文化的な深みを与えるものである。



大浜のお筆室

本項の参考文献

全体に関わる文献

宮城県教育委員会 (1976、1985、1998)、宮城県教育委員会編 (1970)、東北大学工学部建築学科建築史及び意匠研究室編 (1983)、古建築研究会編 (1992)、東北歴史博物館編 (2002)、宮城県教育庁文化財保護課編 (2009)、塩竈市史編纂委員会 (1955-1986)、松島町誌編纂委員会 (1960)、松島町史編さん委員会 (1991)、七ヶ浜町誌編纂委員会 (1967、2008)、利府町誌編纂委員会 (1986)、鳴瀬町誌編纂委員会 (1973、1985)

生活・生業 梅屋・金編 (2009)、七ヶ浜町教育委員会 (1988)、三崎 (1976、1988)

信仰・宗教 新野 (1997)、飯村・八重樫 (1997)、佐藤 (2009)

遊覧・観光 梅屋・金編 (2009)、宮城県内務部 (1915)

歴史・伝説 藤沼 (2009)

表3 特別名勝松島の付帯的な要素

指定	名称	市町村名	所在地	内容等
1. 生活・生業				
① 内湾漁業				
	松島湾のカキ養殖棚の景観		湾内一帯	全国でもカキ養殖の先端地として著名である。
	東名の種ガキ施設	東松島市	東名	大正12年(1923)頃から養殖がはじまり、大量の種ガキがアメリカに輸出された。現在も主産地として国内各地に出荷されている。
	松島湾のノリ養殖の景観		湾内一帯	江戸時代よりノリ養殖がおこなわれており、湾内漁業の中心であった。
	ノリ養殖用竹材のある浜		湾内一帯	ノリ等の養殖に用いた竹材を仮置きした海岸。秋口には多くの砂浜に立てかけられ、独特の景観となる。
	松島湾のボダ漬漁	利府町	櫃ヶ浦	ウナギ楯葉漬、エビ笹漬などが地先水面内でおこなわれている。
② 林地・畑地				
	針葉樹植林の景観		各地	丘陵部にはスギ・ヒノキの植林地が広がり、丘陵が林業地としても利用されてきたことが知られる。
	竹林の景観		各地	農漁業等の資材として利用される竹材は、屋敷の周辺に竹林を育てて利用する。
	浦戸朴島の野菜種苗畑	塩竈市	浦戸朴島	自然交雑を避け、野菜の種を純粋種で交配できるため浦戸諸島に種苗畑が開かれた。
	浦戸桂島の野菜種苗畑	塩竈市	浦戸桂島	はじめて松島白菜の採種をおこなった畑である。
	丘陵地の畑		各地	自家消費を主目的とする比較的小規模な、丘陵上の畑地で、集落の周辺を中心に広がっている。
③ 凝灰岩採石				
	浦戸諸島の石製倉庫	塩竈市	浦戸諸島	凝灰岩の切石ブロックを積み上げて作った倉庫。一部改造して住宅化している例もある。
	地元石材を使用した住宅、倉庫、塀	東松島市	東松島市内	地元産出の野蒜石、潜ヶ浦石等を建材にして作った住宅、倉庫、塀からなる。
	旧小料理正宗	松島町	松島字小梨屋	昭和29年(1954)建築で、総石造2階建である。
	大塚の埋め立て新田	東松島市	大塚字大東	湾を埋め立てた田地、石積の段が作られている。近くに採石場があり、石積みはこの採石場のズリ石等が使用されている。
	採石場跡を利用した屋敷	東松島市	宮戸里浜	小規模な採石場跡を、自宅の屋敷地として利用している。
	野々島の岩窟	塩竈市	浦戸野々島	山に沿った屋敷は数個の洞窟を有している。
	柏木島の岩窟	塩竈市	浦戸柏木島	島に大小の石窟があり、造船場として、物資貯蔵・住居・鍛冶工場・湯室・便所等に使われたとされる。
	鰐ヶ淵洞窟	塩竈市	浦戸寒風沢赤藻崎	鰐ヶ淵水道に仮泊する船は赤飯を炊き、棧俵に供え、洞窟上の松樹の枝に吊るして鰐神として祭り、不祥事が起きないように願った。
	野々島の旧道	塩竈市	浦戸野々島	山中を通る旧道で、基盤をえぐり込むようにして道を作る。
	岩窟(物置)		各地	海食崖の洞窟を倉庫として利用している。野々島等にみられる。
	岩窟(墓地)		各地	海食崖の洞窟奥に墓地を祀る。

指定	名称	市町村名	所在地	内容等
	「月浜のえんずのわり」の岩窟(籠屋・風呂場跡)	東松島市	宮戸月浜	重要無形民俗文化財に指定されている小正月の鳥追行事で、寝泊まりする岩窟と風呂場としていた岩窟。
2. 信仰・宗教				
① 寺社建築				
	薬師堂	東松島市	宮戸字大竹和田	真言宗、京都智積院の末寺。方2間(正面のみ3間)、宝形造、棧瓦葺。建築年代は不詳であるが、延宝5年(1677)頃(石灯笼銘)まで遡りうる可能性もある。
	医王寺本堂	東松島市	宮戸字里	天長元年(824)開基、貞享2年(1685)中興。真言宗。藩より寺領として田1町4段8畝、畑3反、山林3反が寄進されていた。
	観音寺本殿	東松島市	宮戸字門前	文保2年(1318)開基、永正2年(1505)再興。曹洞宗、慶応元年(1865)再建した。
	長音寺本堂	東松島市	野蒜字下沼	応永23年(1416)浅井に開山、明治38年(1905)移転新築された。
重文	瑞巖寺五大堂	松島町	松島字町内	大同2年(807)坂上田村麻呂の創立と伝わる。現在の建物は慶長9年(1604)伊達政宗が再興した。
国宝	瑞巖寺本堂(元方丈)	松島町	松島字町内	慶長14年(1609)建築である。桃山時代における大書院造りを備えた方丈で、細部絵様及び欄間、扉の彫刻など桃山建築の特色をよく現している。
国宝	瑞巖寺庫裏及び廊下	松島町	松島字町内	内部に大小無数の貫梁を縦横に架し、両妻には大破風を飾り、平面も完成された禅宗庫裏の手法を有する。慶長14年(1609)建築、桃山時代の豪快な遺構である。
重文	瑞巖寺御成門附土塀	松島町	松島字町内	入母屋造、本瓦葺、薬医門。雄健荘重。慶長14年(1609)頃の建築とみられる。
重文	瑞巖寺中門附土塀	松島町	松島字町内	切妻造、こけら葺、四脚門。簡素ながら御成門と同じく桃山時代の風調を存している。慶長14年(1609)頃の建築とみられる。
県指定	瑞巖寺総門	松島町	松島字町内	切妻造、本瓦葺、薬医門。簡素ながら豪快な門。瑞巖寺の他の諸堂と同年代に建築されたと考えられる。
県指定	陽徳院霊屋(宝華殿)	松島町	松島字町内	伊達政宗夫人、愛姫の霊屋として、万治3年(1660)建築された。方1間、宝形造、銅板葺で、黒漆塗の華麗な装飾が施された繊細優美な建築である。
重文	圓通院霊屋(三慧殿)	松島町	松島字町内	二代藩主伊達忠宗の世子光宗の霊屋として、正保4年(1647)建築された。方3間、宝形造で、仙台藩の大工(棟梁:落合助左衛門、内藤五郎兵衛)の手による江戸時代初期の代表作である。
町指定	圓通院本堂大悲亭	松島町	松島字町内	圓通院廟下の亭、池園も古風。旧関公(光宗)が江戸藩邸にいたときの納涼の亭であったという。正保2年(1646)頃の建築とみられ、船で運ばれて移築されたものと伝えられる。
町指定	三聖堂	松島町	松島字町内	天和2年(1710)の建築で、方2間、宝形造、茅葺である。観音信仰者による建立とされ、観音を本尊とし、左に達磨、右に菅公を祀る。棟札に匠人、松島の勘兵衛、勘三郎の名が記される。
県指定	日吉山王神社本殿	松島町	松島字町内	三間社流造、銅板葺、前面3間向拝で、もとは五大堂前に円福寺の鎮守として建てられた。現在の建物は宝永の頃のものと考えられる。簡素ながら端正な建築で、江戸中期を代表する三間社流造の社殿である。
町指定	解脱院(地藏堂)	松島町	松島字町内	水族館の向かい側。政宗の五大堂造営のきっかけとなったと伝わるもので、医師真山玄川が建てた地藏堂である。昭和12年(1947)現在地に移築された。
町指定	富山観音堂	松島町	手樽字三浦	桁行3間、梁間3間、一重、向拝1間、棧瓦葺、宝形造で、奥州三観音と称されるものの一つである。伊達政宗の息女五郎八姫が明暦3年(1657)に早川弥五郎実次につくらせたものと伝わる。
町指定	富山仁王門	松島町	手樽字三浦	一重、寄棟造、茅葺の八脚門である。正面両脇間に納められた仁王像に享保8年(1723)の体内銘があり、元禄から享保ころの建築とみられる。
	大仰寺本堂	松島町	手樽字三浦	富山観音堂の梵鐘(明暦3年(1657))に「大仰禅寺」とある。現本堂は6間取りの方字型本堂で、18世紀後半から19世紀初頭頃の建築と見られる。
	多聞山 毘沙門堂	七ヶ浜町	代ヶ崎浜	松島四大観の一つである多聞山に建つ、毘沙門天を祀るお堂である。現在の建物は江戸時代のもものとみられる。33年に一度毘沙門天がご開帳される。

指定	名称	市町村名	所在地	内容等
	吉田神社 本殿	七ヶ浜町	吉田浜字宮前	創建年代は不明だが、古くから鹽竈神社の末社で、鼻節神社の妃神（天鈿女命）を祀るといわれる。
	吉田神社 拝殿	七ヶ浜町	吉田浜字宮前	間口約6間、奥行約2間、神明造の社殿で、昭和37年(1962)に改築された。
	吉田神社 長床	七ヶ浜町	吉田浜字宮前	縦5間、横2間半である。
	吉田神社 鳥居	七ヶ浜町	吉田浜字宮前	南面。吉田明神の豎額を掲げる。
町史跡	鼻節神社 本殿	七ヶ浜町	花測浜字誰道	祭神は猿田彦神。当初保ヶ崎に鎮座しており、宝亀元年(770)に現在の垂水山(誰道)に移ったとされる。承和11年(844)に従五位下を賜り、式内社の名神大社として列せられる。明治の社殿改修の際、古銅印の「国府厨印」が発見される。
町史跡	鼻節神社 拝殿	七ヶ浜町	花測浜字誰道	間口4間、奥行2間である。
町史跡	鼻節神社 長床	七ヶ浜町	花測浜字誰道	奥行6間、間口玄關造り袖付5間である。
町史跡	鼻節神社 神馬廐屋	七ヶ浜町	花測浜字誰道	間口5尺、奥行9尺。かつて祭事の際に、地域を引き回したとされる銅製の御神馬像を安置する祠である。
町史跡	鼻節神社 鳥居	七ヶ浜町	花測浜字誰道	旧参道(表参道)に立つ大正3年(1914)建立の鳥居で、額が三角形を呈している。
② 境内地				
	白鬚神社本殿	東松島市	野蒜字下沼	旧野蒜村村社。寛永年間に勧進したと伝えられる。
	五十鈴神社	東松島市	宮戸字月浜	月浜の鎮守。昔某皇子がこの地に行在所を定めた時に勧進したと伝えられる。
	八幡神社	東松島市	宮戸字大浜	大浜の鎮守。正徳年間(1711～1715)の建立といわれる。享保12年(1727)奉納の灯笼がある。
	鹿島神社	東松島市	宮戸字室浜	室浜の鎮守で寛永年間(1624～1643)に勧進された。本殿は金華山神社建築時の材を使用と伝えられる。
	鏡の神社	東松島市	大塚字大塚	大塚の鎮守、某親王が宮戸浜についたときに、親王の携帯していた鏡を神体とした。
	鹽竈神社	東松島市	大塚字長浜	東名の鎮守で、寛永年間(1624～1643)塩田を開いた際に守護神として勧進したと伝えられる。
	海津見神社	東松島市	野蒜字北余景	亀岡の鎮守である。昔、地元の浜で引き網に毘沙門天がかかり、その像を祀ったと伝えられる。
	熊野神社	東松島市	宮戸字里	里の鎮守で、里浦の小島-ミヤコ島に鎮座する。
	朴島神明社	塩竈市	浦戸朴島	朴島集落の鎮守である。
	寒風沢島神明神社	塩竈市	浦戸寒風沢	寒風沢集落の鎮守で、平成10年建て替えられた。
	野々島熊野神社	塩竈市	浦戸野々島	野々島集落の鎮守で、昭和54年の改築である。
	桂島松崎神社	塩竈市	浦戸桂島	桂島集落の鎮守である。
	石浜神社	塩竈市	浦戸桂島石浜	石浜集落の鎮守である。
	諏訪神社	七ヶ浜町	菖蒲田浜字和田	古くから菖蒲田浜の村鎮守として尊崇されていたが、創祀年代は不明。明治12年(1879)6月に村社に列せられる。例祭は7月におこなわれ、神輿渡御もおこなわれる。かつて、奉納相撲もおこなわれていた。

指定	名称	市町村名	所在地	内容等
	五社明神	七ヶ浜町	菖蒲田浜字招又	倉稻魂命、大己貴命（大国主命）、太田命、大宮姫命、保食神の五神を祭神とする神社。
	亀神社（亀霊明神）	七ヶ浜町	松ヶ浜字浜屋敷	「浮穴の貝」の伝承に登場する亀を祀ったとされる祠。かつて養松院境内にあったが、現在個人宅の敷地内に小さな祠がある。
	荒崎稲荷社	七ヶ浜町	松ヶ浜御殿崎	貞和4年(837)以前から奉斎されており、江戸時代の肝入であった星家（現加藤家）の氏神である。茨城の大洗磯前神社から分霊した天妃神（媽祖）の画像が祀られている。
	吉田神社	七ヶ浜町	吉田浜	吉田浜の鎮守である。
	鼻節神社	七ヶ浜町	花測浜	花測浜の鎮守である。式内社宮城郡四座のうちの名神大社であった。
	大根明神	七ヶ浜町	大根	花測浜東方8km沖合の暗礁で、大根明神として古くから信仰の対象となっている。里宮は鼻節神社境内にある。
	染殿神社	利府町	赤沼字宮下二番地	平安時代に起源があるといわれているが、詳細は不明である。
③ 石造物				
	しばり地蔵	塩竈市	浦戸寒風沢日和山	日和山は航海者が天候を見た山。山頂の地蔵に女性が航海者の出港をとりやめる祈願として荒縄を巻く習があった。
	寒風沢中月の金上祠	塩竈市	浦戸寒風沢中月	中月の畑地にある。明治4、5年頃に塚を掘り、古鏡5面出土。鏡は彦和田の内海兵助家神棚に祭る。跡地に金山彦神を勧請した。
	寒風沢砲台跡の小祠群	塩竈市	浦戸寒風沢	船入島弁財天大神、船入島龍神大権現、大根神社の3つの小祠をまつり、鳥居の奉納などがなされている。漁師の信仰を集めている。
	野々島の六地藏	塩竈市	浦戸野々島	新墓地入り口に並ぶ六地藏である。
	桂島の雨降石	塩竈市	浦戸桂島石浜	桂島の東端の眺望の地は航海の日和見をした場所である。ここに巨石が3個あり、うち最大で笠型のものを雨降り石と称する。この石を叩くと雨が降るとされる。
	寒風沢の六地藏	塩竈市	浦戸寒風沢	1枚の石に2体ずつ彫ったものを3枚並べて、その上に長い石で屋根を載せている。この六地藏は村境や辻にあって、それぞれの道にいる人間にあまねく慈悲をたれるという。
	寒風沢の化粧地蔵	塩竈市	浦戸寒風沢	作者や作られた年代とも不明であるが、古くからこの地蔵の顔に白粉を塗って祈願すると、美しい子宝が授かると言われており、今日もお信仰されている。
	延命地蔵菩薩	塩竈市	浦戸寒風沢	この石仏はかつて観音堂参道にあったものを明治37年(1904)聖観音像（行基作と伝わる）と共に遷座されたもの。この地蔵像は享保年間(1716～1735)江戸で作られ、千石船によりこの地へ搬送されたが、順風に恵まれ、一日一夜で到着したといわれ、一夜地蔵の別名もある。
	寒風沢百万遍供養碑	塩竈市	浦戸寒風沢	江戸時代、寒澤寺に代々名徳の僧が住み、海上安全その他の祈願がおこなわれていた。百万遍の供養碑（縦140cm、横85cm）もこれの証である。現在でも島民によって百万遍の念仏がおこなわれている。
	弘安十年銘供養碑	塩竈市	浦戸朴島	朴島堂ヶ崎に弘安10年(1287)銘の古碑（縦90cm、横35cm）があり、内海喜右衛門家によって代々観音様と言われ供養を続けられている。
	青面金剛像を祀る岩窟	塩竈市	浦戸朴島	岩窟に青面金剛像の石造を祀る。
重文	奥州御島頼賢碑	松島町	松島字町内（雄島）	松島雄島妙覚庵主頼賢の徳行を後世に伝えるために、弟子30余人が徳治2年(1307)に建てた顕彰碑である。
	松島の板碑群	松島町	松島	現在、雄島を中心に板碑群の分布が把握されており、天麟院靈廟背後の岩窟付近でも確認されている。更に詳細な調査が必要だが、雄島、瑞巖寺周辺を併せて1,000基ほどが発見されている。
	松島の岩窟群（供養地）	松島町	松島	中世から近世の岩窟。雄島185基を初め、小松崎、真山地蔵堂、天麟院裏、円通院裏、軒端屋、観瀾亭敷地内、埋木書院脇、参道東側、陽徳院裏、水主町、観光ホテル脇に所在している。

指定	名称	市町村名	所在地	内容等
	松島の岩窟仏	松島町	松島	雄島3か所、松島町日吉山王神社1か所が確認される。
	石巻街道法華越の供養碑群	松島町	磯崎	松島高校裏手の法華越に江戸時代の碑群がある。
	デズ山の岩窟と行人塚	松島町	高城婦命院下	岩窟6か所、行人塚7基がある。石窟は住居とされ、便所壺とおもわれるものもある。
	白坂不動の岩窟	松島町	高城居網沢	白坂不動の小堂の背後に掘った岩屋に2体の仏像が安置されている。地元では奥の院といっている。
	岩窟（祠）	東松島市	宮戸大浜	崖中腹の海を望む場所を穿ち、中に神仏を納めている。
	薬師堂下の岩窟	東松島市	宮戸里浜	薬師が漂着した際に最初に祀られた岩窟である。伊達政宗に係わる由来譚を有する。
3 遊覧・観光				
① 展望地点				
	白崎山展望台	塩竈市	浦戸桂島	桂島北西端。松島から塩釜まで広く一望できる。
	二度森展望台	塩竈市	浦戸桂島	桂島北西部。塩釜湾を望むことができる。
	西の山展望台	塩竈市	浦戸桂島	桂島南西部。大藻根島をはじめ、島々を近くに見ることができる。
	観月崎展望台	塩竈市	浦戸桂島	桂島南西端。仁王島を間近に見る。
	千代崎展望台	塩竈市	浦戸野々島	野々島の南西端。石浜（桂島）を一望できる。
	嵯峨見台	東松島市	宮戸	観音山遊歩道を登る。近くに黒島、花魁島を、遠くに石巻、牡鹿半島を望むことができる。新宮戸八景の一つ。
	稲ヶ崎公園	東松島市	宮戸	月浜の西端の岬。標高37.8m。松島湾が一望できるとともに、遠くに蔵王連峰を望むことができる。新宮戸八景の一つ。
	新浜岬	東松島市	宮戸	月浜から大浜への遊歩道沿い。外洋を望むことができる。
	福浦島	松島町	福浦島	東西300m、南北200mの島。福浦橋（長さ250m）で本土と結ばれる。島内を一周する遊歩道からは、松島湾を様々な方向から眺望できる。
	新富山	松島町	松島字愛宕裏	松島海岸の市街地の背後丘陵に位置する。市街地ごしに湾内を一望できる。
	西行戻しの松	松島町	松島字犬田	西行ゆかりの伝説地であるとともに、松島湾を一望できる展望地としても整備された。桜が植樹される。
	双観山	松島町	松島字大沢平	松島海岸南端に位置する岬。松島湾と塩釜湾の双方が眺望できる。
	治祐ヶ森公園	松島町	桜渡戸	標高122mの白坂山に位置する。個人から町に寄付された土地を、永久自然林として町が整備管理している。指定地外に位置するが指定地内を広く眺望できる。
	君ヶ岡公園	七ヶ浜町	吉田浜	標高59mの高台に位置する。七ヶ浜町内の集落ごしに浦戸諸島が一望できる。
	眺洋台	七ヶ浜町	吉田浜	昭和62年に地元クラブの奉仕作業で整備された。外洋を眺むことができる。
	波多崎	七ヶ浜町	吉田浜	前塚浜の北端。外洋を望むことができる。
	瑞鳳ヶ丘展望台	利府町	赤沼浜田	浜田滯の北岸。主に松島湾の西半部の島々を望む。周辺にはマツのほかモミの巨木も自生する箇所あり。

指定	名称	市町村名	所在地	内容等
	嵯峨溪遊覧船	東松島市	宮戸	宮戸島嵯峨溪観光の遊覧船で、東松島市宮戸潜ヶ浦より発着している。
	松島湾の遊覧船	松島町・塩竈市	湾内	塩釜港と松島海岸を結ぶ遊覧船である。古来松島を訪れる際は、塩釜からの海路を用いることが一般的であった。
② 松島海岸の観光施設				
県指定	観瀾亭	松島町	松島字町内	伊達家の御仮屋御殿として建てられたもの。藩主ほかの松島遊覧の拠点にもなった。桁行8間半、梁間5間、寄棟造、こけら葺。正保ないし慶安以降の建築。
	瑞巖寺門前の土産物屋街	松島町	松島字町内	明治時代末の松島海岸の土産物屋街の様子を伝えている。
	旧松島公園管理事務所	松島町	松島字町内	大正時代初頭に県営松島公園の管理事務所として建てられた。
	遊覧船の船着き場	松島町	松島字町内	松島湾内の遊覧船の発着場である。
町指定	水主町の民家(呑食庵)	松島町	松島字町内	かつて瑞巖寺東側に集団で住んでいた水主衆の民家。文化年間(1804~1817)の建築である。現在は松島町に寄贈後、移築され飲食店として活用されている。
	松島パークホテル跡	松島町	松島字町内	大正2年(1913)に開業した、東北初の本格的外国人向けリゾートホテル。昭和44年に失火により焼失。現在、公園緑地となっている。
	仙石線松島海岸駅駅舎	松島町	松島字町内	昭和2年(1927)建築の木造1階建駅舎である。
③ 海水浴場・潮干狩り場				
	菖蒲田海水浴場	七ヶ浜町	菖蒲田浜	日本で3番目、明治33年(1900)に開場した東北地方で初の遊興型海水浴場である。
	野蒜海水浴場	東松島市	野蒜	宮城電鉄初代社長山本豊次による観光開発として計画。須磨海岸にならい、昭和6年(1931)に宮城電鉄野蒜駅を東北須磨駅と改称するなどの整備をおこなった。
	潮干狩場	東松島市	宮戸波津々浦	3月から5月の時期に大勢の家族連れで賑わう。
	高山外国人避暑地別荘群と高山海岸	七ヶ浜町	花瀨浜字戸谷場	第二高等学校英語教師ハーレル博士が避暑地として土地を借り、明治22年(1889)東北学院長シュネーダー博士が別荘を建てたことにはじまる。明治40年(1907)に高山ビーチカンパニーと土地所有者との間に999年間の地上権契約が結ばれている。
4 歴史・伝説				
① 貝塚				
国史跡	里浜貝塚	東松島市	宮戸里浜	縄文時代前期から弥生時代中期にかけての集落跡で、国内最大級の規模を持つ貝塚。史跡整備済み。
国史跡	西の浜貝塚	松島町	西の浜	縄文時代前期から晩期、弥生、古墳、古代の遺構・遺物が出土し、長期間にわたる遺跡。史跡整備済み。
② 海上交通遺跡				
	大浜唐船番所跡	東松島市	宮戸大浜	三代将軍家光の鎖国令によって海岸防備のため設置された外国船見張り番所で、仙台藩に5か所あるうちのひとつ。監視所は萱野崎の山上に置かれ、その西側中腹の平地に足軽詰所があった。
	幕府城米蔵跡及び仙台藩米蔵跡	塩竈市	浦戸寒風沢	幕府の廻船方役所・仙台藩の津方役所・脱穀改め方役所が置かれた。大崎五郡の本石米、南部藩の江戸廻米は北上川を下って石巻に運ばれた後、小廻船によって寒風沢に集荷され、江戸に送られた。
	寒風沢の日和山	塩竈市	浦戸寒風沢	藩政時代船頭が日和見をした外洋を望む丘陵である。
市指定	十二支方角石	塩竈市	浦戸寒風沢	寒風沢の日和山頂上に幕吏木村又衛正信が設置した石造方位標が残る。天保12年(1841)の建立である。

指定	名称	市町村名	所在地	内容等
	仙台藩軍艦開成丸造船場跡	塩竈市	浦戸寒風沢	奥羽諸藩最初の軍艦（スクーター型帆走船）を造った造船場跡で、船材・銅鉄・錨・綱具・帆布などは仙台藩の国産品を用いた。
市指定	寒風沢造船の碑	塩竈市	浦戸寒風沢	高さ15尺、幅4尺の粘板岩製で、仙台藩軍艦開成丸の造船を記念した碑である。安政4年(1821)8月に建立されている。
	石浜崎砲台場跡	塩竈市	浦戸桂島石浜	仙台藩が安政4年(1821)に築造した。浜の東南端岬角上に位置するが、海食によって現在は島状に分離している。
	寒風沢砲台場跡	塩竈市	浦戸寒風沢	仙台藩が日和山に続き杉和田崎に安政4年(1821)に築造した。大砲3門を備え、砲座と弾薬庫跡、土居が残存している。
	船入島砲台場跡	塩竈市	浦戸船入島	仙台藩が慶応3年(1867)築造した。大砲2門を備えていた。
	鯛山砲台場跡	東松島市	野蒜洲崎	仙台藩が安政4年(1821)に築造した。野蒜の不老山の西方洲崎浜路傍に孤立する凝灰岩の丘上（鯛山）に位置する。
	丸山砲台場跡	東松島市	大塚字長浜	仙台藩が安政4年(1821)に築造した。東名の南端標高51mの丸山に位置する。
	二本松砲台場跡	東松島市	宮戸室浜	仙台藩が安政4年(1821)に築造した。宮戸島北端、野蒜方面に対する丘上に位置する。
	地藏島灯台	七ヶ浜町	地藏島	馬放島の隣に浮かぶ地藏島にある大正7年(1918)建築の石造の灯台。塩釜湾への航路上にある。
③ 産業遺跡				
	野蒜築港関連遺跡（港口突堤、東名運河）	東松島市	野蒜	明治政府による日本最初の近代的洋式港湾建設事業で、明治15年(1882)に鳴瀬川河口に突堤が完成し利用を開始したが、明治17年(1884)9月の台風により壊れた。第二期工事は未着手のまま廃港となる。
	東名塩田跡の田地	東松島市	東名	東松島市東名の塩田跡である。関連として、東齋塩場碑（東名・如月庵境内）がある。
	白石廣造邸宅跡	塩竈市	浦戸石浜	明治4年(1871)に北海道や三陸の各港との廻漕業を興したのをはじめ数々の事業に着手し、さらに開成丸・権現丸・洪栄丸の三帆船を以って遠洋漁業（ラッコ・オットセイ漁）を興した企業家である。
	野蒜石・松島石採石場	東松島市	野蒜東名	野蒜石8か所（野蒜駅北中心）、松島石2か所（東名駅東側）の採石場が確認される。
	潜ヶ浦石採掘所	東松島市	宮戸潜ヶ浦	潜ヶ浦石の採掘所として2か所が確認される。
	海軍工廠地下作業室跡の岩窟	松島町	高城居網沢	居網沢は谷が多く、多賀城の海軍工廠の地下作業室として掘った大がかりな洞窟がいたるところにある。
④ 伝説の場所				
	湯ノ原温泉	松島町	松島字湯ノ原	小野小町の疱瘡治療の伝説や、瑞巖寺の寺男が係わる伝説などを有している。
	西行戻しの松	松島町	松島字犬田	西行が松島滞在中に、松島明神の化身である老翁との対話のなかで浅学を恥じて、松島を辞去した伝説を持つ地である。
	染殿神社と赤沼	利府町	赤沼	貴種流離譚による染殿神社、赤沼の由来の伝説がある。
	鰐鮫頭骨収納箱及び釣針、頭骨	七ヶ浜町	松ヶ浜	鮫に殺された父の仇をとる息子の伝説を伝える鮫の頭骨と釣針、収納箱。収納箱の蓋には、この伝説と収納箱製作のいきさつについて、藩主伊達綱村の命による儒学者の田邊親子の書が残る。
	浮穴（富結）の貝（ふけつのかい）	七ヶ浜町	松ヶ浜字浜屋敷	浜で助けた亀が南海の貝をお礼として持ってきたとされる伝承を裏付ける資料。個人宅に代々伝わるもので、敷地内にはその亀を祀った祠（亀霊明神）がある。
	里浜の沖の井跡	東松島市	宮戸里浜	義良親王がこの地に参ったときに飲み水を求めた井戸で、京都四条の沖の井に似ているところから名付けられた。
	大浜のお筆室	東松島市	宮戸大浜	護良親王が筆にした木の枝を地面に挿したものに根を生じたという伝説の室の大木で、唐船番所の足輕詰所跡の傍らにある。

第3節 松島の景観

特別名勝松島の価値は、自然と人々の生活との関わりの中で形成されてきた景観にあることは第1節で述べたとおりである。ここでは今後の景観の保護の基礎資料とするため、現在の松島の景観について整理する。

1 展望地点の選定

前節で特定した展望地点等のうち、松島の自然的、人文的景観を包括的に捉えることができる16の地点を選び出した。

選定にあたっては、基本的な要素である四大観をはじめとし、新富山、治祐ヶ森、君ヶ岡公園など、地域住民や来訪者が容易に松島の景観を見ることができるように整備された公園や展望台を選んだ。また、眺望を目的とした砲台場跡、日和山などの歴史的な地点で、展望地としてある程度整備されている場所も加えた。さらには、塩釜から松島にいたる海路は近世における松島への主要なルートであり、現在も多くの観光客に利用されていることから、その海路も指定地内の景観特性を把握するにあたり重要な場所として選定した。

基本的な要素としての四大観→P. 19

付帯的な要素としての展望地点

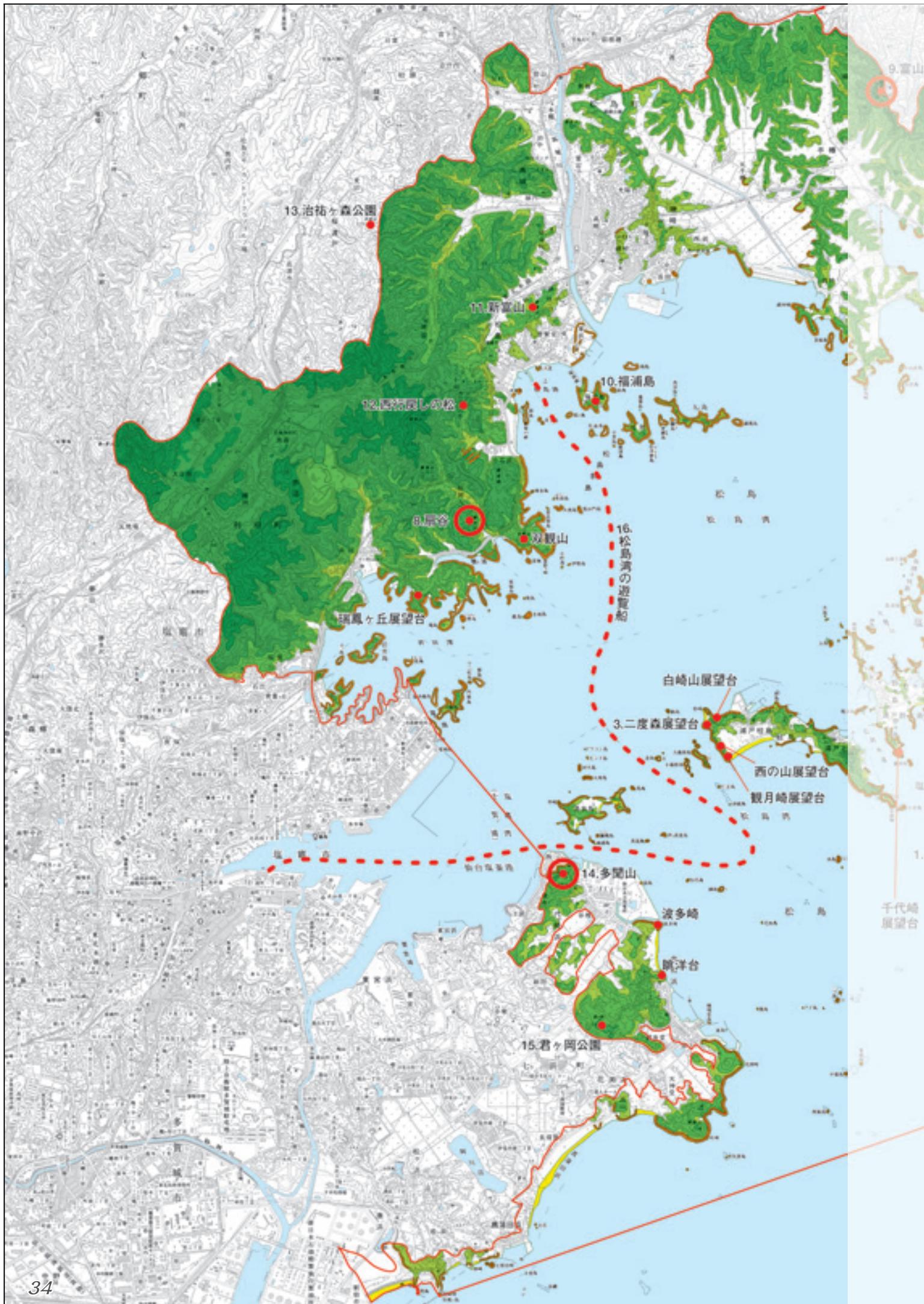
→P. 23、30

2 展望地点からの景観

景観を把握するために選び出した各地点から眺望できる主な景観について、各景観における諸要素の現況をまとめた。

表4 景観特性を把握するために選定した展望地点

番号	名称	所在地	概要
1	寒風沢日和山	塩竈市浦戸寒風沢字中月	日和山
2	寒風沢砲台場跡	塩竈市浦戸寒風沢字中月	砲台場跡
3	二度森展望台	塩竈市浦戸桂島字神手洗	展望台
4	丸山	東松島市大塚字長浜	砲台場跡
5	大高森	東松島市宮戸字大高森	四大観（壮観）
6	嵯峨見台	東松島市宮戸字観音山	展望台
7	稲ヶ崎公園	東松島市宮戸字田ノ尻	展望台
8	扇谷	松島町松島字桜岡入	四大観（幽観）
9	富山	松島町手樽字三浦	四大観（麗観）
10	福浦島	松島町松島福浦島	公園・展望台
11	新富山	松島町松島字愛宕裏	展望台
12	西行戻しの松	松島町松島字犬田	公園・展望台
13	治祐ヶ森公園	松島町桜渡戸字芦ヶ沢	展望台
14	多聞山	七ヶ浜町代ヶ崎浜字八ヶ森	四大観（偉観）
15	君ヶ岡公園	七ヶ浜町吉田浜字西君ヶ岡	公園・展望台
16	松島湾の遊覧船	塩釜港 - 松島観光棧橋	海路



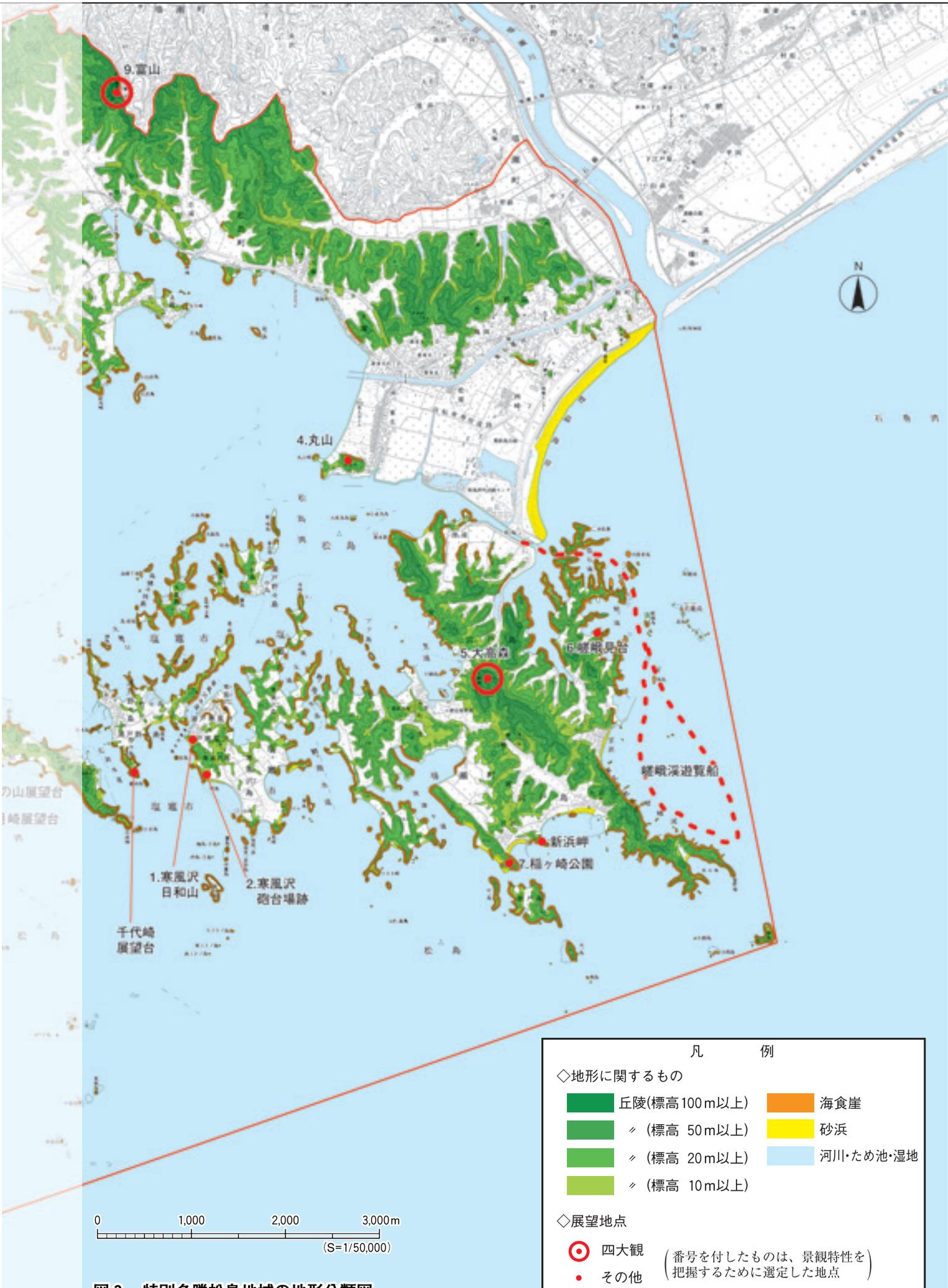
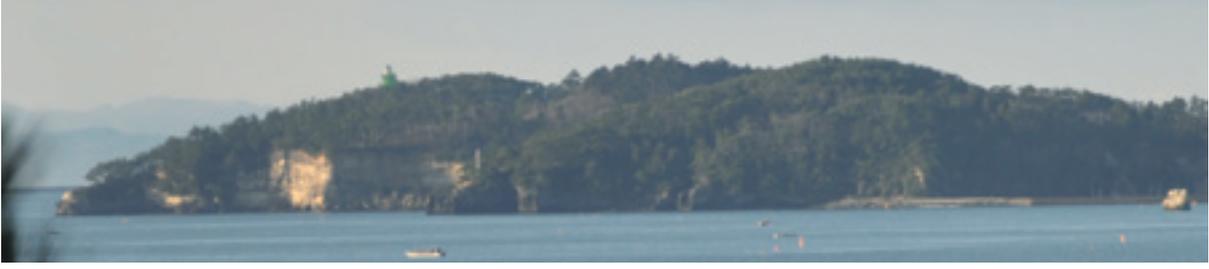


図3 特別名勝松島地域の地形分類図
及び主な展望地点位置図

凡 例	
◇地形に関するもの	
丘陵(標高100m以上)	海食崖
◇ (標高 50m以上)	砂浜
◇ (標高 20m以上)	河川・ため池・湿地
◇ (標高 10m以上)	
◇展望地点	
四大観	(番号を付したものは、景観特性を把握するために選定した地点)
その他	
特別名勝松島指定範囲	

1	展望地点名	寒風沢日和山	市町名	塩竈市
① 北方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対岸の野々島 ・ 渡船の棧橋 ・ 浦戸中学校 (右) 			
② 南東方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野々島 (左奥) ・ 寒風沢の集落 			
③ 南西方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石浜 (桂島) の集落 (奥) ・ 前島 (手前) ・ 野々島の鉄塔 			
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浦戸中学校 (野々島) ・ 日和山の展望台 			

2	展望地点名	寒風沢砲台場跡	市町名	塩竈市
① 西方向	<p>・野々島千代崎、蔭田島（手前）、桂島石浜、送電線鉄塔</p> 			
② 南西方向	<p>・七ヶ浜町吉田浜の漁港、集落（遠景）、小岩島（左手前）、水島（左奥）、石浜崎（右）</p> 			
③ 南西方向	<p>・七ヶ浜町花洲浜</p> 			
④ 南西方向	<p>・七ヶ浜町花洲崎</p> 			
⑤ その他	<p>・砲台場跡には小祠が祀られる</p>  <p>・砲台場跡南側の消波ブロック</p> 			

3	展望地点名	二度森展望台	市町名	塩竈市
①北西方向	・利府町須賀、浜田の集落、産業廃棄物処理場、尾根に電波塔			
				
②北西方向	・浜田湾、丘陵中腹の建築物			
				
③南西方向	・七ヶ浜仙台火力発電所			
				

4	展望地点名	丸山	市町名	東松島市
① 北西方向	<ul style="list-style-type: none"> 松島海岸の商業地 養殖棚 	<ul style="list-style-type: none"> 磯崎の市街地 	<ul style="list-style-type: none"> 富山 名籠の丘陵と海食崖 	
② 北北西方向		<ul style="list-style-type: none"> 大塚の集落 		
③ 北北東方向	<ul style="list-style-type: none"> 野蒜の丘陵、新東名の集落（遠景） 	<ul style="list-style-type: none"> 東名の集落（手前） 	<ul style="list-style-type: none"> 長浜、松崎、洲崎の農地 	
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> 野蒜丘陵の野蒜石採石場 	<ul style="list-style-type: none"> 東名集落東側の老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> 長浜の四角いテトラ 	<ul style="list-style-type: none"> 共同カキ処理場（後ろの丘陵が丸山） 

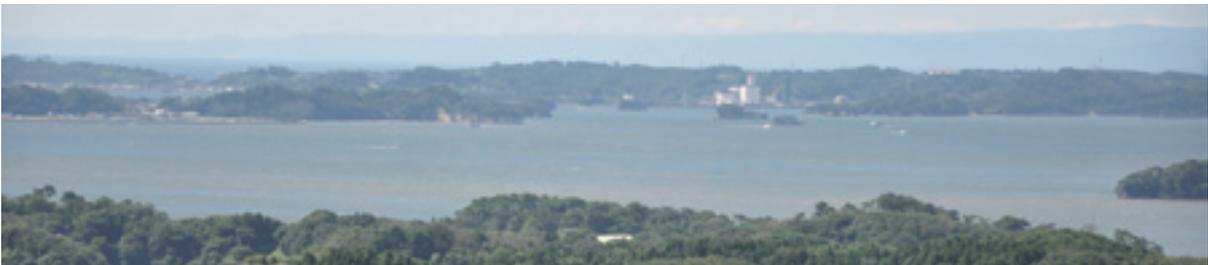
5	展望地点名	大高森	市町名	東松島市
① 南西方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里浜の集落、漁港 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浦戸諸島 		
				
② 北西方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朴島の集落 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 松島海岸 	
				
③ 北北東方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野蒜海岸の砂浜、マツ植林 			
				

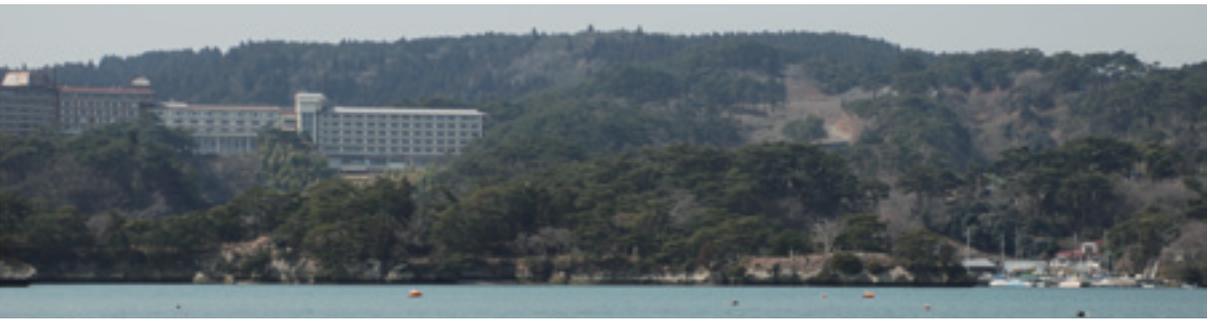
5	展望地点名	大高森	市町名	東松島市
④ 北北東方向	<p>・奥松島公園、体育館</p> 			
⑤ 北方向	<p>・新東名の集落</p> 			
⑥ 北北西方向	<p>・大塚の集落（遠景） ・東名の集落（中央）、東名運河の水門 ・東名の農地</p> 			
⑦ その他	<p>・ホテル ・奥松島縄文村歴史資料館</p>   <p>・大高森展望台 ・共同ノリ乾燥施設</p>  			

6	展望地点名	嵯峨見台	市町名	東松島市
① 北方向	<ul style="list-style-type: none"> ・根古丘陵（指定地外） ・野蒜海岸とマツ植林 ・野蒜亀岡の市街地 			
② 北方向	<ul style="list-style-type: none"> ・黒島 ・室浜漁港 			
③ 西方向	<ul style="list-style-type: none"> ・潜ヶ浦の舟溜まり 			
④ 西方向	<ul style="list-style-type: none"> ・大高森、農地（沢部） 			
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・岬の海食崖 ・海食崖に立て並べられた竹材 ・カキ処理場 			

7	展望地点名	稲ヶ崎公園		市町名	東松島市
① 東方向	・ 大浜海水浴場、集落、漁港 				
② 北東方向	・ 月浜海水浴場、月浜の民宿群  				
③ 西方向	・ 七ヶ浜の煙突 ・ 波津々浦、メカル崎の海食崖 				
④ その他	・ 稲ヶ崎展望台 ・ 月浜漁港 ・ 月浜集落入口   				

8	展望地点名	扇 谷	市町名	松島町
①南東方向	・双観山（左）、要島（中央手前）、桂島の集落と漁港（遠景）			
				
	・桂島の集落、漁港			
				
②南南東方向	・馬放島（手前）、七ヶ浜町代ヶ崎浜（遠景）			
				
③その他	・達磨堂	・「絆の森」(松島町と社宮城県緑化推進委員会が共同で森林の保護管理をおこなっている)		
				

9	展望地点名	富 山		市町名	松島町
① 南方向	<p>・名籠、銭神の沿岸丘陵、手樽の農地</p> 				
② 南西方向	<p>・松島海岸背後の丘陵（遠景） ・海面の埋め立て（磯島） ・手樽の農地（手前）</p> <p>・西の浜の集落（右手） ・山腹のホテル（遠景）</p> 				
③ 西方向	<p>・高城の市街地（遠景）、元手樽の農地（手前）</p> 				
④ 南南西方向	<p>・桂島（左）、仙台火力発電所（遠景）、銭神の丘陵（手前）</p> 				
⑤ その他	<p>・手樽農村公園</p> <p>・展望台あすまや</p> <p>・富山観音堂、仁王門、鐘楼</p> 				

10	展望地点名	福浦島	市町名	松島町
①北西方向	・瑞巖寺、五大堂、西行戻しの松、ホテル、商業施設、ヨットハーバー、観光棧橋			
				
	・レストラン、瑞巖寺門前、五大堂、展望台			
				
	・長老坂沿いの商業施設（左奥）、ホテル、観覧亭、レストラン			
				
・ヨットハーバー、水族館、ホテル、観光棧橋				
				
・ホテル、西行戻しの松、ヨットハーバー				
				

10	展望地点名	福浦島	市町名	松島町
② 北東方向	<p>・磯崎の集落（遠景）、磯島（手前）、富山（奥）</p> 			
③ 北北東方向	<p>・磯崎のホテル群</p> 			
④ 北方向	<p>・普賢堂、東浜のホテル群</p> 			
⑤ 南南東方向	<p>・焼島（左）、徳浦島（右）、海面の養殖棚、桂島（遠景）</p> 			
⑥ その他	<p>・浪打浜駐車場、法面保護</p>  <p>・石貼の護岸</p>  <p>・西行戻しの松</p>  <p>・福浦島の展望台</p>  <p>・福浦島の公衆便所</p> 			

11	展望地点名	新富山	市町名	松島町
① 南東方向	<p>・ 海岸沿いのホテル、駐車場、田町の集落、双観山（右）</p> 			
② 南東方向	<p>・ 海岸部の丘陵、ホテル、福浦島（中景）、大高森（遠景）</p> 			
③ 東方向	<p>・ 農村公園（左）、磯島（手前）、銭神崎（右）、手樽の丘陵（奥）</p> 			
④ 東北東方向	<p>・ 高城の市街地、富山（遠景）</p> 			
⑥ その他	<p>・ 展望台</p> 			

12	展望地点名	西行戻しの松		市町名	松島町
①南東方向	<p>・焼島、福浦島、雄島（手前）、大高森、丸山、桂島、野々島（遠景）</p> 				
②北東方向	<p>・高城の集落、ホテル（手前）、富山（遠景）</p> 				
③北北東方向	<p>・瑞巖寺周辺の森林（手前右）、高城の市街地、丘陵の鉄塔</p> 				
④東方向	<p>・富山（遠景） ・松島海岸の商業地 ・犬田の集落（手前）</p> 				
⑤その他	<p>・展望所の公園 ・公園内のレストラン</p> 				

13	展望地点名	治祐ヶ森公園	市町名	松島町
①南東方向	<ul style="list-style-type: none"> ・野蒜、東名丸山、大高森（遠景） 		<ul style="list-style-type: none"> ・蛇島崎（海食崖） 	
				
②東方向	<ul style="list-style-type: none"> ・元手樽の農地 		<ul style="list-style-type: none"> ・磯崎の市街地 	
				
③東方向	<ul style="list-style-type: none"> ・富山に続く丘陵 		<ul style="list-style-type: none"> ・高城の市街地 	
				
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・展望台 			

14	展望地点名	多間山	市町名	七ヶ浜町
① 北方向	<p>・馬放島（左）、地藏島（右）、富山（遠景）</p> 			
② 北西方向	<p>・浜田湾の養殖景観と背後の丘陵</p> 			
③ 西南西方向	<p>・代ヶ崎浜の集落</p> 			
④ 東方向	<p>・仙台火力発電所</p> 			
⑤ その他	<p>・多間山毘沙門堂 ・展望広場 ・地藏島灯台</p> 			

15	展望地点名	君ヶ岡公園	市町名	七ヶ浜町
① 東 方 向	・ 富山（遠景）	・ 吉田浜上ノ台の集落	・ 桂島（遠景）	
② 東 方 向		・ 吉田花洲漁港	・ 花洲崎（右）	
③ 南 方 向		・ 新日本石油精製仙台製油所		
④ そ の 他	・ 配水所（指定地外）	・ 君ヶ岡公園展望台		

16	展望地点名 松島湾の遊覧船		
① 塩釜・利府方向	・塩釜港北岸（指定地外）	・利府の丘陵	・松島の丘陵
			
② 利府方向	・利府の丘陵	・浜田の集落	・海面の養殖棚
			
③ 七ヶ浜・浦戸方向	・馬放島（左）	・桂島（中央奥）	・地藏島（右）
			
④ 七ヶ浜方向	・多聞山（山頂に毘沙門堂）	・代ヶ崎の漁港、集落	
			

16	展望地点名	松島湾の遊覧船
⑤ 七ヶ浜方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田浜 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台火力発電所 ・ 多間山、代ヶ崎浜 
⑥ 七ヶ浜方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田浜の砂浜、集落 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 波多崎の海食崖 ・ 仙台火力発電所敷地の護岸 
⑦ 浦戸方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桂島南岸の砂浜、仁王島 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂浜、ペンション ・ 鉄塔 
⑧ 浦戸方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桂島南岸の砂浜 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マツ林 ・ 集落 

16	展望地点名	松島湾の遊覧船
⑨ 松島方向	・ 松島の丘陵	・ 松島海岸の商業地 
⑩ 松島方向	・ 松島の丘陵	・ 電波塔 ・ 小石浜の集落 
⑪ 松島方向	・ 島嶼（手前）	・ 富山（中央奥の丘陵） 
⑫ 松島方向		・ 松島海岸（ホテル（左）～東浜（右）） 

16	展望地点名 松島湾の遊覧船
⑬ 松島方向	<p>・松島海岸（雄島（左）～観瀾亭（右））</p> 
⑭ 松島方向	<p>・松島海岸（五大堂（左）～福浦島（右））</p> 
⑮ 松島方向	<p>・松島海岸の商業地（瑞巖寺門前）</p> 
⑯ 松島方向	<p>・松島海岸の商業地（福浦島周辺）</p> 

第3章 保存と管理

第1節 保存管理の基本方針

1 特別名勝松島を構成する要素の価値に応じた保存管理を図る

第2章で整理したように、特別名勝松島は地形、植生などの基本的な要素と生活や信仰などに係る付帯的な要素によって構成されている。基本的な要素は松島を特別名勝たらしめるかけがえのないものであり、付帯的な要素は景観に好影響を与えるという価値を有している。特別名勝松島の保存管理においては、それぞれの価値に応じた適切な保存を目指すことを基本方針とする。

構成要素の価値に応じた保存管理

自然の地形や植生などの基本的な要素は、現状を維持していくことを原則とする。これらは海水による侵食や植物の生長、地震等の災害等によって絶えず変化するものであるため、保存管理にあたってはそれらの変化を理解した上で良好な状態を維持していくことが必要となる。

基本的な要素の保存管理

付帯的な要素は人々の生活や文化の所産であり、生み出された時代の特色を反映し、松島の歴史性・地域性を物語っているという意味において貴重なものである。これらは、こうした価値を持ちながら松島の景観の保護及び形成に寄与しているものであるため、取扱いにあたっては、その価値を損なわないよう、それぞれの特性に応じた配慮が必要である。

付帯的な要素の保存管理

2 地域住民の生活・生業と調和のとれた保存管理を図る

松島の風致景観を保護するにあたっては、地域住民の文化財に対する理解と協力が不可欠である。そのためには、保存管理にあたって特別名勝としての風致景観の保護と地域住民の生活との調和を図ることが肝要である。したがって、現在の社会生活を営む上で必要な特別名勝松島の現状を変更する行為等の取扱いにあたっては、現状の維持を原則としながらも住民の基本的な生活・生業、安全の確保に配慮することが大切である。

住民生活との調和

3 活用を視野に入れた保存管理を図る

特別名勝松島の価値は、人々に鑑賞、利用されることによって高められ、またこのことは松島の保存に対する理解を深めることにもつながる。そこで、地域住民や来訪者が松島の自然的、人文的な景観を享受し、あわせて自然や歴史、文化に対する理解を深めることができるような活用を念頭におき、保存管理を図っていくものとする。

活用を視野に入れた保存管理

第2節 保存管理の方法

特別名勝松島については、地質・地形上の特性、現況の土地利用及び保護の必要度等を考慮して、特別、第1種～第3種及び海面の5つの保護地区に区分して保存管理をおこなってきた。この方法は現在でも景観保護にとって有効であるため、今回の改訂においてもこの保護地区区分に基づいて保存管理を図ることとする。

第1種保護地区及び第2種保護地区の細分の方法は本節末を参照。

その上で、第1種保護地区と第2種保護地区においては、それぞれの地域をきめ細かく保存管理するために、第1種保護地区を3地区に、第2種保護地区を2地区に小区分した。以下に、各地区の定義と概要を示す。



七ヶ浜町花洲浜岬崎（特別保護地区）

（1）特別保護地区

特別名勝松島の自然的・人文的景観が典型的に残っており、眺望の中心となる最も重要な地区である。ここには特別名勝松島の基本的な要素である地質・地形、植生が最も良好に存在し、また、瑞巖寺周辺など歴史的な景観を残す区域もある。

（2）第1種保護地区

特別保護地区に準じ、特別名勝松島の風致景観を保持する上で近景・遠景として大切な役割を果たしている地区である。これまでの人の手の加わり方、地区内の市街地の在り方などを総合的に判断して次の1A～1Cの3地区に小区分した。なお、これまで第1種保護地区内に設定していた「人家密集地」の考え方はとらないこととする。



東松島市宮戸月浜（丘陵は特別保護地区、砂浜は1A地区、住宅地は1B地区）

① 1A地区

第1種保護地区のうち、特別保護地区に隣接し、自然地形や植生等、基本的な要素が特に良好に残っている地区である。

② 1B地区

第1種保護地区のうち、宅地、農地等、人為的な土地利用がなされている地区である。集落や農地なども人文的な景観を構成する要素のひとつとなっている。

③ 1C地区

第1種保護地区のうち、既に市街地となっている地区である。自然的景観を背景に、これらと密接に関連して展開される市街地の景観を形成している。



松島町松島海岸（瑞巖寺境内林は特別保護地区、商業地は1C地区）

(3) 第2種保護地区

第1種保護地区に準ずる地区で、海上や展望地点からの主に遠景として大切な役割を果たしている地区である。基本的な要素の分布状況やこれまでの人の手の加わり方から次の2A、2Bの2地区に小区分した。

① 2A地区

第2種保護地区のうち、自然地形や植生等、基本的な要素が良好に分布する地区である。

② 2B地区

第2種保護地区のうち、市街地、宅地、農地、工業用地等、人為的な土地利用がなされている地区である。市街地や集落、農地なども人文的な景観を構成する要素のひとつとなっている。

(4) 第3種保護地区

既に宅地、商業地、農地等の人為的な土地利用がなされている地区で、特別名勝松島の景観に直接及ぼす影響は少ないものの、他の地区の植生等の自然環境を保持する上で大切な役割を果たしている地区である。

(5) 海面保護地区

松島の風致景観の特質ともなっているまとまりのある多島海の主要な構成要素であり、海上からの近景はもとより、陸上の展望地点からの遠景としても重要な地区である。



東松島市大塚新東名（丘陵は2A地区、住宅地は2B地区）



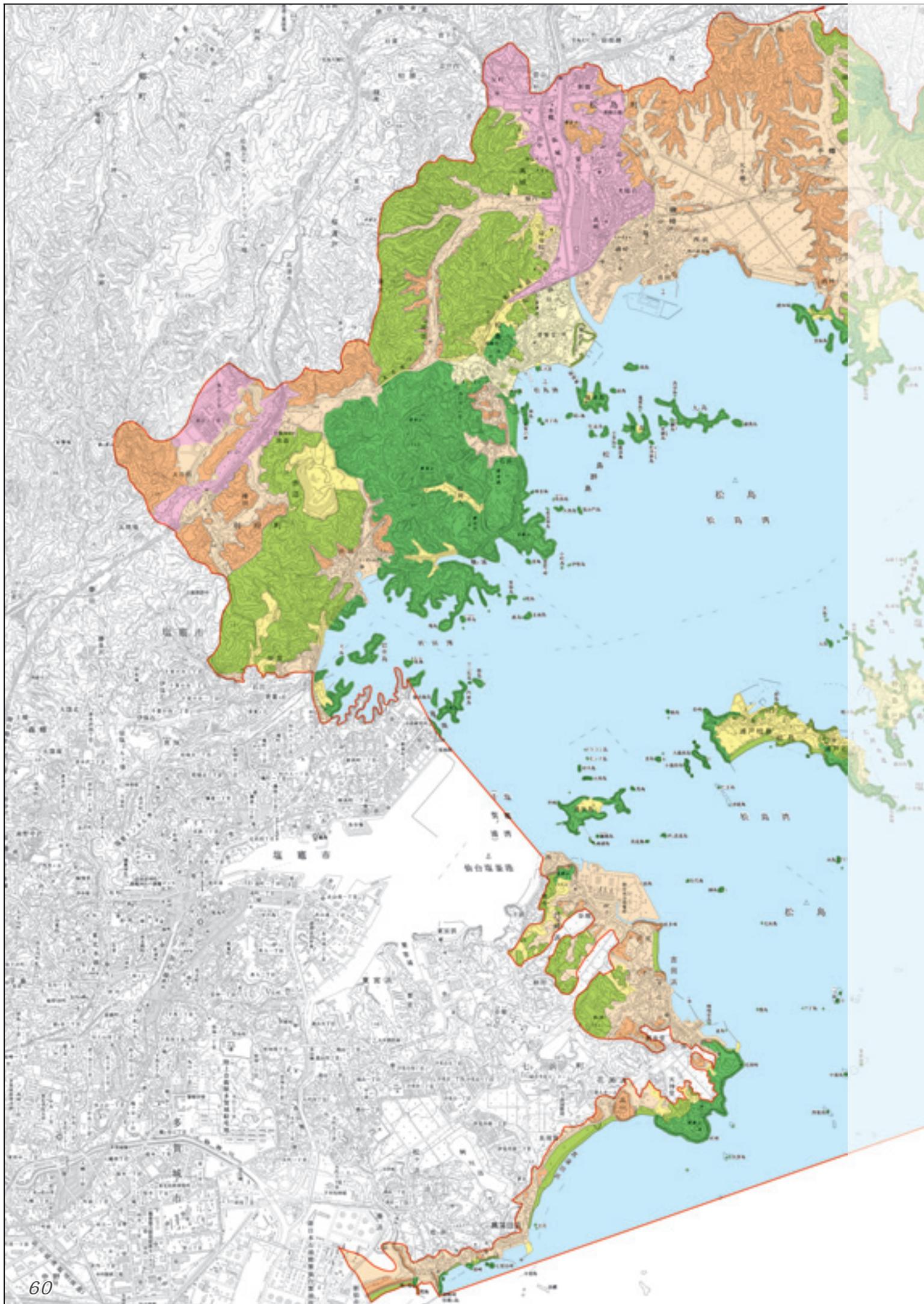
松島町高城（住宅地は第3種保護地区、遠景の丘陵は特別保護地区）



松島湾（海面保護地区）

保護地区区分 第1種、第2種保護地区の細分の方法

- ① 第1種、第2種保護地区の範囲は平成10年改訂の保存管理計画にしたがった。
- ② 1A地区、2A地区の設定にあたっては、砂浜、海食崖、マツ林及び自然植生等が分布する範囲を原則とした。その具体的な地区設定の方法は以下のとおりである。
 - (1) 海浜、海食崖の範囲は国土地理院発行の2万5千分の1地形図に砂浜、崖として表現されている範囲とした。（図3特別名勝松島地域の地形分類図及び展望地点位置図参照）
 - (2) マツ林及び自然植生等が分布する範囲は、5千分の1森林図GISデータ（宮城県農林水産部林業振興課提供）における森林の範囲を基本とし、現地調査に基づいて、一部2万5千分の1植生図GISデータ（環境省自然環境局生物多様性センター；図2特別名勝松島地域の植生図参照）で補った。
- ③ 1C地区の設定にあたっては、都市計画法における市街化区域を原則とした。
- ④ 上記②及び③以外を1B地区、2B地区とした。



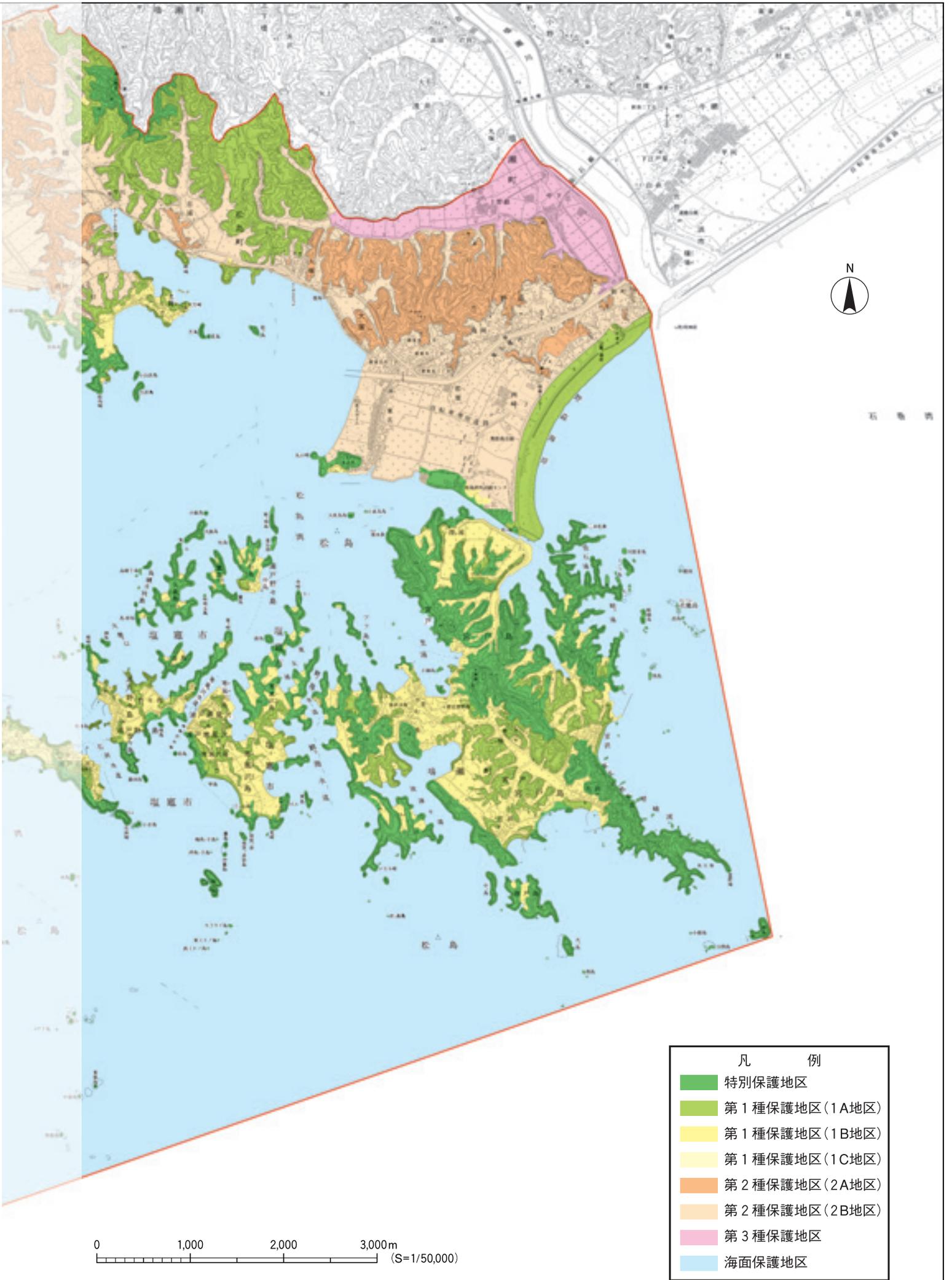
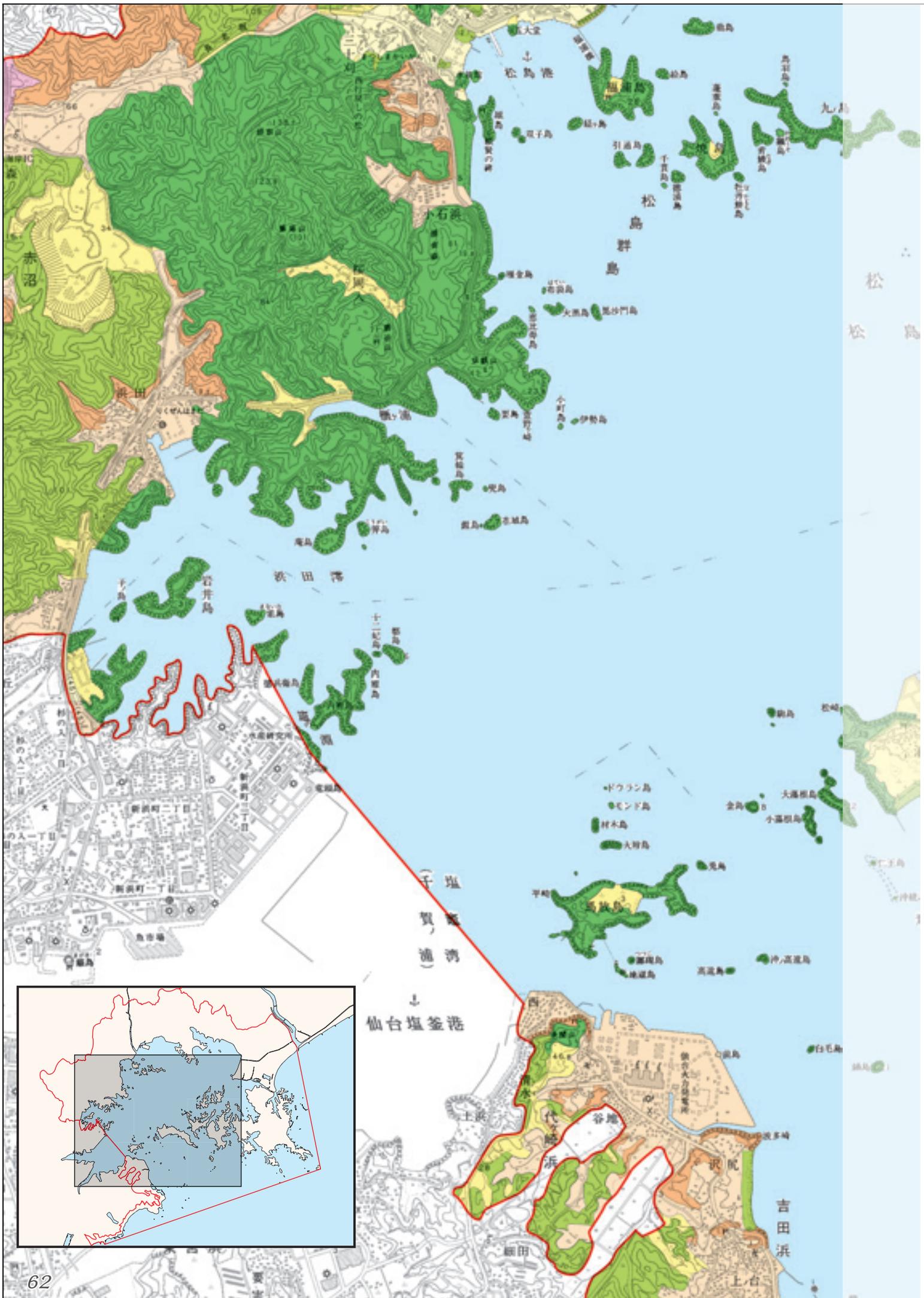
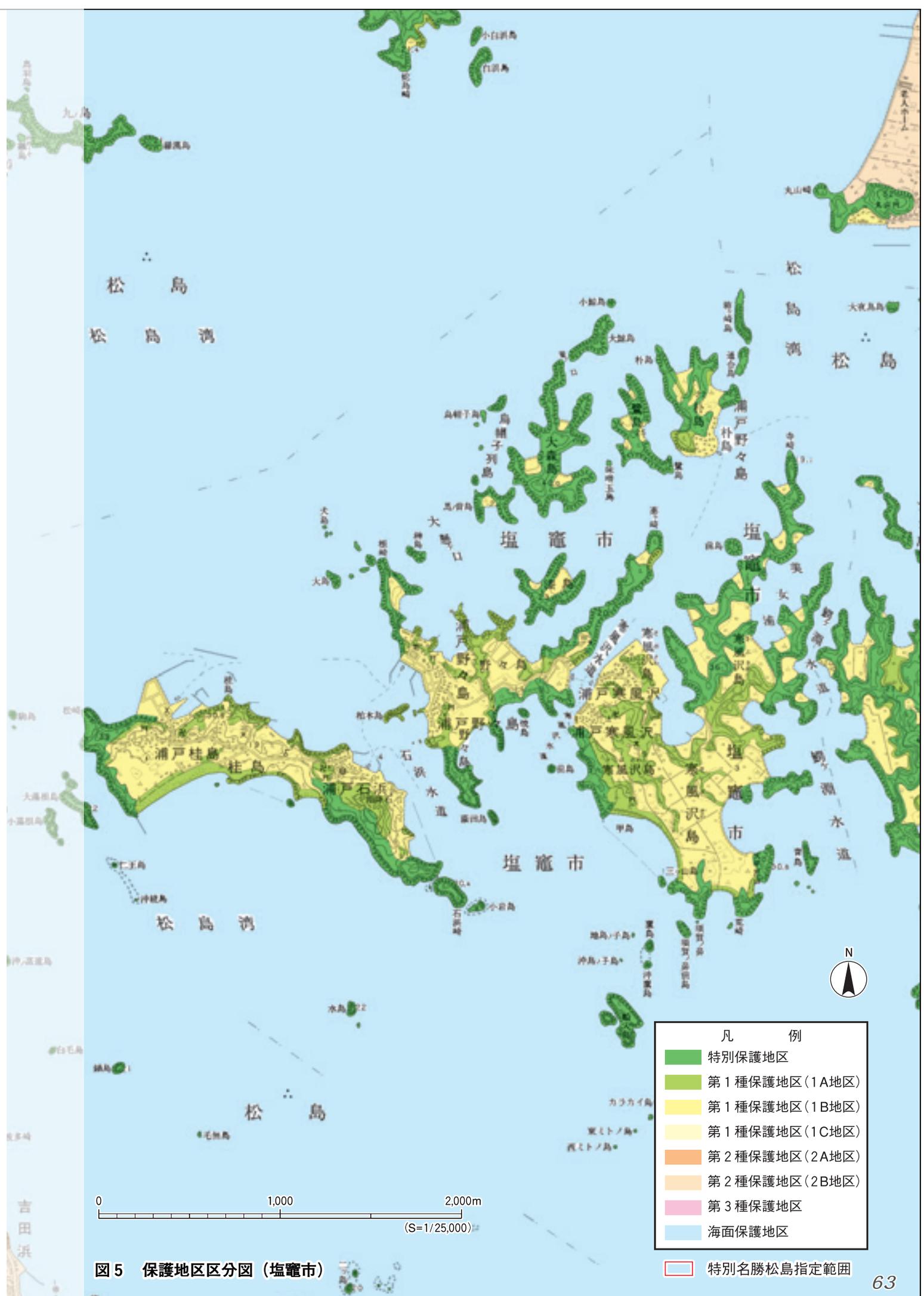


图 4 特別名勝松島保護地区区分图

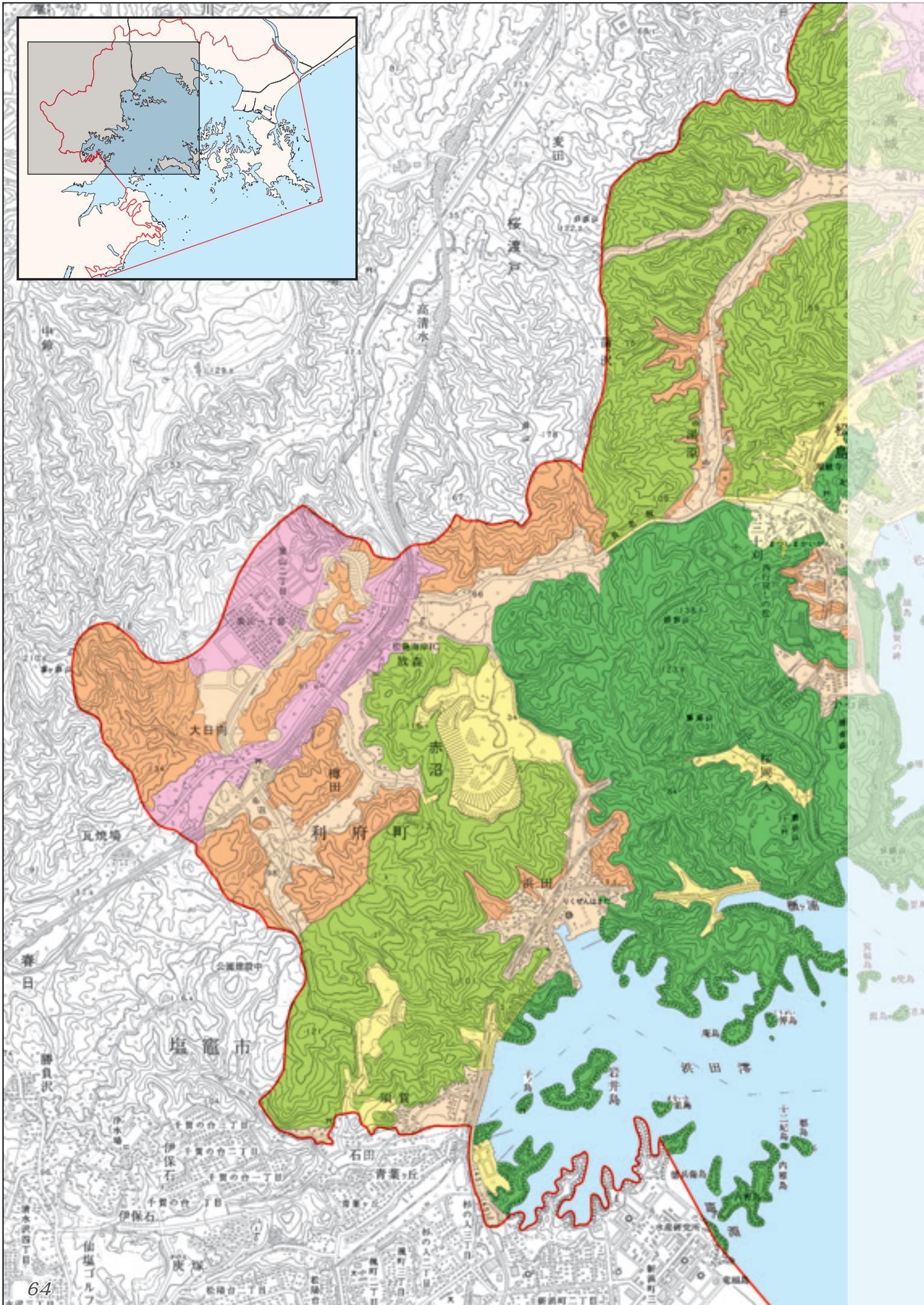
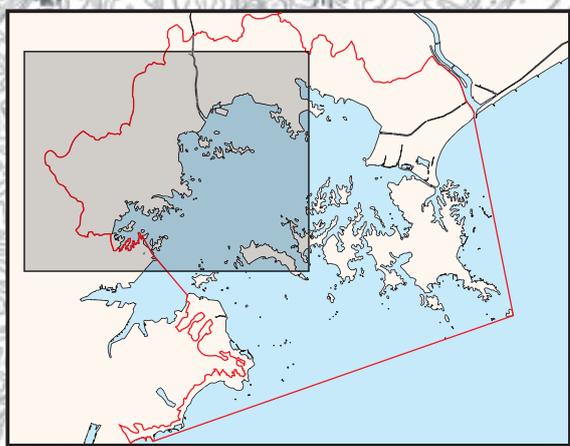




凡 例	
	特別保護地区
	第1種保護地区(1A地区)
	第1種保護地区(1B地区)
	第1種保護地区(1C地区)
	第2種保護地区(2A地区)
	第2種保護地区(2B地区)
	第3種保護地区
	海面保護地区

図5 保護地区区分図(塩竈市)

特別名勝松島指定範囲



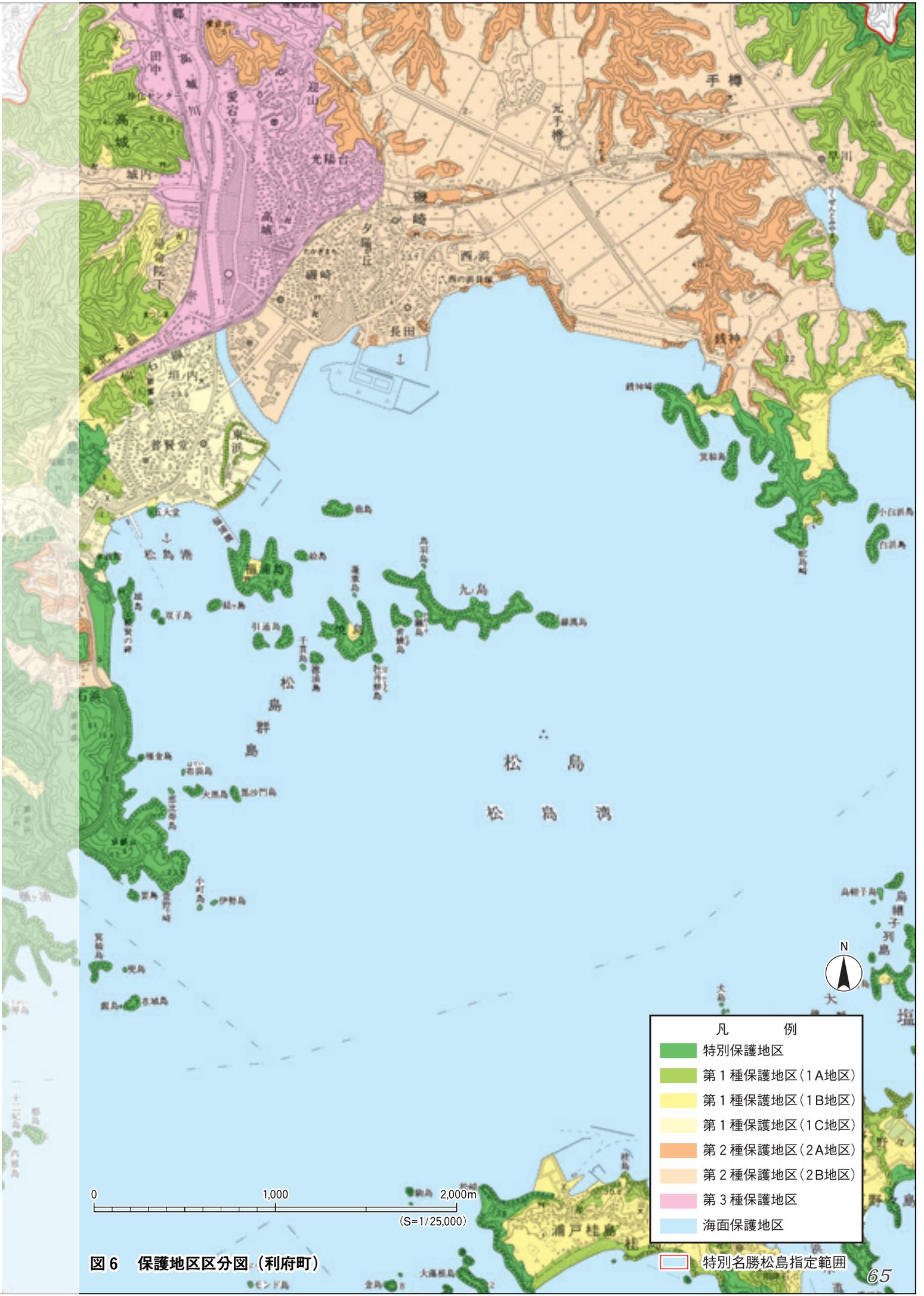
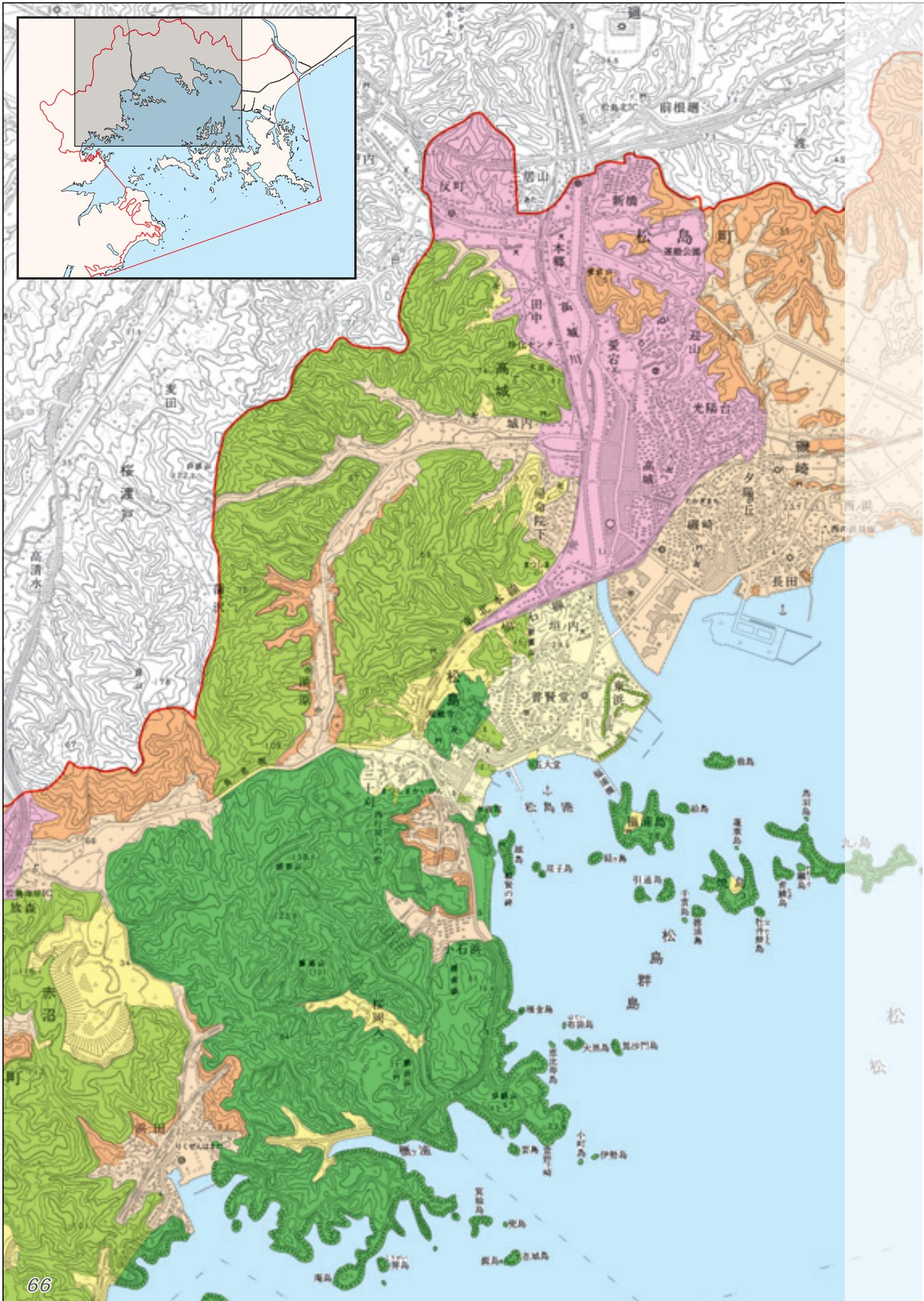
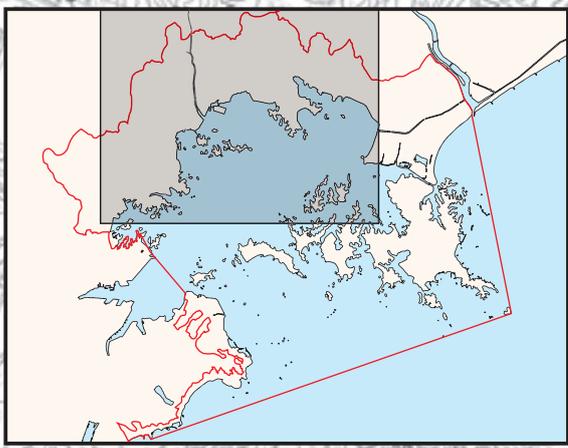
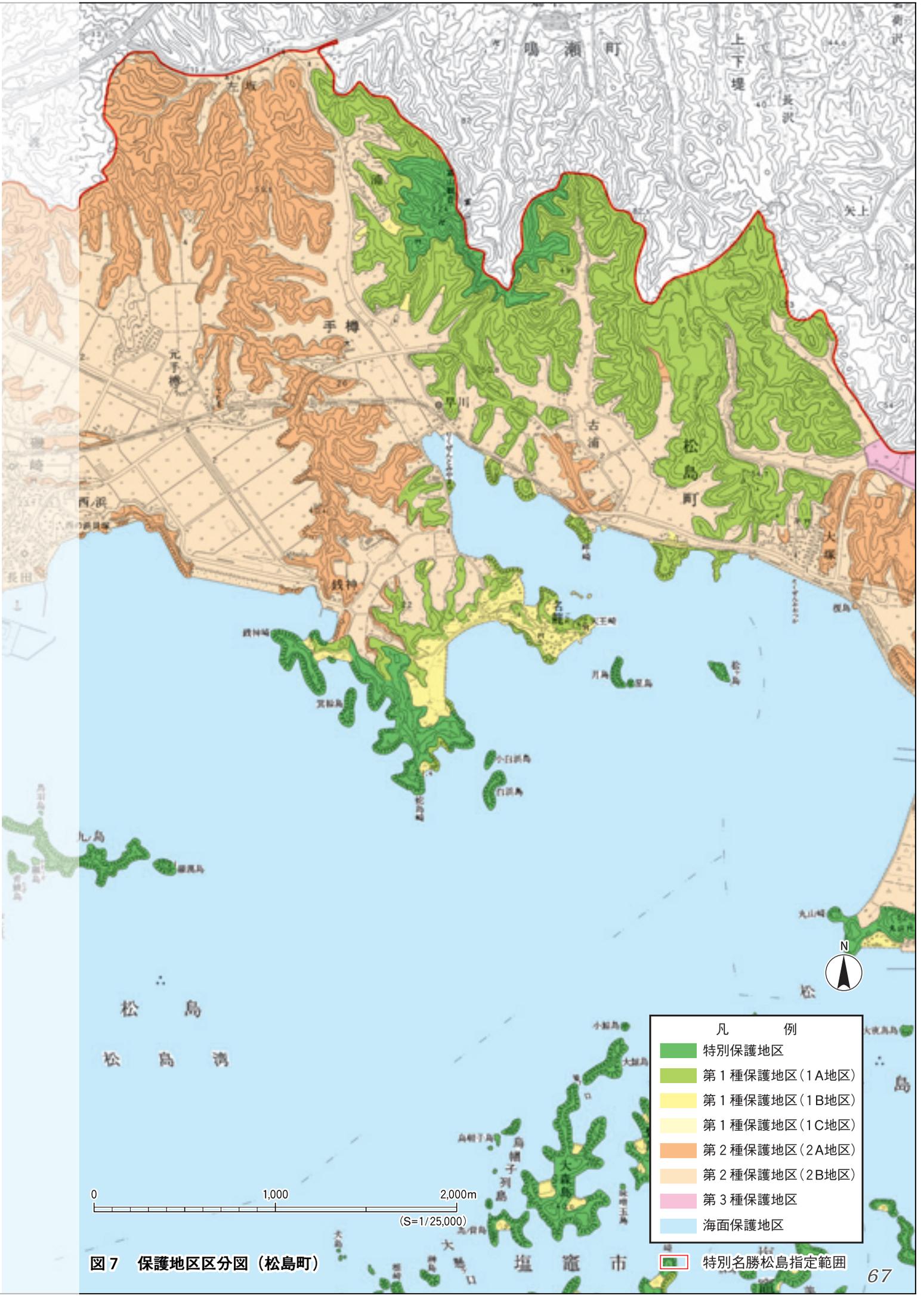


図6 保護地区区分図 (利府町)

- | 凡 例 | |
|--|---------------|
| | 特別保護地区 |
| | 第1種保護地区(1A地区) |
| | 第1種保護地区(1B地区) |
| | 第1種保護地区(1C地区) |
| | 第2種保護地区(2A地区) |
| | 第2種保護地区(2B地区) |
| | 第3種保護地区 |
| | 海面保護地区 |

特別名勝松島指定範囲



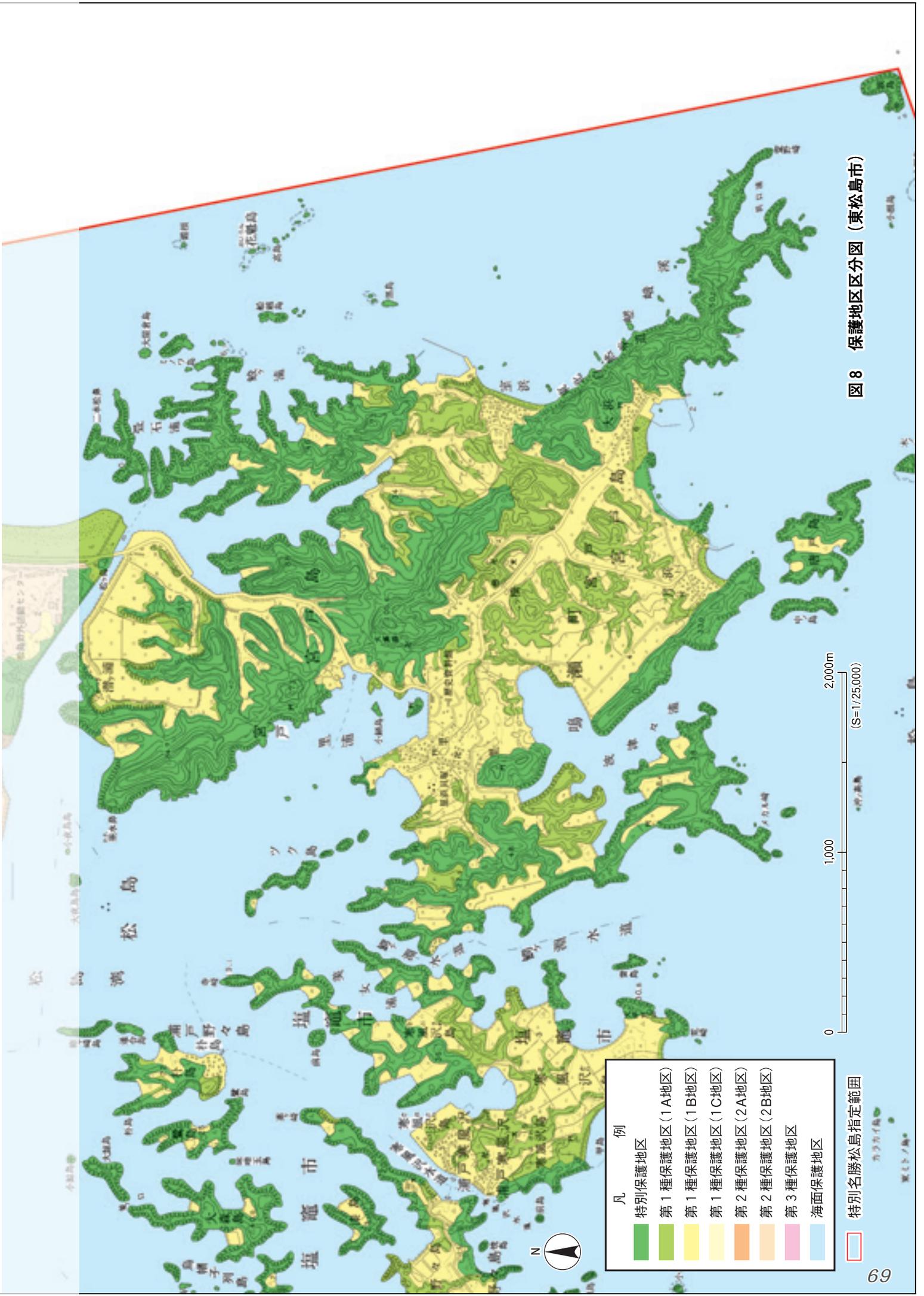


凡 例	
	特別保護地区
	第1種保護地区(1A地区)
	第1種保護地区(1B地区)
	第1種保護地区(1C地区)
	第2種保護地区(2A地区)
	第2種保護地区(2B地区)
	第3種保護地区
	海面保護地区

特別名勝松島指定範囲

図7 保護地区区分図(松島町)





- 凡 例
- 特別保護地区
 - 第1種保護地区(1A地区)
 - 第1種保護地区(1B地区)
 - 第1種保護地区(1C地区)
 - 第2種保護地区(2A地区)
 - 第2種保護地区(2B地区)
 - 第3種保護地区
 - 海面保護地区

特別名勝松島指定範囲

図8 保護地区区分図(東松島市)

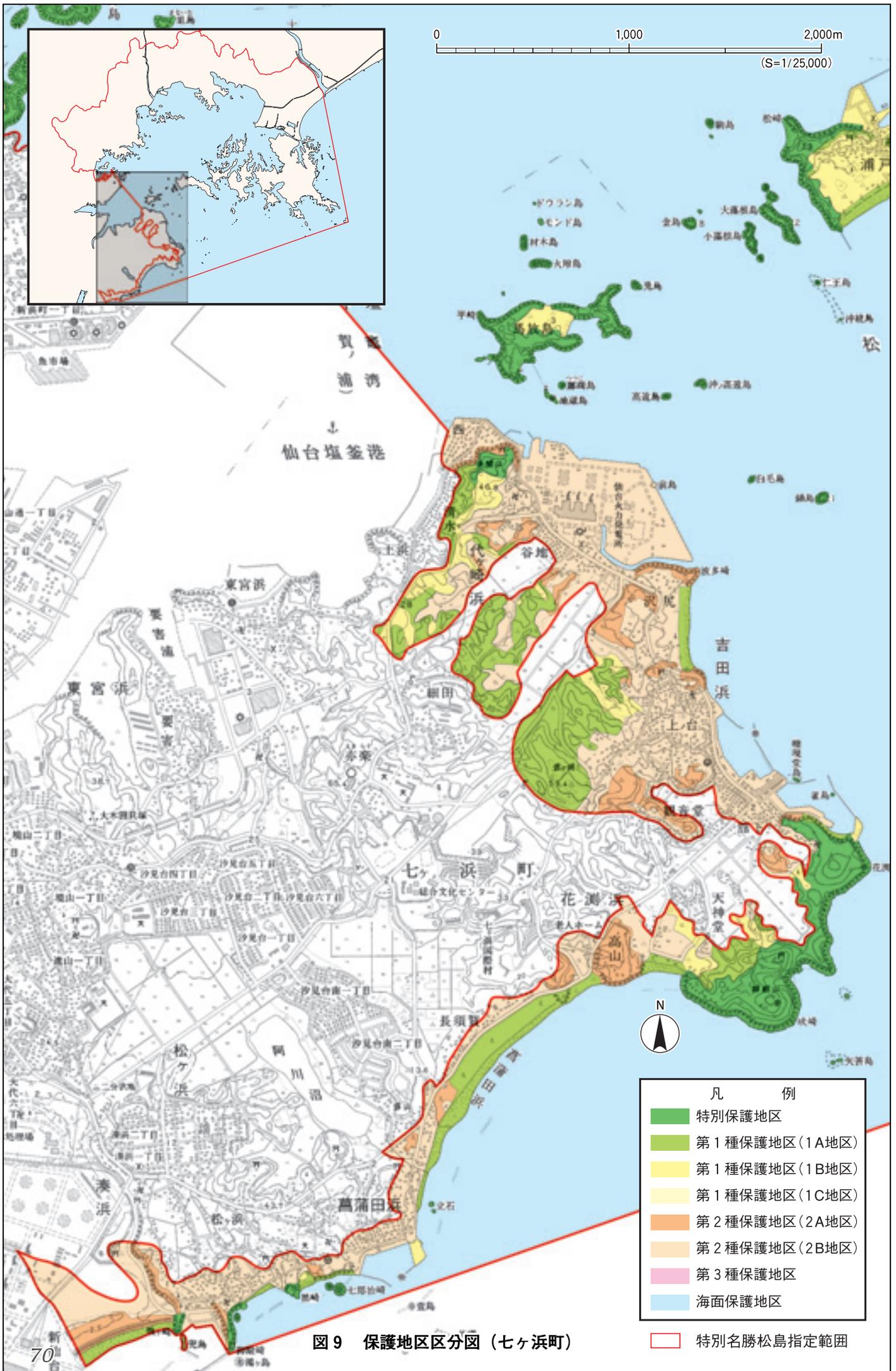


図9 保護地区区分図(七ヶ浜町)

第3節 現状変更等の取扱い

1 文化財保護法による現状変更等の制限

特別名勝松島の指定地内において、土地形質の改変、建築物、工作物の新增改築、木竹の伐採等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）をおこなう場合には、文化財保護法第125条の規定にしたがい文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、維持の措置については文化庁長官の許可は不要とされている。維持の措置の範囲は、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に規定されている。

特別名勝松島における現状変更等に際して許可申請が不要なもの具体例を参考資料2に示した。→P.88

●文化財保護法

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

●特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（維持の措置の範囲）

第4条 法第125条第1項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

2 現状変更等の取扱指針

特別名勝松島の価値を適切に保存管理する上で、現状変更等の取扱いに係る指針を以下のとおり定める。

(1) 基本指針

特別名勝松島の指定地内における現状変更等に対する基本的な取扱指針は以下のとおりである。

- 〈1〉いかなる現状変更等であっても、その程度が必要最小限になるように配慮されており、特別名勝松島の保存に著しく支障をきたすものではないものとする。
- 〈2〉現状変更等の行為のうち、特別名勝松島の保存、活用を目的とするもの、人命等の安全確保等のために必要不可欠なもの及び学術的調査研究に伴うものは、位置が当該地以外ではその用をなさず、形態、意匠等が風致景観に配慮されたものに限り認める。
- 〈3〉自然公園法、森林法、都市計画法など関係する各法令との調整を図るものとする。
- 〈4〉関係者の所有権、鉱業権、その他の財産権に係るものについては、関係者との調整を図るものとする。
- 〈5〉本保存管理計画に定めのない事項については、関係者との協議のうえ個別に判断することとする。

(2) 保護地区ごとの取扱指針

本章第2節（保存管理の方法）で設定した保護地区ごとの現状変更等の行為に対する取扱指針は以下のとおりである。

① 特別保護地区、第1種保護地区、第2種保護地区、第3種保護地区

表5→P.74

本計画において「新築及び改築等」は以下の行為をいう。

新築：これまで建築物等が建っていない位置に新たに建築物等を建てること。

増築：既存の建築物等に付け加えて建てること。

改築：既存の建築物等の一部を取り壊し、新しく建て直すこと。

建替：既存の建築物等を全部撤去し、同一用途のものを再び同位置に建てること。

1) 建築物の新築及び改築等

保護地区ごとの建築物の新築及び改築等に係る現状変更は表5にしたがって取り扱うこととする。

2) 建築物以外の工作物の新築及び改築等

特別保護地区において、鉄塔、電柱、擁壁、看板等の工作物の新築は原則として認めない。既存施設については、その位置が当該地以外では用をなさず、景観に与える影響が軽微なものは改築等を認める。

第1種、第2種保護地区において、工作物の新築及び改築等は、生活

上必要不可欠なものについては認める。

なお、特別、第1種、第2種保護地区における工作物の新築及び改築等は、設置位置、形態、意匠に関して主要な展望地点からの景観シミュレーション等により十分な検討をおこない、景観に与える影響が軽微であることが確認されたものに限る。

第3種保護地区においては、特別名勝松島の保存に大きく支障をきたすもの以外は認める。

公共事業等に係る工作物の新築及び改築等に関しては、本節「3 公共事業等の取扱い」にも留意することとする。

「3 公共事業等の取扱い」→P.76

3) 土地の造成

地形の改変を伴う造成は原則として認めない。ただし、既に宅地や農地などとして利用されている範囲内において、住民の生活、生業に係る造成は認める。

4) 木竹の伐採等

- 〈1〉基本的な要素であるマツ林及びその他の自然植生においては、原則として木竹の伐採は認めない。ただし、①マツ林及び落葉広葉樹二次林において植生環境を維持する場合、②安全確保の措置をおこなう場合、③特別名勝の保存と活用を目的とする場合、については認める。
- 〈2〉人工林において林業施業等により伐採する場合、伐採したものと同量の植栽をおこなうこととする。
- 〈3〉新たに植栽をおこなう場合には、周囲の植生や景観と調和した樹種とすることとする。

「基本的な要素であるマツ林及びその他の自然植生」については、「第2章第2節 1 特別名勝松島の基本的な要素(2)植生」の項を参照→P.10

② 海面保護地区

- 〈1〉人命及び船舶の航行の安全を確保するための必要最小限の工作物以外の現状変更は原則として認めない。
- 〈2〉海底の浚渫については岩盤の掘削を伴う現状変更は原則として認めない。
- 〈3〉海面の埋立は原則として認めない。
- 〈4〉養殖棚等の生業に係る施設の設置等は認める。

表5 建築物の現状変更の取扱指針

区分	取扱指針		
特別保護地区	建築物の新築は認めない。既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める場合がある。		
	意匠	外観等は、特に周囲の風致景観と調和させること。	
	高さ	既存規模を超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。	
	建築面積	既存規模を超えないこと。	
第1種保護地区	1 A	建築物の新築は認めない。既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させること。
		高さ	既存規模を超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	既存規模を超えないように努めること。
	1 B	農林漁業用住宅、農林漁業用施設、分家住宅、民宿、住民が営む日常生活店舗等の新築及び既存建築物の改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させること。
		高さ	既存規模もしくは10mを超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	専用户建住宅については、120㎡を超えないように努めること。農林漁業用施設、民宿、住民が営む日常生活店舗等の生業に係る建築物については、1 B地区内にある同一用途の建築物の規模を超えないように努めること。その他の建築物については個別に判断される。上記のいずれの取扱いにおいても、住民生活は配慮される。
	1 C	建築物の新築、改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させること。
		高さ	既存規模もしくは10m（場所によって13m又は15m；図10）を超えないこと。かつ主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	専用户建住宅については、120㎡を超えないように努めること。その他の建築物については、1 C地区内にある同一用途の建築物の規模を超えないように努めること。上記のいずれの取扱いにおいても、住民生活は配慮される。
第2種保護地区	2 A	建築物の新築、改築等は、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させるように努めること。
		高さ	既存規模もしくは10mを超えないこと。かつ、主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	2 A地区内で同一用途の既存の建築物の規模を大きく超えないように努めること。
	2 B	建築物の新築、改築等は、特別名勝松島の保存に支障をきたすもの以外は認める。	
		意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させるように努めること。
		高さ	既存規模もしくは10m（場所によって15m；図10）を超えないこと。かつ、主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。
		建築面積	2 B地区内で同一用途の既存の建築物の規模を大きく超えないように努めること。
第3種保護地区	建築物の新築、改築等は、特別名勝松島の保存に大きく支障をきたすもの以外は認める。		
	意匠	外観等は、周囲の風致景観と調和させるように留意すること。	
	高さ	主要な展望地点から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望の確保に努めること。	
	建築面積	特に制限をしないが、必要な規模にとどめること。	

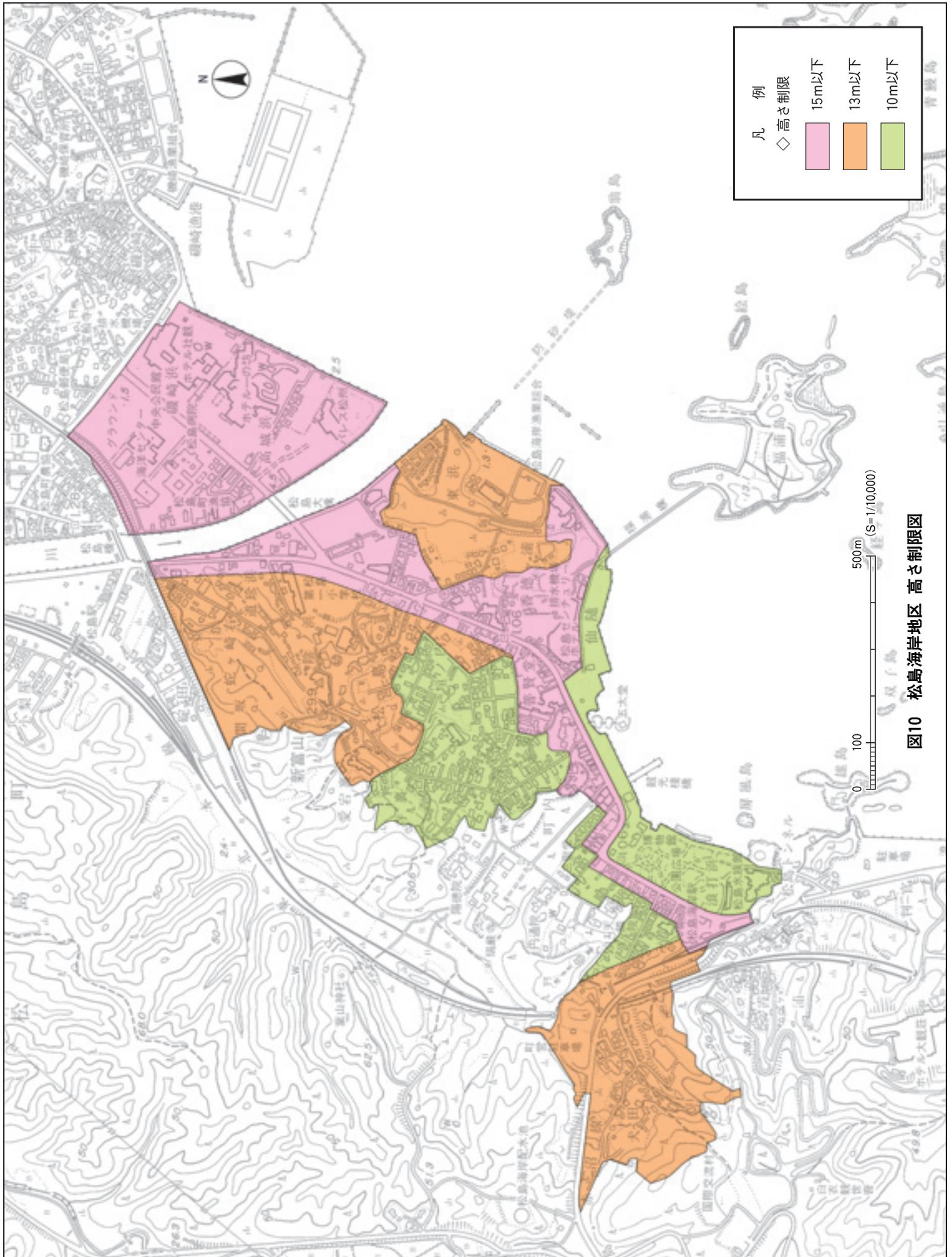


図10 松島海岸地区 高さ制限図

3 公共事業等の取扱い

(1) 全体計画の必要性

公共事業等に求められる特別名勝松島の風致景観への配慮

公共・公益事業については、概して事業規模が大きく広範囲に及ぶものであり、ひとつの事業で整備される施設・設備が多岐にわたるものもみられる。そのような事業が特別名勝松島の指定地内で適正かつ円滑に実施されるためには、事業の全体計画の策定段階で特別名勝松島の風致景観に及ぼす影響がより軽微なものとなるよう配慮されることが必要である。さらに、より包括的な観点から、都市計画等、まちづくりに関する計画の策定段階でおこなわれることが効果的である。

(2) 全体計画作成のプロセス

担当部局との協議会等の開催

全体計画の作成にあたっては、市町教育委員会、県教育委員会及び文化庁との調整を図るものとする。その際には後述の「(3)計画作成における留意事項」に留意し、事業の基本構想や基本計画を立案する段階において、教育委員会と事業を担当する部局とが適宜、連絡協議会等を開催することが望ましい。

全体計画の内容

全体計画には、事業の必要性、位置、規模、形態等の基本的事項のほか、将来的な地域への影響、特別名勝松島の基本的な要素、付帯的な要素及び主要な展望地点からの風致景観への影響についての検討結果を示すものとする。

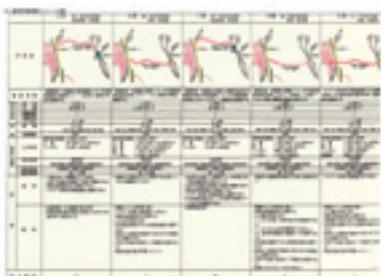
なお、全体計画を変更する必要がある場合には、変更する計画について再度同様の手順で作成するものとする。

(3) 計画作成における留意事項

「2. 現状変更等の取扱指針」→P.72

全体計画の作成にあたっては、以下に示す事業ごとの計画作成における留意事項にしたがうものとし、個別の現状変更行為に対しては、本節「2 現状変更等の取扱指針」にしたがって取り扱うこととする。

① 道路



都市計画道路のルート比較検討案

路線の選定にあたっては、特に主要な展望地点からの景観を損なうことのないよう配慮し、地形や植生の改変は極力避けること。また、道路整備により沿道の開発や、さらなる道路整備が誘発されることも踏まえ、将来的な見地から松島の風致景観へ与える影響について検討すること。

② 鉄塔、電柱、携帯電話基地局、各種アンテナ等

設置場所、ルートについては、特に主要な展望地点からの風致景観を損なうことのないよう配慮し、高さ、設置数が共に最小限となる箇所を精査すること。また、既存設備との統廃合、地中化についても検討すること。

個人住宅への引込柱など単発的なものについては、全体計画は必要ないものとする。

なお、電柱等の形態・意匠については、既製品の採用にこだわらず、特別名勝松島の風致景観に配慮した仕様とすることが望ましい。

③ 港湾・漁港、水産施設

港湾、漁港は、多様な施設の集合体としてひとつの景観を形成するものであることから、諸施設の配置場所の選定や、個々の施設の形態、意匠については、特に主要な展望地点からの景観に配慮して計画することが望まれる。

防波堤等の天端高は、安全性に影響のない範囲で可能な限り低く抑え、構造、素材については、周辺の景観との調和に努めること。

④ 河川・海岸保全

砂浜や海食崖など自然の状態が保持されている海岸線の改変は避けること。また、沿岸施設については、長大で直線的な施設を避け、可能な限り海岸線に合わせた曲線的な整備に努めること。

護岸、消波堤等の構造物は、安全性に影響のない範囲で最小限の規模に抑え、植栽等により背後地との景観の調和に努めること。また、構造、素材については、周辺の景観との調和に努め、単調な平滑面が極力少なくなるよう努めること。

⑤ 法面保護、擁壁

地形にあわせた勾配を原則とし、切土は最小限に留めること。

法面処理は緑化を原則とし、構造、素材については、安全性に影響のない範囲で周囲の景観との調和に努めること。また、特に主要な展望地点からの景観に配慮し、長大な単一勾配の法面とならないよう工夫すること。

擁壁設置にあたっては、安全性に影響のない範囲で可能な限り小規模となるよう努め、特に主要な展望地点からの景観に配慮すること。



環境配慮護岸工事の概要説明板



ウォーキングトレイル計画

⑥ 公園緑地

整備目的、位置、規模等についての必然性について整理し、特に主要な展望地点からの景観を損なうことのないよう配慮すること。また、意匠については周辺の景観や植生との調和に努め、遊具等の工作物や駐車場は、配置の工夫や植栽等により外部からの見え方に配慮すること。



仙台火力発電所の再整備計画

⑦ 公共建築物

公共建築物については、地域生活と密接に関わり、地域を代表する建築物となるため、形態、意匠については先導的な役割を果たすよう努めること。

設置位置は、特に主要な展望地点からの景観を損なうことのないよう配慮し、構造、素材、意匠については、周囲の景観と調和するよう配慮すること。また、建物の周囲には可能な限り植栽をおこない、外部からの見え方に配慮すること。

⑧ 区画整理

区画整理にあたっては、地形や植生の改変を避け、範囲については必要最小限に抑えること。

⑨ 農地、森林整備

農地や森林については、現状を維持することが松島の保存にとって有効であるため、整備規模は最小限に抑えるよう努めること。

農地整備にあたっては、丘陵部を避け、また地形や植生の改変については原則として避けること。

森林整備にあたっては、整備対象となる森林の形成過程を踏まえ、急激な植生の改変を避けること。



森林計画に伴う自然環境調査

第4節 景観配慮の考え方

ここでは、特別名勝松島の現状変更等で設置等が想定される諸施設の意匠等について、景観配慮の具体的な考え方を例示する。

ここに示したものは、あくまでも景観に配慮するための参考例であり、現状変更等の許可の基準を示すものではない。実際の現状変更等の計画、設計にあたっては、この項目を参考にしながらも、この例に限らず、特別名勝松島の風致景観と調和させるためのさらなる検討、工夫が望まれる。

(1) 住宅の参考例

屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋）で、適当な軒の出を有するもの。 ・ 屋根勾配を4～5寸程度としたもの。 ・ 和瓦葺もしくは金属板等の一文字葺きのもの。 ・ 彩度・明度の低い黒、灰色、濃茶系色等の色彩のもの。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和風建築の様式を継承した構造、形態、意匠のもの。 ・ 外壁、建具等は自然素材を用いたもの。 ・ 各層ごとに軒、庇を付けたもの。 ・ 壁面を広大な単一面とならないように分節したもの。 ・ 彩度・明度の低い灰色、濃茶系色、暗い黄土色等の色彩のもの（自然素材を用いたものは除く）。
敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内への植栽（在来種）。 ・ 敷地外周への生垣（在来種）や木塀の設置。

(2) 住宅以外の建築物の参考例

屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根（切妻、寄棟、入母屋）で、適当な軒の出を有するもの。 ・ 屋根勾配を4～5寸程度としたもの。 ・ 和瓦葺もしくは金属板等の一文字葺きのもの。 ・ 広大な単一面とならないように分節したもの。 ・ 彩度・明度の低い黒、灰色、濃茶系色等の色彩のもの。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面を広大な単一面とならないように分節したもの。 ・ 各層ごとに軒、庇を付けたもの。 ・ 外壁、建具等は自然素材を用いたもの。 ・ 屋外設備の位置は、主要な展望地点から見えないよう配置を工夫したもの。 ・ 彩度・明度の低い灰色、濃茶系色、暗い黄土色等の色彩のもの（自然素材を用いたものは除く）。
敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な展望地点から見た場合に、建物の規模が小さく見えるよう配置や向きを工夫したもの。 ・ 敷地内に植栽（在来種）を施したもの。 ・ 敷地外周に生垣（在来種）や木塀を設置したもの。

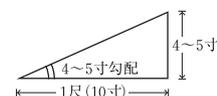
(3) 道路付帯施設の参考例

標識、照明、ガードレール、転落防止柵等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濃茶系色等に色彩を統一したもの。 ・ 照明、標識等を既設の施設に共架したもの。 ・ 街路樹を植栽（松または在来種）したもの。
---------------------	--

様々な分野で良好な景観形成を目的とした各種ガイドラインが策定されており、全体計画や形態・意匠、材料選定の参考になる。→P.84

風致景観との調和を検討するためには、第2章第3節を参考にして、主要な展望地点からの遠景、中景、近景での見え方をシミュレーションすることが有効である。→P.36～56

4～5寸程度の屋根勾配とは、1尺（10寸）の長さの底辺に対して、垂辺の長さが4～5寸となる勾配をいう。



低層で周辺の樹木と調和のとれた建築物（松島町）



和風の外観をもつ交番（松島町）



自然石を用いた道路舗装（松島町）



緑化された法粹工法（松島町）

(4) 電柱、鉄塔等の参考例

電柱	・色彩を濃茶系色としたもの。
地上機器	・色彩を濃茶系色としたもの。 ・植栽などで目隠しを施したもの。
送電鉄塔	・ポール型鉄塔等を採用したもの。 ・光沢を抑え、濃茶系色に着色したもの。 ・鉄塔基部周辺に植栽（在来種）を施したもの。

(5) 擁壁、法面保護の参考例

ラウンディングとは、盛土や切土で法面頂部を法肩部へ丸みをつけてすり付けることをいう。



擁壁	・高さを抑制したもの。 ・自然素材を使用したもの、または表面処理を施したもの。 ・ツタ類等（在来種）により表面を緑化したもの。 ・擁壁の前面に植栽（在来種）を施したもの。
法面保護	・ラウンディング等により周辺の地形との連続性を持たせたもの。 ・在来種により表面緑化を施したもの。 ・コンクリート材料を使用する場合、深緑色や濃茶系色等、周辺環境にあわせた着色を施したもの。



自然石を用いた堤防（東松島市）

(6) 護岸、岸壁、突堤、消波堤等の参考例

護岸・岸壁	・構造材、化粧材に自然石等を使用したもの。 ・周辺に植栽を施したもの。
堤防・突堤	・緩傾斜護岸や潜堤、人工リーフなど形態等を工夫し、各施設の線形が自然曲線となるよう工夫したもの。 ・自然素材を使用したもの、または表面処理を施したもの。
消波ブロック等	・自然石、もしくは自然石を利用した製品を使用したもの。 ・コンクリート2次製品を使用する場合、単調な形態とならないよう製品選択や工法を工夫したもの。



自然素材を用いた駅名標（松島町）

(7) 標識・サイン、碑・像等の参考例

標識・サイン類	・自然素材を活用したもの。 ・形態、意匠、素材及び色彩等に指定地内で統一性を持たせたもの。 ・アクセントカラーとして彩度や明度の高い色を使用する場合、サイン全体に占める割合を小さく抑えたもの。
碑・像	・散在しないように設置位置を選定したもの。 ・周囲に植栽等で目隠しを施したもの。

(8) その他諸施設の参考例



景観に配慮した歩道、柵、護岸の整備例（東松島市）

駐車場	・外周に植栽等で目隠しを施したもの。 ・舗装に自然素材や落ち着いた色彩を採用したもの。
自動販売機	・落ち着いた色彩にするなどし、指定地内で統一性を持たせたもの。 ・木製格子などで修景措置をしたもの。
遊歩道	・舗装する場合は自然素材を活用したもの。(石敷き、ウッドチップなど) ・手すり等の付帯施設は自然素材を活用したもの。また、金属製とする場合は光沢のないもので、濃茶系色等自然と調和した色彩のもの。

第4章 活用と整備

保存管理の基本方針のひとつに、人々が松島の風致景観を享受し、あわせて自然や歴史、文化に対する理解を深めることができるような活用を念頭におき、保存管理をおこなうことを掲げた。ここでは特別名勝松島の活用の在り方と、そのための整備に係る基本的な考え方を示す。

「第3章第1節 保存管理の基本方針」
→P.57

1 特別名勝松島の活用の在り方

文化財は適切に保存するだけでなく、積極的な公開と活用を図ることによってはじめて国民生活に資することができる。特別名勝松島においては、多くの人々がその美しい景観を観賞し、松島の歴史や文化に直接触れることが第一義的な活用であると考えられる。このことによってこそ特別名勝松島の価値が真に理解され、さらにはこれを次世代に継承していこうとする意識が育まれることとなる。適切な活用の在り方は松島の風致景観の保存にとっても有効であり、積極的に推し進められるべきである。

美しい景観の観賞と歴史・文化の体感

また、特別名勝としての直接的な観点からだけでなく、松島の里山や里海の親しみやすい自然環境を主眼においた活用も進みつつある。昨今、自然との触れあいが求められ、教育の場における自然環境の観察会、森林を利用したハイキング、海浜を利用した海水浴、都市住民による地域の自然と文化及び人々との交流を目的としたグリーン・ツーリズムなどが盛んになっているが、これらは松島の理解を進める上でも歓迎すべきことである。

教育の場における活用

自然環境を主眼においた活用

さらに、松島に暮らす人々が自らの地域に固有の景観や歴史・文化を再認識し、その特性を活かしたまちづくりをおこなうことも、特別名勝松島の景観をより良くすることに繋がると考えられる。すなわち、特色ある地域の創出は、松島の価値を高めるものと言える。

松島の特性を活かしたまちづくり

2 活用のための整備に係る基本的な考え方

以上のように、松島の活用は多岐にわたることが考えられ、これらを十分なものとするためには適切な整備が必要となる。たとえば展望地点における整備、観光客の安全確保や利便性向上のための整備、まちづくりにおける各種の整備など、多様な整備が想定される。特に展望地点については風致景観を観賞するにふさわしい場とするために、その整備を適切な手法及び材料選択の下に進める必要がある。

展望地点などの整備

活用のための整備を実施するにあたっては、本保存管理計画の趣旨を踏まえ、松島本来の価値を損なうことのないように、地域住民の理解と協力を得ながら計画的におこなうことが求められる。

地域住民の理解と協力

計画的な整備の必要性

第5章 今後にむけて

1 情報発信と保存管理

第2章 特別名勝松島の価値→P.4

第3章 保存と管理→P.57

情報の発信

本保存管理計画では、特別名勝松島の構成を示し、これを適切に保存管理していくための方法を策定した。今後、この保存管理計画を十分なものにするために、特別名勝松島の価値と保存の必要性を広く一般に理解してもらうよう努める必要がある。それには文化財保護の立場から松島の価値に関する情報を広く発信していくことが重要である。

様々な立場の人々との議論

また、行政のみならず住民や民間団体など様々な立場の人々と、特別名勝松島における自然保護・都市計画・観光・地域振興などの在り方について議論を重ねることも大切である。たとえば、関係市町が景観計画を策定する際に、松島の風致景観の保存に十分配慮した新たな景観形成を模索することなどは、特別名勝松島の保存管理の在り方を考える上でも有効である。

2 連絡協議会等の設置

担当者の連絡協議会の開催

現状変更等に対して適切に事務を取り扱うためには、県の教育委員会のみならず、申請者と直接対応することとなる市町の教育委員会も含めて現状変更等に関する事例を共有化し、問題点を整理しておくことが有効である。そのために、今後、県と関係市町の担当者による連絡協議会を設置し、定期的に開催する必要がある。

専門家等による検討会の開催

また、担当者による連絡協議会で整理された諸問題や、松島のあるべき将来像などについて大局的な立場から検討するために、様々な分野の専門家等による議論の場を設けることも必要である。

3 権限移譲

文化財保護法施行令第5条第4項第1号
→P.111

現状変更等の許可のうち県・市教育委員会
が処理する事務→P.89

現状変更等の許可に係る権限は文化庁長官にあるが、文化財保護法施行令に基づいて都道府県又は市の教育委員会に移譲されている事項がある。さらに、県または市の申し出に係るもので文化庁長官が指定した場合には、より広範囲の権限移譲を受けることができる。

県に移譲された権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第55条の規定に基づき、県が定める条例により市町村が処理することができることになっている。

管理のための計画の策定にあたっての留意事項は、文化庁文化財部記念物課(2005)にまとめられている。

特別名勝松島は、他の史跡等に比べて年間の現状変更の件数が多いことから、事務処理の迅速化、簡略化による住民サービスの向上をめざし、現状変更等の許可権限の移譲を受ける取り組みを進める必要がある。そのためには、文化庁長官の指定を受けるのに必要な「管理のための計画」を定める必要がある。今後、文化庁と宮城県及び関係市町とで権限移譲に向けた十分な検討・協議をおこないつつ、速やかに具体的作業を始める必要がある。

参考文献

●保存管理計画書

宮城県教育委員会

- 1976 『特別名勝「松島」』宮城県文化財調査報告書第45集，宮城県教育委員会
 1985 『特別名勝「松島」保存管理計画』宮城県文化財調査報告書第110集，宮城県教育委員会
 1998 『特別名勝「松島」保存管理計画』

●調査報告書

宮城県教育委員会編

- 1970 『特別名勝松島』第一法規

東北大学工学部建築学科建築史及び意匠研究室編

1983 『宮城県の近世社寺建築－近世社寺建築緊急調査報告書－』宮城県文化財調査報告書第98集，宮城県教育委員会
 古建築研究会編

- 1992 『宮城県の古建築－江戸・明治期の建造物－』宮城県文化財調査報告書第151集，宮城県教育委員会

東北歴史博物館編

2002 『宮城県の近代化遺産－宮城県近代化遺産総合調査報告書－』宮城県文化財調査報告書第190集，宮城県教育委員会
 宮城県教育庁文化財保護課編

- 2009 『シンポジウム松島湾の文化遺産～そのすばらしさを知っていますか～報告書』

県立自然公園松島学術調査委員会編

1981 『県立自然公園松島学術調査報告書』自然公園学術調査報告書第5集，宮城県生活環境部環境保全課
 環境省自然環境局生物多様性センター

- 1999－2009 『第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査』

宮城県内務部

- 1915 『松島公園経営報告書』

国宝瑞巖寺第二期修理委員会編

- 1958 『国宝・重要文化財瑞巖寺修理工事報告書』

財団法人文化財建造物保存技術協会編

- 2009 『大仰寺富山観音堂・仁王門保存修理工事報告書』大仰寺

石井武政・柳沢幸夫・山口昇一

- 1983 『塩竈地域の地質』通産省工業技術院地質調査所

石井武政・柳沢幸夫・山口昇一・寒川旭・松野久也

- 1982 『松島地域の地質』通産省工業技術院地質調査所

梅屋潔・金菱清編

- 2009 『松島に学ぶ（2008年度地域構想学発展実習（地域社会コース）報告書）』東北学院大学教養学部事業構想学科

七ヶ浜町教育委員会

- 1988 『漁業点描』

三崎一夫

- 1988 『松島湾の漁労習俗』松島町漁業協同組合

●自治体史

塩釜市史編纂委員会

- 1955－1986 『塩釜市史』（本編1・2、別編1・2、資料編1・2）

松島町誌編纂委員会

- 1960 『松島町誌』松島町

松島町史編さん委員会

- 1991 『松島町史（通史編Ⅰ・Ⅱ、資料編Ⅰ・Ⅱ）』松島町

七ヶ浜町誌編纂委員会

- 1967 『七ヶ浜町誌』七ヶ浜町

- 2008 『七ヶ浜町誌増補版』七ヶ浜町

利府町誌編纂委員会

- 1986 『利府町誌』利府町

鳴瀬町誌編纂委員会

- 1973 『鳴瀬町誌』鳴瀬町

- 1985 『鳴瀬町誌（増補改訂版）』鳴瀬町

●展示図録

瑞巖寺、志波彦神社・鹽竈神社、東北歴史博物館

2008 『塩竈・松島－その景観と信仰』

「日本三景展」実行委員会

2005 『日本三景展』

●論文等

飯村均・八重樫忠郎

1997 「鎌倉時代の瑞巖寺境内遺跡－予察－」『月刊歴史手帖』25-1, 名著出版

佐藤弘夫

2009 「松島小史」宮城県教育委員会編 (2009)

鈴木省三編

1926 『解釈鹽松勝譜』(舟山萬年筆「鹽松勝譜」) 仙台叢書別集第四卷, 仙台叢書刊行会
新野一浩

1997 「瑞巖寺境内遺跡－極小の鎌倉－」『月刊歴史手帖』25-1, 名著出版

藤沼邦彦

2009 「仙台湾(松島湾)と縄文文化」宮城県教育委員会編 (2009)

松本秀明

2009 「松島湾の地形」宮城県教育委員会編 (2009)

三崎一夫

1976 「月浜の年序組織とエズノワル」『東北民俗』10輯

●景観形成ガイドライン、その他

宮城県土木部

2007 『新・宮城県景観形成指針』

国土交通省港湾局

2005 『港湾景観形成ガイドライン』

国土交通省河川局

2006 『河川景観の形成と保全の考え方－原論編／マネジメント編』

2006 『河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料』

国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁

2006 『海岸景観形成ガイドライン』

国土交通省住宅局

2005 『住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン』

国土交通省砂防部

2007 『砂防関係事業における景観形成ガイドライン』

食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会

2006 『農業農村整備事業における景観配慮の手引き』

文化庁文化財部記念物課

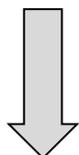
2005 『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－(I 総説編・資料編)』

参考資料

1	現状変更等の許可申請に係る事務手続きの流れ	87
2	特別名勝松島における現状変更等に際して許可申請が不要なもの の具体例	88
3	文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可のうち 県・市教育委員会が処理する事務（特別名勝松島に係るもの）	89
4	特別名勝松島に係る各種法規制と規制内容	90
5	特別名勝松島の指定地内における各種事業計画	93
6	特別名勝松島保存管理計画策定事業実施要領	96
7	特別名勝松島保存管理計画策定会議開催要綱	97
8	特別名勝松島保存管理計画策定のための作業部会開催要項	98
9	特別名勝松島保存管理懇談会開催要領	98
10	特別名勝松島保存管理計画策定会議委員等名簿	99
11	保存管理計画改訂に係る会議等の開催状況	100
12	関係法令等	
	(1) 文化財保護法（抄）	101
	(2) 文化財保護法施行令（抄）	111
	(3) 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指 定基準（抄）	113
	(4) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の 現状変更等の許可申請等に関する規則	113
	(5) 文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからりま でに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 の事務の処理基準について（抄）	115
	(6) 行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一 部改正等について（抄） （重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る審査 基準について／重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更 等に係る標準処理期間について／重要文化財及び史跡名勝天然 記念物等に係る不利益処分に関する処分基準について）	117
	(7) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の 管理に関する届出書等に関する規則（抄）	118
	(8) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の 復旧の届出に関する規則（抄）	118

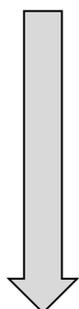
現状変更等の許可申請に係る事務手続きの流れ

① 事前相談



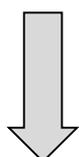
- 計画しようとする現状変更等の行為について市・町教育委員会に相談。
- ・保護地区区分図における位置、現状変更等の取扱指針との整合、着手までのスケジュールなどを確認。

② 事前協議



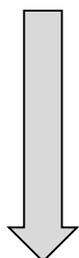
- 現状変更等の行為の内容について、市・町教育委員会と県教育委員会が協議をおこなう。
- ・必要に応じて、県教育委員会と文化庁が協議をおこなう。
- ・図面や景観シミュレーションなどにより、特別名勝松島の基本的な要素、付帯的な要素、風致景観への影響などを判断する。
- ・内容によっては計画の変更を要することがあるので、他の法令の許認可等（建築確認申請、補助金の申請など）に先だって協議することが重要である。

③ 許可申請



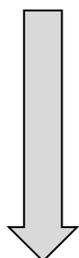
- 事前協議に基づいて、市・町教育委員会へ許可申請書を提出。
- ・市・町教育委員会は申請書を県教育委員会へ進達。
- ・県教育委員会は申請内容を審査の上、文化庁へ副申。

④ 許可等



- 文化庁の文化審議会文化財分科会において内容が審査され、許可の可否が決定される。
- ・許可申請書の提出後、許可の決定までの期間は約2ヶ月。
- ・許可書は、文化庁から県教育委員会、市・町教育委員会を経由し申請者へ。
- ・文化財保護法施行令により許可権限が県・市教育委員会に移譲されているものについては、県・市教育委員会が審査の上、許可書を交付。

⑤ 現状変更等の行為の着手



- 申請が許可されたら、現状変更等の行為に着手。
- ・許可に条件が付されている場合には、その内容・事項を確認し、市・町教育委員会の立会が必要な場合には、申請者は市・町教育委員会と日程を調整した上で着手。
- ・一度許可された案件でも、その内容を変更するとき（期間の変更も含む）は、再度、現状変更の内容変更に関する申請が必要。

⑥ 終了報告

- 工事等が完了したら、市・町教育委員会へ終了報告書を提出。
- ・終了報告書には、施工の前後を対比できる写真等を添付する。

特別名勝松島における現状変更等に際して許可申請が 不要なものの具体例

① 維持の措置に該当するもの

- ・ 松くい虫被害木の伐倒駆除
- ・ 松くい虫被害木除去跡地へ同種松の補植
- ・ 枯損し又は病虫害を受けた木竹の伐採

② 非常災害のために必要な応急措置

- ・ 崩落した土砂、落石等の撤去
- ・ 被災箇所への土嚢等の設置

③ 保存に影響を及ぼす行為における、影響が軽微であるもの

- ・ 森林を健全に維持するための間伐、枝払い、下刈りおよび防除剤の樹幹注入等、病虫害防除のための措置
- ・ 水田、畑等の日常的な経営、これに係るごく簡易な工作物の設置及び客土
- ・ カキ、ノリ等の生産に係るごく簡易な工作物の設置
- ・ 建築面積が5㎡以下で、かつ高さが3m以下のごく簡易な建築物・工作物の設置
- ・ 建築物その他の工作物の撤去
- ・ 第3種保護地区における建築面積が120㎡以下で、かつ高さが10m以下の専用户建住宅の新築、改築等

※ 建築物その他の工作物の撤去については、土地の形質変更を伴わないものであること。
第3種保護地区における専用户建住宅の新築・改築等については、本計画の第3章第4節
を参考にして、周囲の風致景観と調和するように十分留意した形態・意匠であること。

文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可のうち 県・市教育委員会が処理する事務（特別名勝松島に係るもの）

文化財保護法施行令第5条第4項		文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成12年4月28日文化庁次長通知）				
許可事務の範囲	許可事務範囲の説明					
イ 小規模建築物で3カ月以内の期間を限って設置されるものの新築・増築・改築・除却	・小規模建築物とは階数二以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120㎡以下のものをいう。 ・増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積が120㎡以下。	(1)建築面積は建築基準法施行令第2条第1項第二号に定める建築面積をいう。				
		(2)右①～③の場合は本号による許可の事務の範囲に含まれない。	①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合	②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から3カ月を超える場合	③新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合	
		(3)新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号へによる県又は市の教育委員会の許可を要する。				
ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法第8条第1項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの	・増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。	(1)新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。		(2)新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号へによる県又は市の教育委員会の許可を要する。		
ハ 工作物の設置、改修若しくは除却	・建築物を除く。 ・改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。	(1)工作物には右①～④を含む。	①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀	②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール	③小規模な観測・測定機器	④木道
道路の舗装若しくは修繕	・それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。	(2)道路には道路法第3条各号に掲げる道路のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。		(3)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。		(4)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
		(5)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。		(6)工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号へによる県又は市の教育委員会の許可を要する。		
ニ 法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却	・法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。	(1)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明板、境界線、囲さくその他の施設をいう。		(2)設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。		(3)標識、説明板、標柱、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水管の改修		(1)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。		(2)改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。		
ヘ 木竹の伐採	・名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。	(1)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。		(2)「危険防止のための伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。		(3)木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

特別名勝松島に係る各種法規制と規制内容

番号	規制区域等の名称	根拠法令	主管課所	規制行為						
				建築物 工作物 等の新 造改築 等	土地形 質の変 更	木竹の 伐採等	土石類 の採取	水面の 埋立干 拓	意匠色 彩の制 限	その他の規制
1	特別名勝松島	文化財保護法	文化財保護課	○	○	○	○	○	○	
2	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	文化財保護課	○	○		○			地下の掘削
3	県立自然公園松島 (普通地区)	自然公園法 県立自然公園条例	自然保護課 松島公園管理事 務所	○ 届出	○ 届出		○ 届出	○ 届出		広告物の設置
4	国設松島鳥獣保護 区 (特別保護地区)	鳥獣保護及狩猟ニ 関スル法律	自然保護課 県地方振興事務 所(仙台・東部)	○		○		○		
5	県立都市公園松島	都市公園法 県立都市公園条例	都市計画課 松島公園管理事 務所							①物販 ②映画等撮影 ③興業等 ④競技会等 ⑤広告表示 ⑥独占利用
6	農業振興地域及び 農用地域	農業振興地域の整 備に関する法律 農地法	農業振興課 県地方振興事務 所(仙台・東部) 各市町農業委員 会	○	○		○			農業上の利用 以外はできな い
7	海岸保全区域及び 一般公共海岸区域	海岸法	農村整備課 水産業基盤整備 課 河川課 県土木事務所 (仙台・東部) 港湾課(窓口: 仙台塩釜港湾事 務所塩釜支所) 県地方振興事務 所(仙台・東部)	○	○		○			

番号	規制区域等の名称	根拠法令	主管課所	規制行為						
				建築物 工作物 等の新 造改築 等	土地形 質の変 更	木竹の 伐採等	土石類 の採取	水面の 埋立干 拓	意匠色 彩の制 限	その他の規制
8	公共の用に供する 水面	水産資源保護法 宮城県漁業調整規則								有害物の遺 棄、漏泄
		公有水面埋立法	河川課 県土木事務所 (仙台・東部) 港湾課					○		
9	漁港区域	漁港法 漁港管理条例 漁港漁場整備法	水産業基盤整備 課	○	○		○			①水面、土地 の一部占用 ②汚水、汚物 の廃棄
10	宮城南部森林計画 区	森林法	森林整備課 地方振興事務所 (仙台・東部)		○	○	○			
	宮城北部森林計画 区		林業振興課 市町村(窓口) 自然保護課			○ 届出				1 ha未満の立 木伐採
				○	○	○			1 ha未満の林 地開発	
11	松島観光都市計画 区域 仙塩広域都市計画 区域	都市計画法	都市計画課							
12	道路区域(道路予 定地)	道路法 道路整備特別措置 法(有料道路)(7 条の14)	道路課							
13	河川区域	河川法	東北地方整備局 仙台河川国道事 務所 東北地方整備局 北上川下流河川 事務所	○	○		○			
	河川保全区域		河川課 県土木事務所 (仙台・東部)							

番号	規制区域等の名称	根拠法令	主管課所	規制行為						その他の規制
				建築物 工作物 等の新 造改築 等	土地形 質の変 更	木竹の 伐採等	土石類 の採取	水面の 埋立干 拓	意匠色 彩の制 限	
14	港湾区域 港湾隣接地域	港湾法	港湾課（窓口： 仙台塩釜港湾事 務所塩釜支所）	○			○			①廃棄物の投 棄 ②水域又は土 地の一部の占 用
15	砂防指定地	砂防法 砂防指定地管理条 例	防災砂防課	○	○	○	○			①牛、馬その 他の家畜の継 続的な放牧又 はけい留 ②火入れ又は たき火
16	急傾斜地崩壊危険 区域	急傾斜地の崩壊に よる災害の防止に 関する法律	防災砂防課	○	○	○	○			水を放流し又 は停滞させる 行為等
17	土砂災害特別警戒 区域	土砂災害警戒区域 等における土砂災 害防止対策の推進 に関する法律	防災砂防課							①特定開発行 為の規制 ②居室を有す る建築物の構 造耐力基準及 び建築基準法 の適用 ③移転等の勧 告
18	仙塩広域都市計画 区域 松島観光都市計画 区域	都市計画法	建築宅地課 都市計画課							
19	離島振興対策実施 地域 （浦戸諸島）	離島振興法	地域振興課							
20	（県内全域）	温泉法	薬務課							温泉をゆう出 させる目的で の掘削等
21	（県内全域）	採石法	産業立地推進課				○ 認可			
22	特別名勝松島のう ち市街化区域	屋外広告物法 屋外広告物条例	都市計画課	○						

特別名勝松島の指定地内における各種事業計画

〈道 路〉

区 分	事 業 名	施 行 地 区	施 行 者	着 手 年月日	完 了 年月日	備 考
道路改良工事	東名・新東名線外改良舗装工事整備事業	東松島市東名, 新東名	東松島市建設課	H21	H27.3.31	車道の拡幅及び歩道の新設整備改良工事 L = 800m W = 9.5m, L = 500m W = 9.5m 東名橋架替工事 アクセス道路①不老橋・長崎線 L = 200m W5.0m ②東名・南林下線 L = 300m W5.0m ③東名船留・松崎線 L = 120m W5.0m
	北余景街路3号線改良舗装工事整備事業	東松島市野蒜字北余景		H21	H23.3.31	車道の改良舗装工事 L = 240m W = 4.0m
	亀岡・北余景線改良舗装工事	東松島市野蒜字亀岡		H22	H29.3.31	車道の拡幅及び歩道の新設整備改良舗装工事 L = 900m W = 9.75m (2車線+歩道)
	不老山・松ヶ島線改良舗装工事整備事業	東松島市野蒜字南余景, 洲崎		H23	H28.3.31	車道の拡幅及び歩道の新設整備改良舗装工事 L = 840m W = 9.75m (2車線+歩道)
	野蒜駅前・海岸線改良舗装工事整備事業	東松島市野蒜字南余景		H22	H27.3.31	車道の拡幅及び歩道の新設整備改良舗装工事 L = 580m W = 9.75m (2車線+歩道)
	(一)小牛田松島線	松島町初原		宮城県	H13.4.1	H26.3.31
	浜田駅前赤沼線道路改良	利府町赤沼字浜田地内	利府町	H13	H23.3	
	浜田駅前広場整備	利府町赤沼字浜田地内		H20.10	H23.3	A = 3,400㎡
	須賀地区道路整備	利府町赤沼字須賀地内		H18.4	H23.3(予定)	L = 440m
	仁又線道路改良	利府町赤沼字仁又地内		未定	未定	
自動車専用道路整備	仙台松島道路	利府町	宮城県道路公社	H20.12.1	H26.3.31	延長 L = 1,640m (2箇所) L1 = 1,140m (起点側) → 拡幅予定 L2 = 500m (終点側) → 拡幅予定

〈漁 港〉

区 分	事 業 名	施 行 地 区	施 行 者	着 手 年月日	完 了 年月日	備 考
漁港整備工事 (広域水産物供給基盤整備)	塩竈漁港広域漁場整備事業(一般)	塩竈市新浜町, 港町	宮城県水産業基盤整備課	H13.4.1	H24.3.31	泊地浚渫 V = 45,000㎡, 岸壁改良 L = 104m, 臨港道路 L = 842m, 用地 A = 19,655㎡
漁港整備工事 (地域水産物供給基盤整備)	室浜漁港整備事業 (室浜地域水産物供給基盤整備事業)	東松島市宮戸字室浜, 小室, 鹿寫	東松島市農林水産課	H18	H24.3.31	消波堤 L = 50m, 防波堤(突堤) L = 60m
		東松島市宮戸字潜ヶ浦	東松島市農林水産課	H23	H27.3.31	物揚場 L = 80m B = 20m A = 1,600㎡, 泊地浚渫

区 分	事 業 名	施 行 地 区	施 行 者	着 手 年月日	完 了 年月日	備 考
漁港整備工事 (地域水産物 供給基盤整備)	月浜漁港整備事業 (月浜地域水産物供給基盤整備事業)	東松島市宮戸字月浜	東松島市農 林水産課	H21.4.1	H31.3.31 (H29.3.31)	防波堤延伸 L = 35m + 30m, 既設防波堤改良 L = 92m, 消波堤 L = 70m, 物揚場 L = 80m, 進入道路 L = 55m
漁港整備工事	大浜漁港整備事業	東松島市宮戸字大浜	東松島市農 林水産課	H27	H30.3.31	防波堤改良 L = 40m
漁港整備工事	里浜漁港整備事業	東松島市宮戸字里	東松島市農 林水産課	H30	H33.3.31	物揚場 L = 50m A = 1000㎡
漁港整備工事 (広域水産物 供給基盤整備)	磯崎漁港広域漁場整備事業(一般)	松島町磯崎	宮城県水産 業基盤整備課	H14.4.1	H24.3.31	波除堤 L = 10m, 防波堤 L = 30m, 護岸 L = 30m, 泊地浚渫 V = 36,000㎡, 物揚場 L = 120m, 船揚場 L = 40m, 臨港道路 L = 1,215m, 用地 A = 17,350㎡
漁港整備工事 (漁港環境整備統合補助)	磯崎漁港漁港環境整備事業	松島町磯崎	宮城県水産 業基盤整備課	H14.4.1	H23.3.31	植栽一式, 休憩所一式, 護岸 L = 533m, 駐車場 A = 2,500㎡, 遊歩道 A = 3,100㎡
漁港改修工事	浜田・須賀漁港背後地整備事業	利府町赤沼字浜田・須賀	利府町	未定	未定	

〈防波堤, 護岸等〉

区 分	事 業 名	施 行 地 区	施 行 者	着 手 年月日	完 了 年月日	備 考
堤防工事	海岸局部改良事業	洲崎海岸 東松島市洲崎	宮城県河川 課	H13	H30	堤防工 L = 900m
堤防工事	広域一般河川改修事業	二級河川高城川筋 松島町高城	宮城県河川 課	S57	H40	堤防工 L = 1,924m

〈その他〉

区 分	事 業 名	施 行 地 区	施 行 者	着 手 年月日	完 了 年月日	備 考
	海岸保全施設整備事業	松島町手樽地区	宮城県農村 振興課	H25	H30	護岸工 L = 485m
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	松島町高城川揚水 機場		H22	H26	揚水機場 補修工
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	松島町銭神排水機 場		H24	H28	揚水機場 補修工
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	東松島市潜ヶ浦第 2排水機場		H26	H28	揚水機場 補修工
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	東松島市中下排水 機場		H26	H28	揚水機場 補修工
用排水施設整備工事	洲崎地区ため池等整備事業	東松島市野蒜字洲崎	宮城県農村 整備課	H20.4.1	H25.3.31	洲崎第一排水機場の改修(ポンプ設備3台, 機場建屋, 排水樋管の改修)
崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業	七ヶ浜町上ノ山	宮城県防災 砂防課	H20	H24	法面工 L = 250m

区 分	事 業 名	施 行 地 区	施 行 者	着 手 年月日	完 了 年月日	備 考
排水整備工事	大塚地区排水施設改修整備工事事業	東松島市大塚	東松島市建設課	H20	H23.3.31	排水施設の改修整備（ポンプ施設工事，排水路改修工事等）
漁業集落排水改築工事	大浜地区排水処理施設改築事業	東松島市宮戸字大浜	東松島市下水道課	H21	H24.3.31	既設処理場及び管渠改修 1式
公園整備事業	富山参道整備工事	松島町手樽字三浦	松島町産業観光課	未定	未定	
	産業観光課分室改修工事	松島町松島字町内	松島町産業観光課	未定	未定	
森林保全事業	森林病害虫等防除事業	特別名勝松島指定地一円	宮城県、塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町	毎年		松林保全のための空中散布、地上散布、樹幹注入
	森林環境保全整備事業（衛生伐）	特別名勝松島指定地一円	宮城県、塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町	毎年		松くい虫被害木等の除去
鉄道整備事業	松島海岸駅整備事業	松島町松島字波打浜10	東日本旅客鉄道株式会社 松島町企画調整課	H23 (予定)	H25 (予定)	
集会施設建設工事	本郷地区コミュニティーセンター建設工事	松島町高城	松島町総務課	未定	未定	

〈民間〉

区 分	事 業 名	施 行 地 区	施 行 者	着 手 年月日	完 了 年月日	備 考
漁業施設整備工事	協同カキ剥き場整備	東松島市大塚	宮城県漁業協同組合	H22	未定	カキ生産者（4戸）による協同カキ剥き場
ホテル改築工事	嵯峨ビーチホテル建替え工事	東松島市野蒜字松ヶ島	宮城野観光	未定	未定	H20温泉掘削

特別名勝松島保存管理計画策定事業実施要領

1. 目的

宮城県は、文化庁長官より文化財保護法第113条に基づき特別名勝松島の管理団体に指定されている。本事業は、管理団体として特別名勝松島の保存のため必要な保存管理を適切に行うために、特別名勝松島の特性と現況を整理し、保存管理の基本方針と方法、現状変更等の取扱方針及び取扱基準等について必要な事項を定めるものである。

2. 事業内容

- (1) 保存管理計画の策定
- (2) その他上記に関連する事項

3. 実施方法

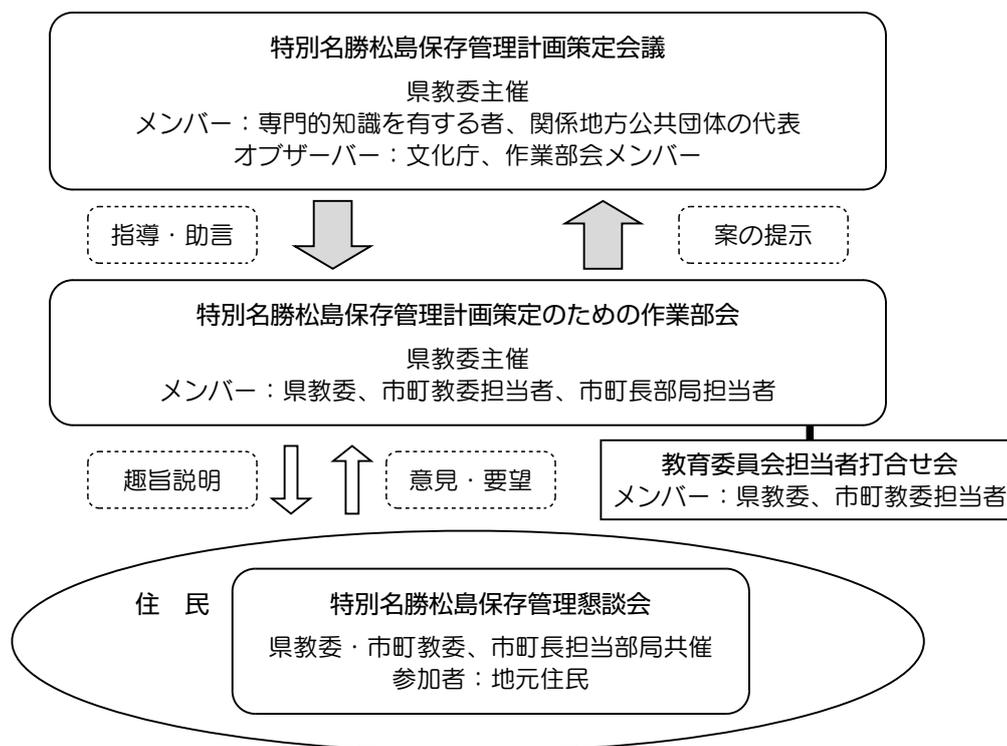
本事業は、景観・地質・植物・考古・建築・歴史等の多方面の専門的知見を総合的に評価・考察しながら実施していく必要があるため、特別名勝松島の保存管理に関し専門的知識を有する者及び関係する地方公共団体の代表からなる策定会議の指導、助言を得て、策定会議の下に組織する作業部会にて具体的な調査、検討を行いながら、保存管理計画を策定する。

なお、策定に当たっては地元住民等の意見もふまえ、住民の生活や生業、安全にも配慮した内容となるよう努める。

4. 実施期間

着手 平成20年7月2日

完了 平成22年3月31日



特別名勝松島保存管理計画改訂の検討組織図

特別名勝松島保存管理計画策定会議開催要綱

(目 的)

第1 文化財保護法の趣旨に基づき、特別名勝松島を保存し、その適正な保存管理に資するため、特別名勝松島保存管理計画策定会議（以下「策定会議」という）を開催する。

(所掌事務)

第2 策定会議は、保存管理計画の策定について指導、助言を行うものとする。

(組 織)

第3 策定会議は、10人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

(1) 特別名勝松島の保存管理に関し専門的知識を有する者

(2) 関係する地方公共団体の代表

3 委員の任期は2年以内とする。

(議長及び副議長)

第4 策定会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によって定める。

2 議長は、策定会議を総理し、策定会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5 策定会議は、議長の承認を受けて教育長が招集する。

2 議長は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6 策定会議における審議を円滑に行うため、策定会議に作業部会を置く。

2 作業部会の設置、運営等については別に定める。

(事務局)

第7 策定会議の事務局は宮城県教育庁文化財保護課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月2日から施行する。

特別名勝松島保存管理計画策定のための作業部会開催要項

(目的)

第1 特別名勝松島保存管理計画策定会議設置要綱第6の規定に基づき、特別名勝松島保存管理計画策定のための作業部会（以下「作業部会」という）を開催する。

(所掌事務)

第2 作業部会は、保存管理計画の策定に関する事項の調査、検討を行うものとする。

(構成)

第3 作業部会は、宮城県及び特別名勝松島の指定範囲に所在する塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町の関係部局及び教育委員会の職員をもって構成する。

(座長)

第4 作業部会に座長を置き、宮城県教育庁文化財保護課長をこれに充てる。

(打合せ)

第5 作業部会は、座長が必要に応じて招集する。

2 構成員は、その指定する者を作業部会に代理で出席させることができる。

3 座長は必要と認めた場合、作業部会に構成員以外の者の出席を要請することができる。

(事務局)

第6 作業部会の事務局は宮城県教育庁文化財保護課に置く。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

特別名勝松島保存管理懇談会開催要領

(目的)

1 特別名勝松島の保存管理計画改訂にあたり、各市町住民の保存管理に関する意見の聴取を行うとともに、それらを適切に計画改訂案に反映させるための意見交換を行うことを目的として特別名勝松島保存管理懇談会（以下「懇談会」という）を開催する。

(参加者)

2 懇談会には、特別名勝松島の指定範囲に所在する塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町（以下「関係市町」という）の住民等が参加するものとする。

(開催)

3 懇談会は、関係市町の状況に応じて、市町ごとに開催方法、開催場所、日時等を設定して実施する。

(開催事務)

4 懇談会の開催事務は、関係市町教育委員会、関係市町長部局と県教育委員会が共同で行うこととする。

特別名勝松島保存管理計画策定会議委員等名簿

策定会議委員

	氏 名	専 門	職 名
議 長	田 中 哲 雄	造園学・景観	元東北芸術工科大学教授
副議長	森 啓	地質学	東北大学名誉教授
委 員	阿子島 香	考古学	東北大学大学院教授
委 員	飯 淵 康 一	建築史学	東北大学大学院教授
委 員	川 島 秀 一	民俗学	リアス・アーク美術館学芸係長
委 員	菊 池 慶 子	日本近世史	聖和学園短期大学教授
委 員	平 吹 喜 彦	植物学	東北学院大学教授
委 員	宮 原 育 子	地理学・観光	宮城大学大学院教授
委 員	阿 部 秀 保		東松島市長
委 員	大 橋 健 男		松島町長

オブザーバー

文化庁文化財部記念物課（名勝部門） 主任文化財調査官 本 中 眞

協 力 者

東北学院大学教授（地形学） 松 本 秀 明

保存管理計画改訂に係る会議等の開催状況

策定会議・作業部会・打合せ会等

平成20年度

- 5月8日 教育委員会担当者打合せ会（第1回）
- 6月5日 教育委員会担当者打合せ会（第2回）
- 7月17日 教育委員会担当者打合せ会（第3回）
- 8月27日 作業部会（第1回）
- 10月6日 文化庁協議
- 11月5日 策定会議（第1回）
- 12月25日 教育委員会担当者打合せ会（第4回）
- 1月6日 文化庁協議
- 1月14日 作業部会（第2回）
- 1月19日 文化庁協議
- 2月9日 策定会議（第2回）

平成21年度

- 6月9日 教育委員会担当者打合せ会（第5回）
- 6月18日 文化庁協議
- 7月7日 作業部会（第3回）
- 8月5日 策定会議（第3回）
- 9月2日 教育委員会担当者打合せ会（第6回）
- 10月17日 策定会議（第4回）
- 10月30日 作業部会（第4回）
- 2月12日 教育委員会担当者打合せ会（第7回）

基礎調査

平成20年度

- 4月 市町教育委員会あてアンケート調査
- 6月 市町教育委員会あて基礎資料調査
- 8月 県庁内関係部局あて基礎資料調査

懇談会

平成20年度

- 8月20日 東松島市懇談会（第1回）
- 9月1日 東松島市懇談会（第2回）
- 9月9日 東松島市懇談会（第3回）
- 9月10日 東松島市懇談会（第4回）
- 9月16日 東松島市懇談会（第5回）
- 10月21日 東松島市懇談会（第6回）

平成21年度

- 6月1日 東松島市懇談会（第7回）
- 6月4日 東松島市懇談会（第8回）
- 6月5日 塩竈市懇談会（第1回）
- 8月21日 塩竈市懇談会（第2回）
- 9月1日 東松島市懇談会（第9回）
- 9月29日 松島町懇談会（第1回）
- 10月10日 東松島市懇談会（第10回）

現地調査

平成20年度

- 6月20日 塩竈市
- 6月27日 塩竈市
- 6月25日 東松島市
- 6月23日 松島町
- 6月26日 七ヶ浜町
- 6月24日 利府町
- 2月24日 松島町
- 3月12日 東松島市
- 3月18日 東松島市
- 3月18日 松島町

平成21年度

- 9月1日 東松島市
- 9月10日 七ヶ浜町
- 9月11日 東松島市
- 9月14日 松島町
- 9月16日 松島町
- 9月17日 塩竈市
- 9月18日 塩竈市
- 9月24日 利府町
- 12月1日 塩竈市～松島町
- 12月8日 東松島市
- 12月15日 塩竈市

(1) 文化財保護法 (抄)

(昭和25年5月30日法律第214号)

最終改正：平成19年3月30日法律第7号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第27条から第29条まで、第37条、第55条第1項第四号、第153条第1項第一号、第165条、第171条及び附則第3条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第109条、第110条、第112条、第122条、第131条第1項第四号、第153条第1項第七号及び第八号、第165条並びに第171条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

第3章 有形文化財

(中略)

(管理方法の指示)

第30条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第31条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第1項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第32条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第3項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第32条の2 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所

有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第28条第2項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第12章において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第30条及び第31条第1項の規定を準用する。
第32条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第28条第2項の規定を準用する。

第32条の4 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

(管理又は修理の補助)

第35条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第36条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責

任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第3項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第37条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第35条第3項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第38条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基づく占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第39条 文化庁長官は、前条第1項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第1項の規定による修理又は措置の施行には、第32条の2第5項の規定を準用する。

第40条 第38条第1項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第38

条第1項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第1項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至った事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

第41条 第38条第1項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から6箇月を経過したときは、この限りでない。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）

第42条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第36条第2項、第37条第3項若しくは第40条第1項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第2次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第40条第1項の規定による負担金については、同条第2項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者である

ときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第1項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第2項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四 第2項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

6 前項第二号に掲げる第1項の補助金又は負担金の額については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

7 第1項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第33条第1項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第1項の規定により納付する金額は、同条第3項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

（中略）

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第47条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(中略)

(保存のための調査)

(中略)

第55条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。

四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第1項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(中略)

第7章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物

の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第110条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第111条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第112条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同項の規定による指定がな

かつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第110条第1項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第114条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第12章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とす

ることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第117条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第12章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項(同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第122条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第123条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第124条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならない

こととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に

対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(中略)

第2節 国に関する特例

(国に関する特例)

第162条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第163条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第3条第2項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第164条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第15条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第165条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第28条第1項又は第3項(第78条第2項で準用する場合を含む。)の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第29条第2項(第79条第2項で準用する場合を含む。)又は第5項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁

の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第109条第3項(第110条第3項及び第112条第4項で準用する場合を含む。)の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第134条第2項(第135条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第109条第3項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第166条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第167条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき(次条第1項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。)

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第32条第1項(第80条及び第120条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第33条(第80条及び第120条で準用する場合を含む。)及び第136条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第34条(第80条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第43条の2第1項及び第127条第1項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第81条第1項及び第139条第1項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第115条第2項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第1項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第一号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第一号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第169条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
- 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
- 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第170条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除

いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第1項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと思われるとき。

第171条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第172条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定には、第32条の2第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第30条、第31条第1項、第32条の4第1項、第33条、第34条、第35条、第36条、第47条の2第3項及び第54条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第30条、第31条第1項、第33条、第35条、第115条第1項及び第2項、第116条第1項及び第3項、第121条並びに第130条の規定を準用する。

第173条 前条第1項の規定による指定の解除については、第32条の3の規定を準用する。

第174条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第172条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第172条第2項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による修理又は

復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第32条の4第1項及び第35条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第35条、第116条第1項及び第117条の規定を準用する。

第175条 第172条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

(中略)

第3節 地方公共団体及び教育委員会 (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第35条第3項(第36条第3項(第83条、第121条第2項(第172条第5項で準用する場合を含む。))及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第37条第4項(第83条及び第122条第3項で準用する場合を含む。)、第46条の2第2項、第74条第2項、第77条第2項(第91条で準用する場合を含む。)、第83条、第87条第2項、第118条、第120条、第129条第2項、第172条第5項及び第174条第3項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

二 第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三 第51条第5項(第51条の2(第85条で準用する場合を含む。)、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

四 第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第54条(第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第55条、第130条(第172条第5項で準用する場合を含む。))又は第131条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第92条第1項(第93条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第92条第2項の規定による指示及び命令、第93条第2項の規定による指示、第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長、同条第8項の規定による指示、第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第55条又は第131条の規定による立入調査又

は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第1項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第94条第1項から第4項まで又は第97条第1項から第4項までの規定によるものを行う場合には、第94条第5項又は第97条第5項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第2条第8項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第1項第二号に掲げる第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第43条第5項又は第125条第5項

二 第1項第五号に掲げる第55条又は第131条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第55条第3項又は第131条第2項

三 第1項第六号に掲げる第96条第2項の規定による命令 同条第9項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

7 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第2条第9項第一号に規定する第1号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(中略)

(書類等の經由)

第188条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(中略)

第13章 罰則

(中略)

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは料金に処する。

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者
- 二 第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- 一 第39条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
- 二 第98条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者
- 三 第123条第2項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第199条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第193条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第200条 第39条第1項（第47条第3項（第83条で準用する場合を含む。）、第123条第2項、第186条第2項又は第187条第2項で準用する場合を含む。）、第49条（第85条で準用する場合を含む。）又は第185条第2項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、30万円以下の過料に処する。

第201条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて、第36条第1項（第83条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第37条第1項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者
- 二 正当な理由がなくて、第121条第1項（第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第122条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者
- 三 正当な理由がなくて、第137条第2項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過

料に処する。

- 一 正当な理由がなくて、第45条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
- 二 第46条（第83条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第46条第5項（第83条で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第46条第1項（第83条で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者
- 三 第48条第4項（第51条第3項（第85条で準用する場合を含む。）及び第85条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第51条第5項（第51条の2（第85条で準用する場合を含む。）、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者
- 四 第53条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者
- 五 第54条（第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第55条、第68条（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）、第130条（第172条第5項で準用する場合を含む。）、第131条又は第140条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 六 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者
- 七 正当な理由がなくて、第128条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 一 第28条第5項、第29条第4項（第79条第2項で準用する場合を含む。）、第56条第2項（第86条で準用する場合を含む。）又は第59条第6項若しくは第69条（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者
- 二 第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第32条（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第33条（第80条、第118条及び第120条（これらの規定を第133条で準用する場合を含む。）並びに第172条第5項で準用する場合を含む。）、第34条（第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第43条の2第1項、第61条若しくは第62条（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）、第64条第1項（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）、第65条第1項（第90条第3

項で準用する場合を含む。)、第73条、第81条第1項、第84条第1項本文、第92条第1項、第96条第1項、第115条第2項(第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第127条第1項、第136条又は第139条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第32条の2第5項(第34条の3第2項(第83条で準用する場合を含む。)、第60条第4項及び第63条第2項(これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。))並びに第80条で準用する場合を含む。又は第115条第4項(第133条で準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

(後略)

(2) 文化財保護法施行令(抄)

(昭和50年9月9日政令第267号)

最終改正：平成20年3月31日政令第127号

(前略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第35条第3項(法第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。))の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。))並びに法第36条第3項(法第83条、第121条第2項(法第172条第5項において準用する場合を含む。))及び第172条第5項において準用する場合を含む。、第46条の2第2項及び第129条第2項において準用する法第35条第3項の規定による指揮監督

二 法第43条第4項(法第125条第3項において準用する場合を含む。))の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。))の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。))

三 法第51条第五項(法第51条の2(法第85条において準用する場合を含む。))及び第85条において準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第84条第2項において準用する法第51条第5項の規定による公開の停止命令

四 法第53条第4項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。))

五 法第92条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による指示及び命令、法第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、法第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理、法第93条第2項の規定による指示、法第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長及び同条第8項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特

に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第96条第1項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第43条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限り。）

三 法第54条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第55条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第43条第1項の規定による許可の申請に係るものに限り。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限り。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限り。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の

設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限り。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限り。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限り。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限り。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限り。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限り。）

5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6 第4項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（中略）

（事務の区分）

第7条 第5条第1項（第五号に係る部分を除く。）、第3項（第二号に係る部分を除く。）及び第4項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（後略）

(3) 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(抄)

(昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号)
最終改正：平成7年3月6日 文部科学省告示第24号
(前略)

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの
(後略)

(4) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)
最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号
(許可の申請)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第184条第1項第二号及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があ

- るときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第二号及び令第5条第4項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

- 2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項第一号ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

- 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた教育委員会
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(5) 文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について (抄)

庁保記第226号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)による改正後の文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第42号)による改正後の文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)の施行に伴い、平成12年4月1日から、令第5条第4項第一号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が行うこととなりました。

については、「文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」が別紙のとおり定められましたので、十分に御了知の上、適切な事務処理をお願い申し上げます。また、域内の市の教育委員会に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう御配慮願います。

(別紙)

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成12年4月28日

文部大臣裁定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象で

ある動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第80条(※現法125条)第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第80条(※現法125条)第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第5条第4項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から3ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条(※現法125条)第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条(※現法125条)第1項ただし書の維持の措置である場合を除く)。

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増

築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第5条第4項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条（※現法125条）第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第80条（※現法125条）第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三 令第5条第4項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条（※現法125条）第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第80条（※現法125条）第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四 令第5条第4項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第72条（※現法115条）第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可を

することができない。

五 令第5条第4項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第5条第4項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第80条（※現法125条）第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

（後略）

(6) 行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について(抄)

庁保伝第141号

平成6年11月25日各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長
通達

行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等
について

(前略)

別紙二

重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る審査基準について

重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可、輸出の許可、文化庁長官の行う公開への出品の承認、国庫の費用負担による公開の承認及び所有者等以外による公開の許可並びに史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る審査基準は以下のとおりとする。

(中略)

7 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可(文化財保護法第80条(※現法125条))に係る審査基準について

(一) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められている場合

当該保存管理計画に定められた基準に適合していると認められるか否か。

(二) 史跡名勝天然記念物に関して保存管理計画が定められていない場合

ア 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められるか否か。

イ 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。

ウ 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。

別紙三

重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る標準処理期間について

重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可、輸出の許可、文化庁長官の行う公開への出品の承認、国庫の費用負担による公開の承認及び所有者等以外による公開の許可並びに史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に係る標準処理期間(申請が文化庁に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間)は以下のとおりとする。

(中略)

7 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可(文化財保護法第80条(※現法125条))に係る標準処理期間について

(一) 現状変更等が軽易なもの又は定型的なものである場合
：1か月～2か月

(二) (一)以外の場合
：2か月～3か月

ただし、申請書、添付書類等に不備がある場合又は申請者その他の関係者との調整を要する場合は、この限りではない。

また、現状変更等が指定物件の指定要素に重大な影響を及ぼ

すおそれのある場合は、この限りではない。

別紙四

重要文化財及び史跡名勝天然記念物等に係る不利益処分に関する処分基準について

重要文化財等の管理団体の指定の解除、重要文化財等の管理に関する命令、重要文化財等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可取消・行為停止命令及び重要文化財等の公開停止・中止命令に係る処分基準は以下のとおりとする。

(中略)

14 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の条件に従わなかった者に対する現状変更等の停止命令又は許可の取消し(文化財保護法第80条(※現法125条)第3項)に係る行政手続法第12条第1項の規定による処分基準について

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、以下のいずれかに該当する場合

(一) 現状変更等が保存管理計画に定められた基準に反し、又はそのおそれがあると認められること。

(二) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。

(三) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

(四) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

15 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けなかった者又は許可の条件に従わなかった者に対する原状回復命令(文化財保護法第80条(※現法125条)第7項)に係る行政手続法第12条第1項の規定による処分基準について

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けず、又は許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、以下のいずれかに該当する場合

(一) 現状変更等が保存管理計画に定められた基準に反し、又はそのおそれがあると認められること。

(二) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められること。

(三) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

(四) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となり、又はそのおそれがあると認められること。

(7) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抄)

(昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号)

最終改正：平成17年3月28日文科科学省令第11号

(前略)

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知つた日
- 十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第7条 法第115条第2項(法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第1項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち30日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第8条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第167条第1項第一号及び第二号の場合に係るときは第3条の規定を、法第167条第1項第三号の場合に係るときは第6条の規定を、法第167条第1項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

(後略)

(8) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抄)

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号)

最終改正：平成17年3月28日文科科学省令第11号

(復旧の届出)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第2条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第5条 法第167条第1項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第168条第1項第一号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第169条第1項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

(後略)

特別名勝松島保存管理計画

平成 22 年 3 月 31 日 発行

発行 宮城県教育委員会

編集 宮城県教育庁文化財保護課

宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

TEL : 022-211-3682

FAX : 022-211-3693

